

富士川水運資料④
青山幸太家所蔵

富士川絵図 II

富士川町教育委員会
富士川町郷土資料叢書

富士川町郷土資料叢書第八集の発刊によせて

富士川町教育長 古 屋 三千雄

このたび、新たな『富士川絵図 Ⅱ』を、教育委員会の事業として刊行できますことは、誠に喜びに堪えません。

この絵図は、これまで旧鵜沢町在住の郷土史家で富士川舟運史研究の第一人者であった青山靖（しずか）氏が所蔵しておられた富士川絵図を、御子孫の青山幸太氏のご許可をいただき、刊行するものです。

前回の『富士川絵図』は、富士川の河川交通の円滑な運行のために、難所の岩場の掘削や、運行を妨げる砂利の浚渫（しゅんせつ）をおこなう目的で、その場所を明確に示すために、甲州の三河岸（青柳河岸・鵜沢河岸・黒沢河岸）から駿河国の岩淵河岸（現静岡県富士市）までの間が描かれていました。これに対し今回の絵図は、甲州の三河岸から駿河国の岩淵河岸を経て、同国蒲原（かんばら）から清水（いずれも静岡市清水区）まで描かれているのが特徴です。年貢米の輸送である廻米のルートが念頭にあったと思われませんが、それだけでなく、富士川流域の景観や地名、単石（ねずみいし）・七色岩などの岩石の名称、富士山がどの方向に見えるかなど、現代の観光案内のような要素が含まれて描かれているのも興味深いものです。

時あたかも本年二月二十三日には、皆様のおかげをもちまして、「富士川舟運歴史館」・「富士川近代人物館」の二つの展示施設からなる、『富士川町歴史文化館 塩の華』を開館することができました。

本町では、今後も町の歴史に関わる古文書や富士川絵図を集め、さらに充実した郷土資料叢書の編集に全力で取り組んでいきたいと思っています。

多くの皆様方のさらなるご支援・ご協力を重ねてお願い申し上げます。

二〇二三年（令和五年）七月 吉日

浅原村

東南胡村

大柵村
カ



(端裏部分のみ近代の出版物
を貼って裏打ちしている)

藤
□
孫
印朱

小室道

新田

鯉沢塚

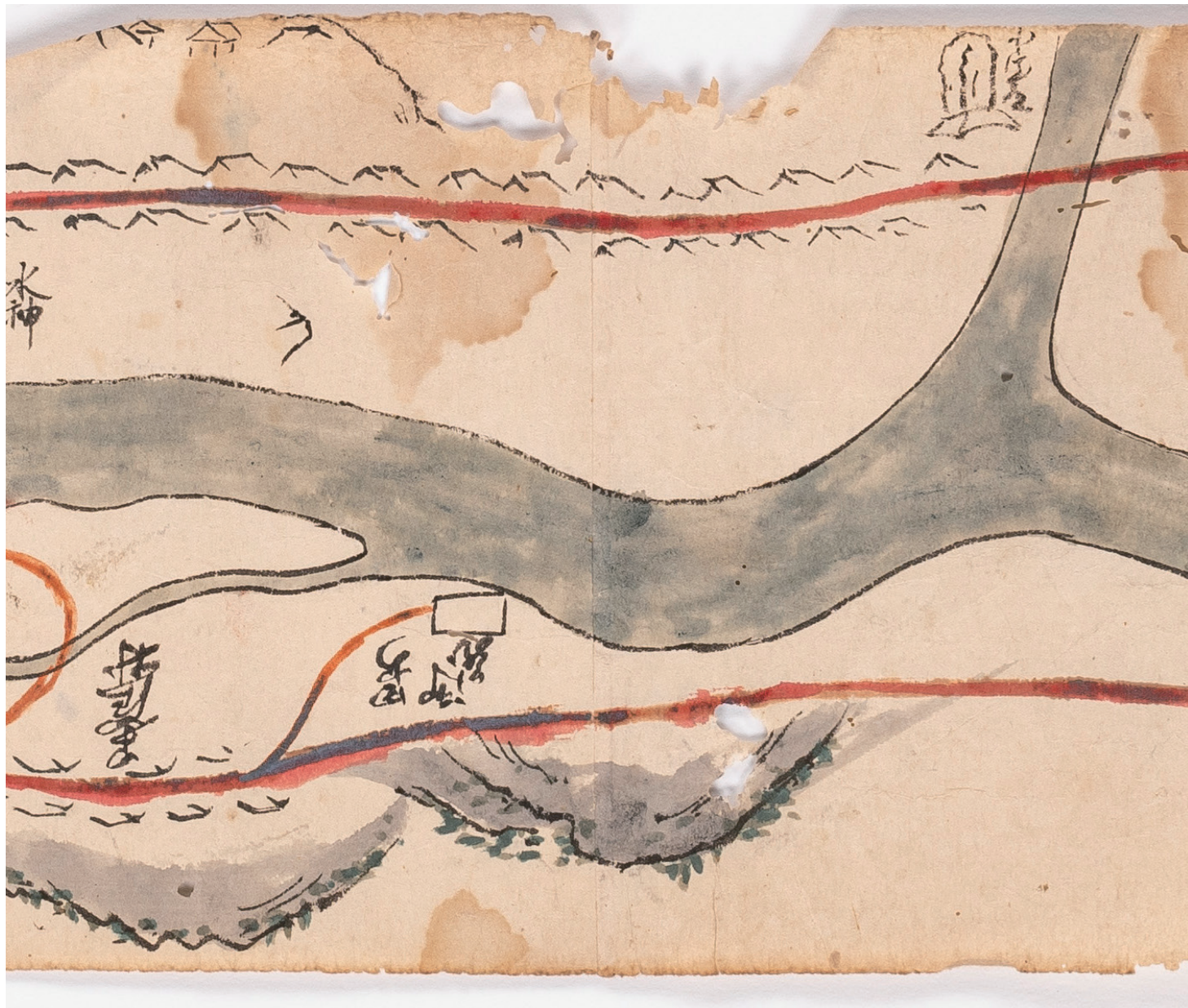
青柳村

御城米場
廿間
間四



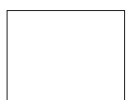
水神

小室道



黒沢村

田安



御蔵

御番所

御城米場

四間
廿間

支路潮
シラロ

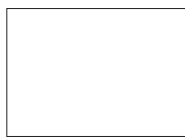
鯉沢宿



松本
御蔵



御城米場



テツハク
輟泊

御番所

御城米場

御番所

(二軒)
二間

茶屋

カマツカノセ

海門^{マド}

古
天戸
今ノ文字



大木

アケイシ
明石神

烏帽子石

小柳川

蹴裂社



ワレ石峠

大木ノセ

禹ノ瀬

ホリキリ

明神山

法師倉 今

小柳川

蹴裂社

古ノ扇嶋

ヲノギ

ヲニ嶋

落合カンラン

大柳川



ホリキリ

明神山

法師倉 今

干畔ホシク古

六万部河原

盗森

羽鹿嶋

箱原村

天神ノ瀧

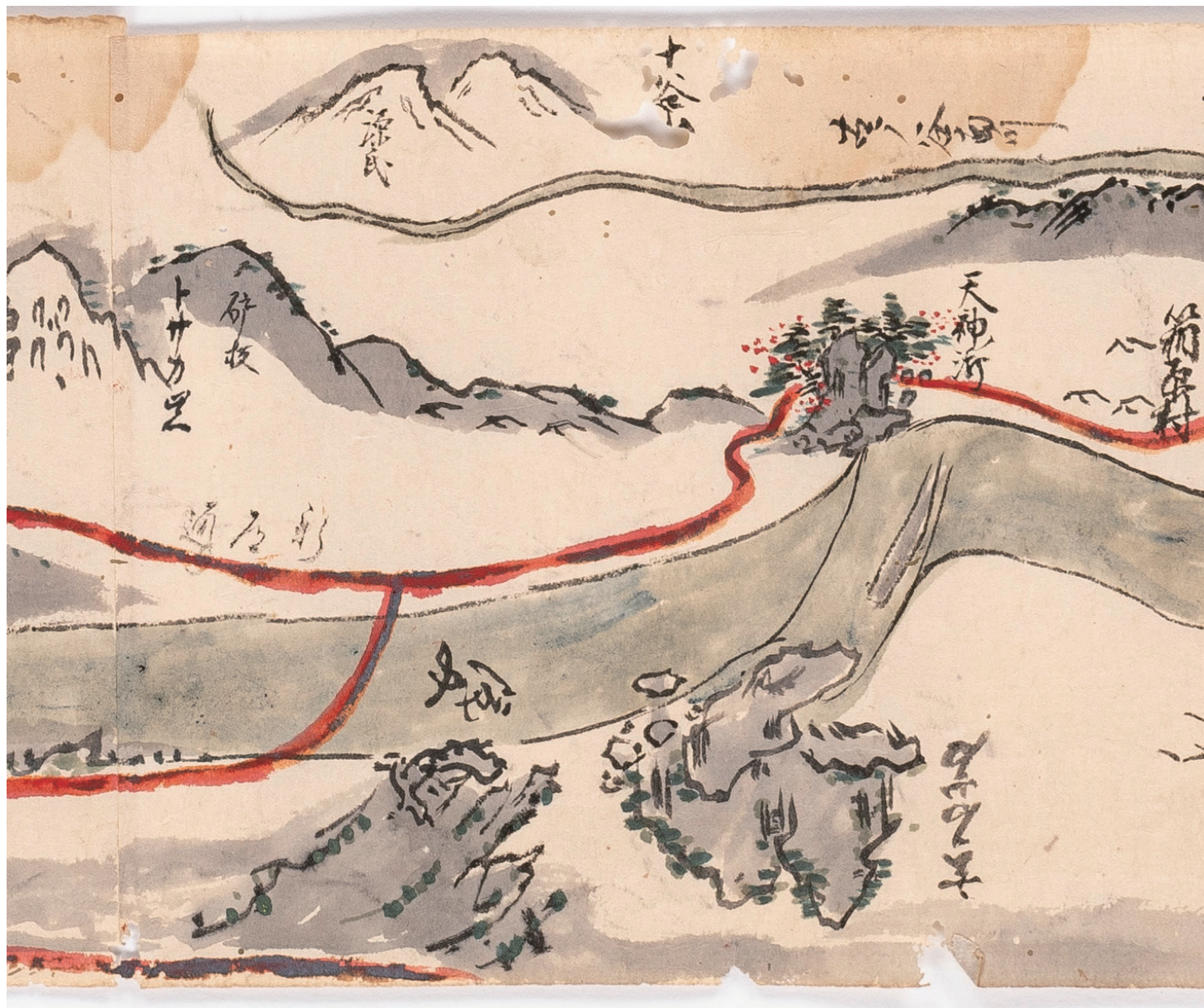
古ノ谷南川

十谷山

新道通

源氏

砦板(坂九)
トサ力岩



渡舟

玄石岩

源氏

砦板(坂力)
卜サ力岩

新道通



夕ナミチ

切通シ

カニヤ沢
蟹谷



舟山

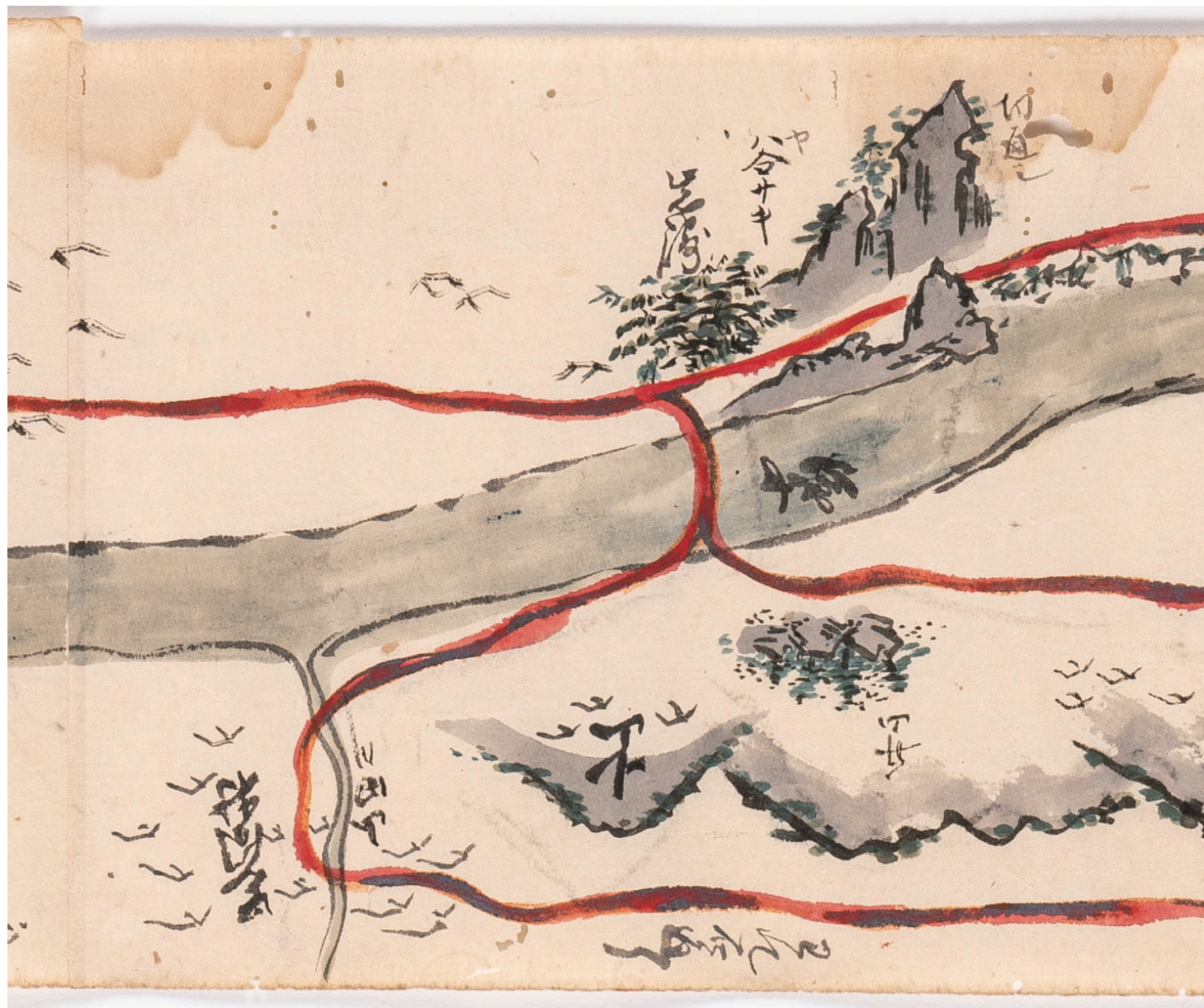
楠甫

切通シ

渡舟

谷サキ

岩崎



舟山

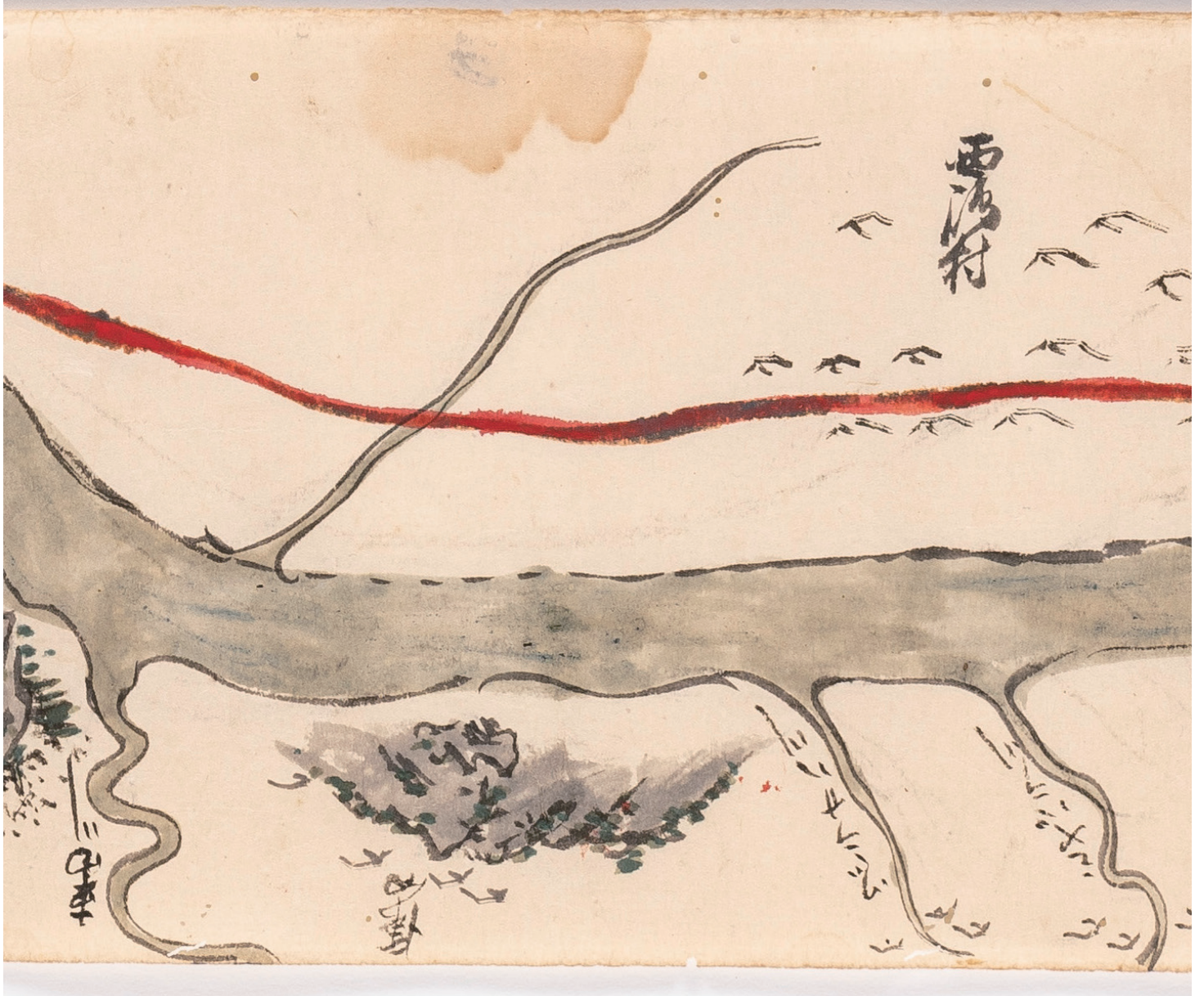
われ石通り

小山

山田川

岩間村

西嶋村



ミヤバラ川

ツミラサハ川

津向

車田川

手打沢川

町屋

黒岩



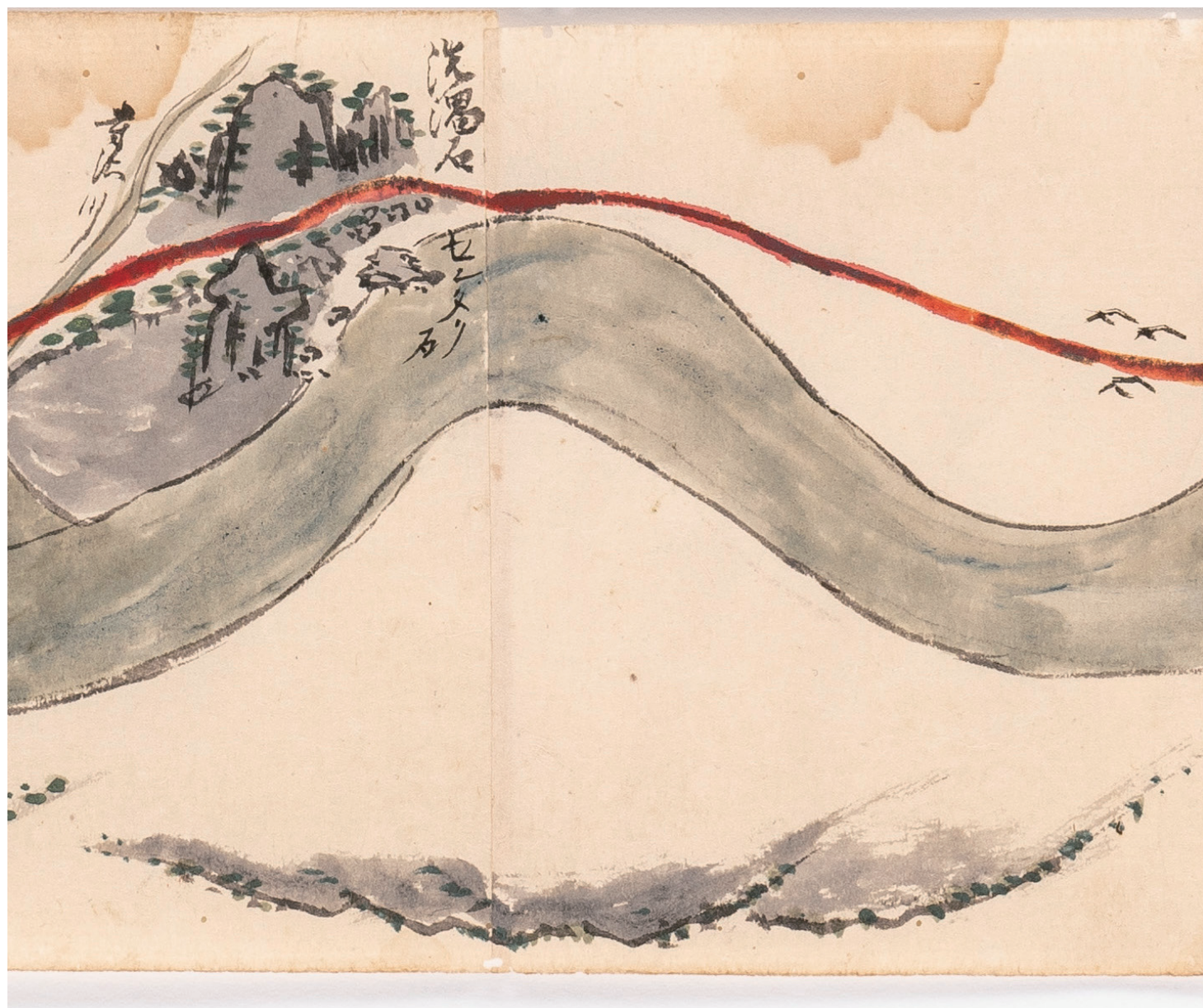
鴨狩

カンラン寺

車田川

寺沢川

セシタク石
洗濯石



センタク石
洗濁石

寺沢川

切石宿

是ヨリ早川入へ道
夜子沢川



馬ノツラ石

不動瀧

日下り



下田原村

八日市場

伊沼ノ原



小田原

(貼紙①)



宮木村



(貼紙②)

早川門

渡舟

飯富村

陣臺山



波高嶋

(貼紙②)

「スベテミナ梅木山
乗物石」

駕石

醍醐山

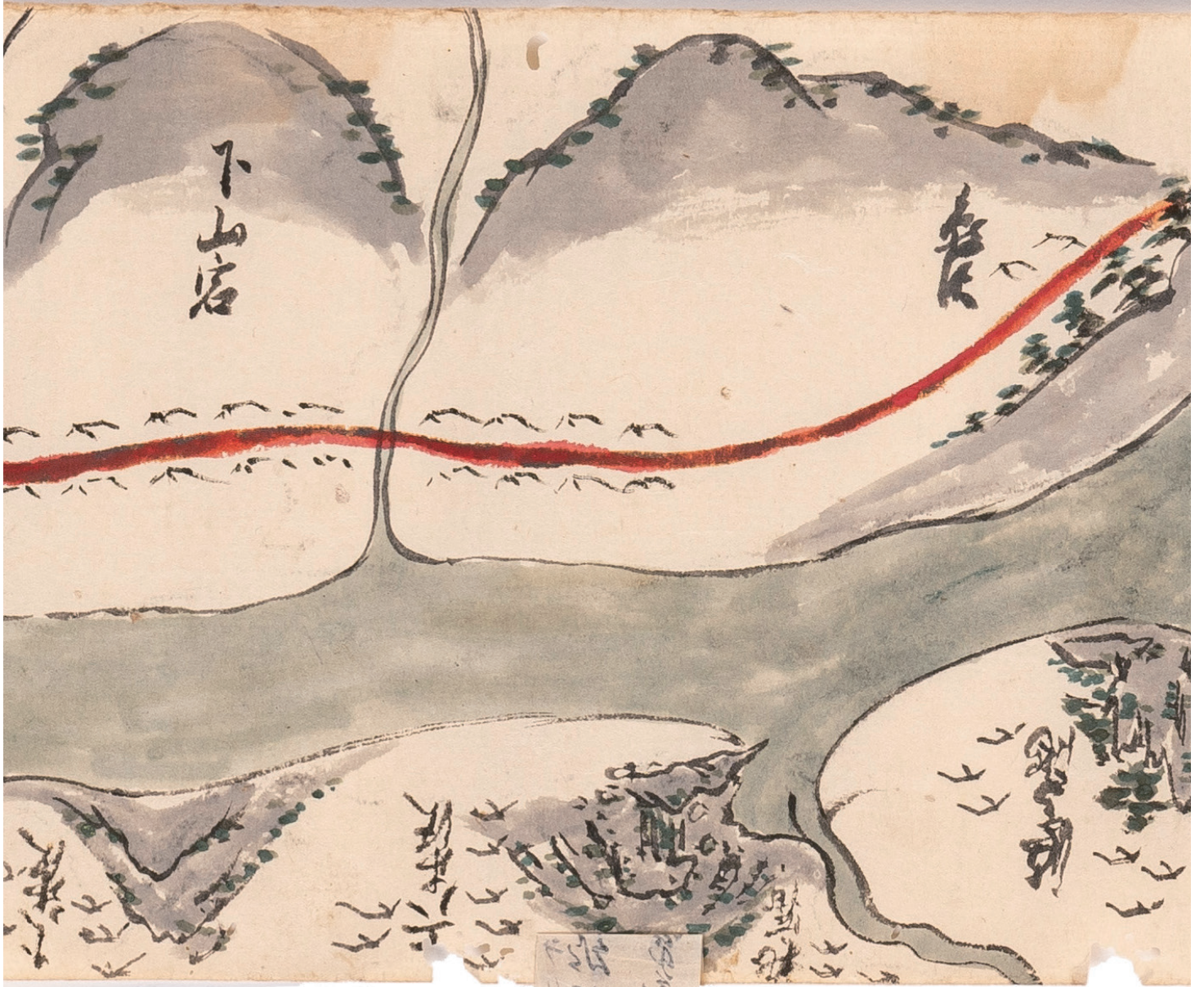
(貼紙①)

「皆梅古木
丈二尺位」

屏風岩

亀沢

下山宿



波高嶋

桃窪

(貼紙③)

「コノヲクニ壹里

下部温泉有

常葉川

」

上八木沢

(貼紙③)

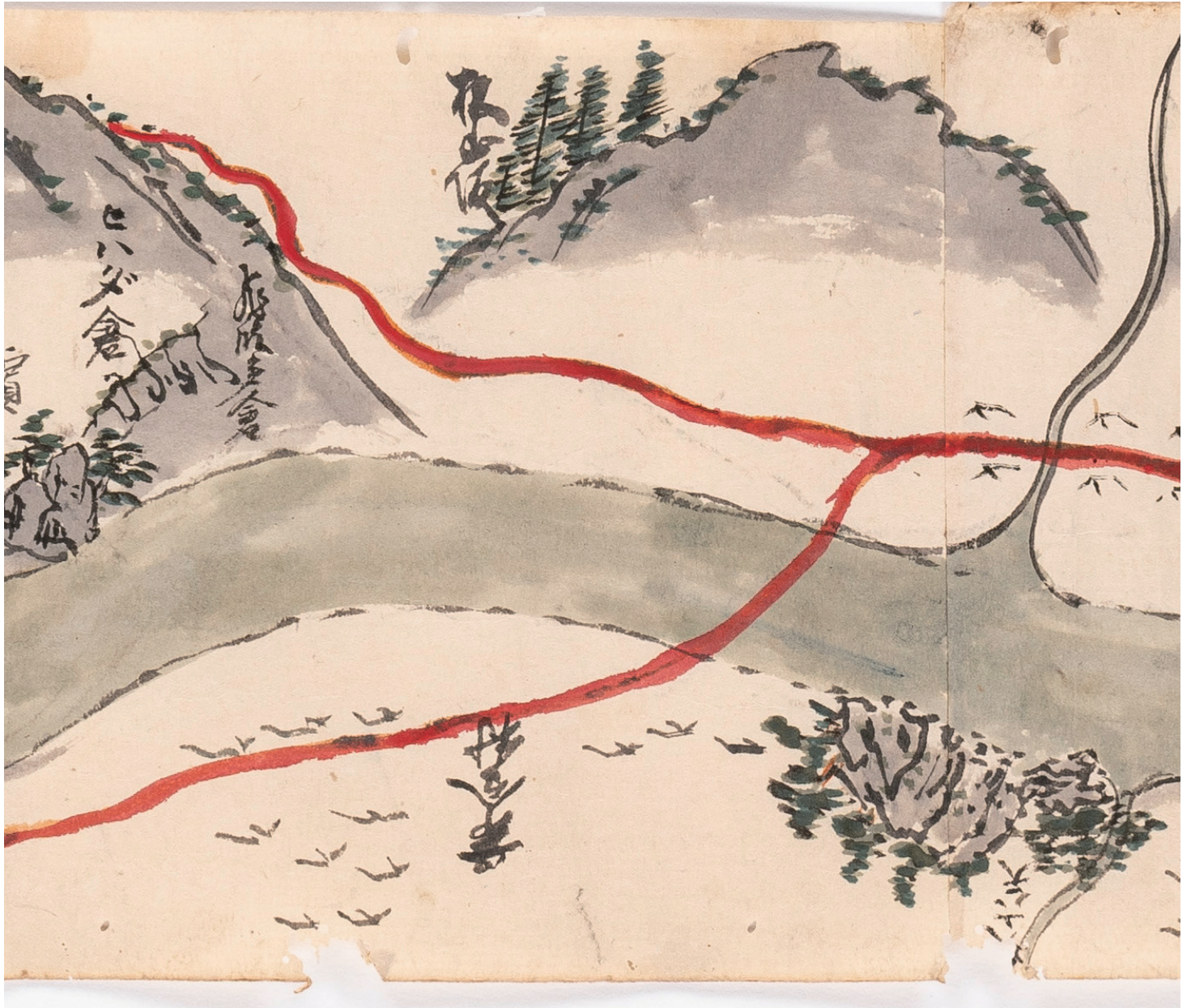
下八木沢



杉山坂

飛波多倉

ヒハダ倉



9-10 (貼紙)



帯金村

大六天

飛波多倉

ヒハダ倉

濱
ハマ松

波木井村

(貼紙④)
「七面山へ身延今三里り」
(上下共糊付けされている)

身延山

柏崎



シヲノ沢

尻尾沢

丸瀧村

大野村

寺

大城山

イタトリクボ

縦木舟板初テ
トリ出ス
相又川

カハツ石

柏木峠



角打村

田沢

平

初テ此所ニ而
川舟作ル

和田峠

カハツ石

柏木峠

巖石

清子村

横根坂

光子沢村



和田峠

米倉

石元沢

笹本沢

権現堂
ゴゲンドウ
(ゴンゲンドウ)

中野村

本郷ヨリ



大嶋村

赤御沢

銀杏木
イチブ

市之沢

柏木沢

本郷ヨリ

舟山川

圓蔵院

ヲイセノ
押淪ノ岩

舟山



市之沢

柏木沢

古鷹^{コタカ}トリ

小内船

峠

獅子山

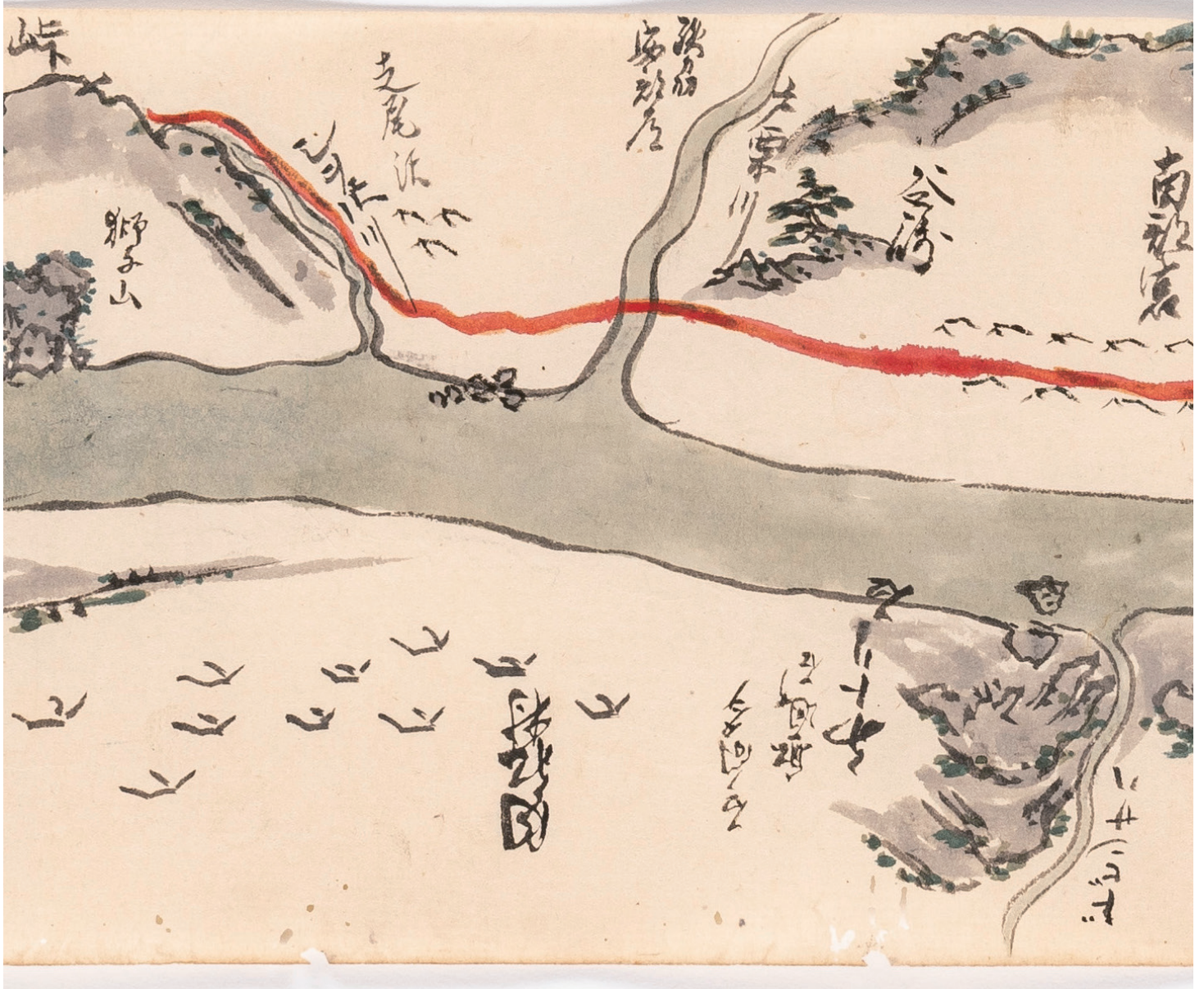
支尾沢
シヲ沢川

駿刃
安部道

戸栗川

谷崎

南部宿



内船村

舟トリ石
船通り石
石ノ間タラ

ドビンサハ

シラ沢川

獅子山

峠

大和村

宮ノ崎

楮根村



(本来は嶋尻↓寄畑の順であるので注意されたい)

寄畑

是迄ツ、マルト
上古大ツナミ時
云伝へ

嶋尻

横坂坂

(貼紙⑤)
「四ノ根山」
(上下共糊付けされている)

シノ子山

福土村



不動瀧

(貼紙⑤)
四ノ根山

シノ子山

富士村

(福)
富士川
フクシ川

(貼紙⑥)



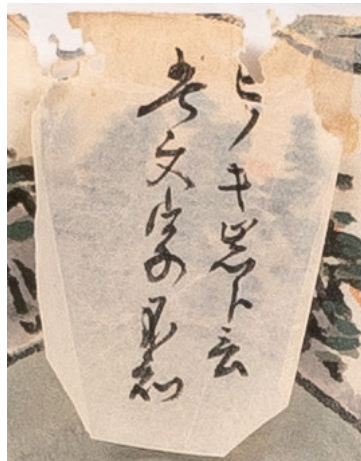
此所西二向ヒ行



不動瀧

中フ沢

(貼紙⑦)



井出村

旭逸

越戸

西行

峠

〔貼紙⑥〕
「西行坂下云々」



十嶋村

砥石岩

15 (貼紙)



佐野川

ヒノキ岩
〔貼紙⑦〕
「ヒノキ岩下云
此文字不知」

越戸

万沢宿

テシロ岩
出城

御番所

後方シマ

村ノウシロニ
アルユヘカ

堺沢



十嶋村

御番所

(貼紙⑧)

富士

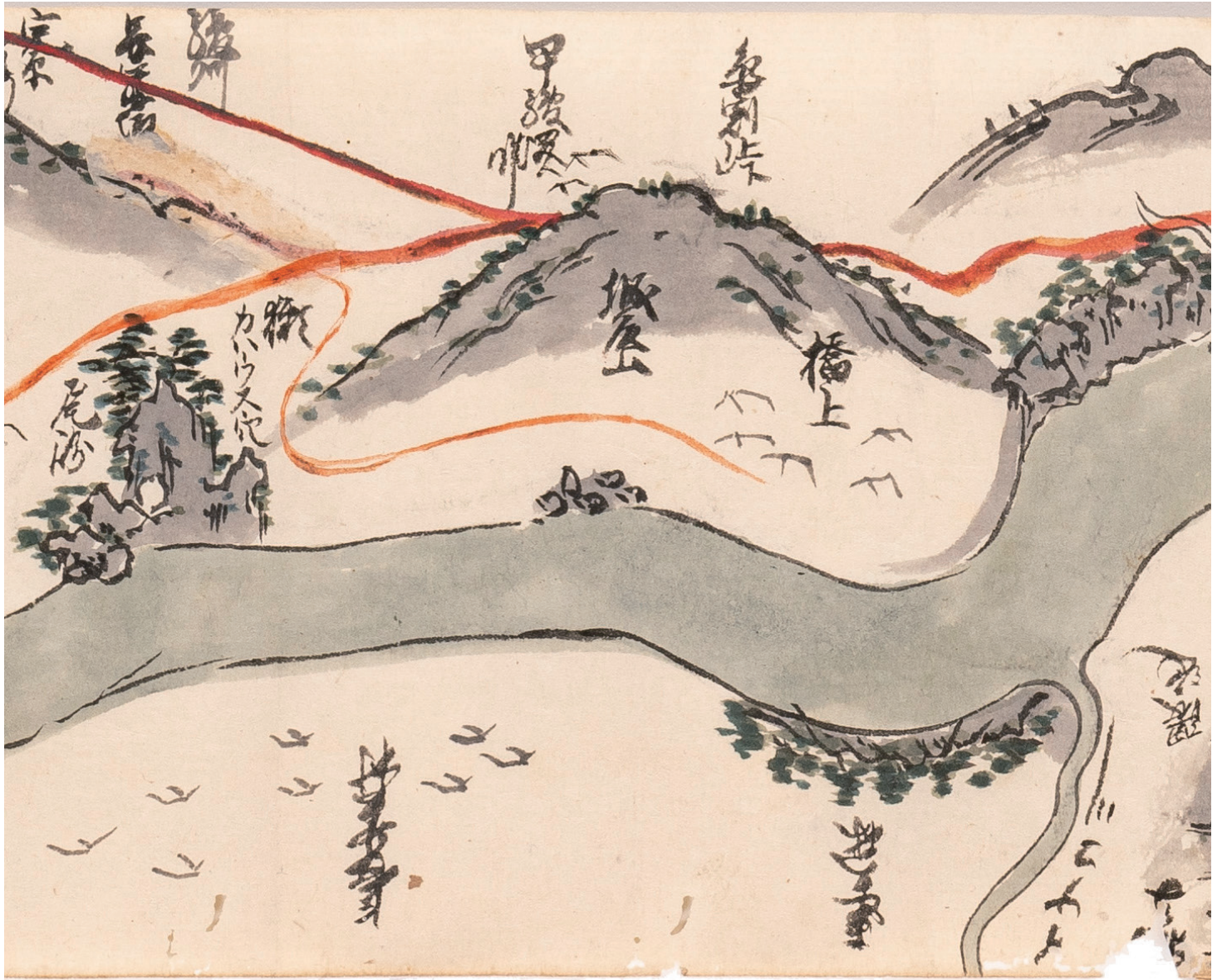
小豆石

此所
良二
見ル



瀬
カハウス穴
駿州
長□坂

橋上
亀割峠
城取山 (白鳥山)
甲駿塚川



長貫村

連久林

イナコ川

稲子峠
イクマサキ
隈迄

獺
カハウス穴

駿州

長□坂

尾崎

穴原通り

内房村

三ツ石

立岩

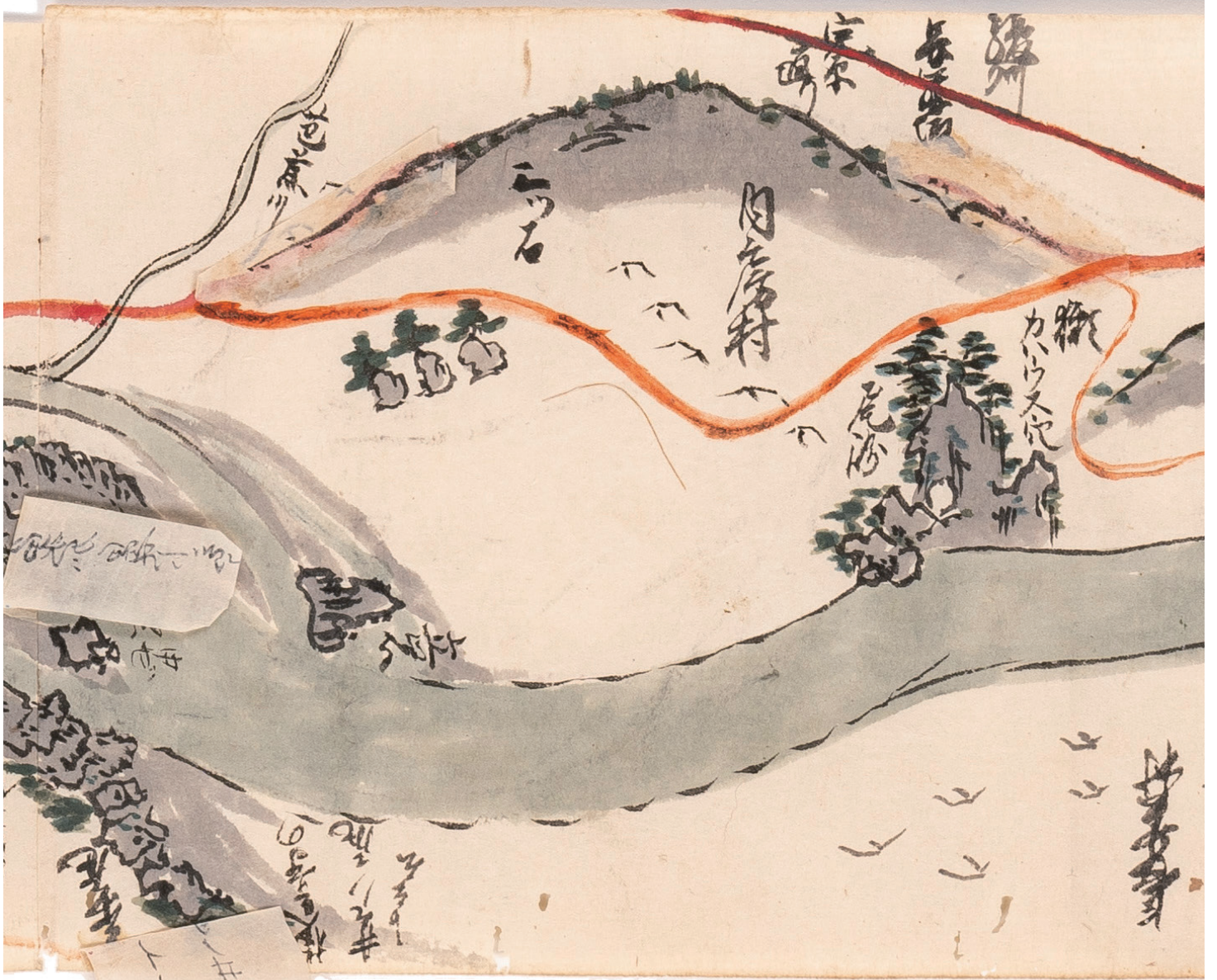
芭蕉川

(貼紙⑩)

「象方鼻ト云フ」

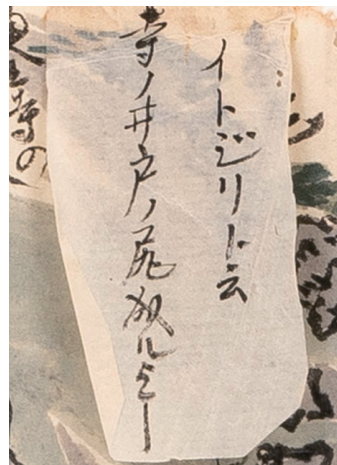
中七岩

同



長貫村

(貼紙⑨)



ト云云

井戸ノ尻

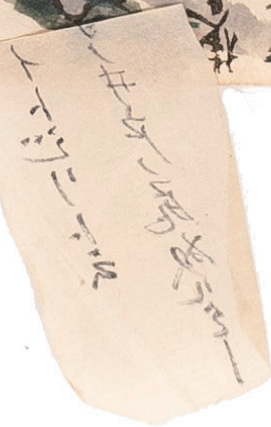
楠金寺の

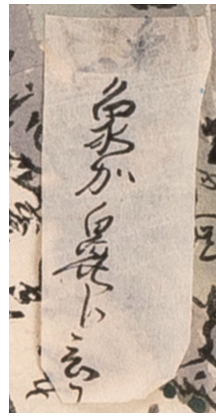
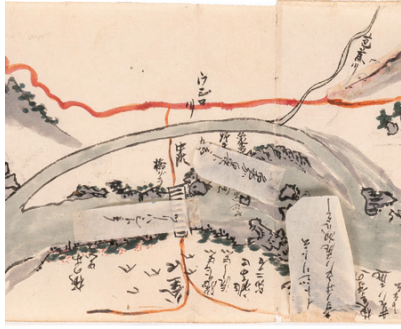
(貼紙⑨)

「イトジリト云

寺ノ井戸ノ尻成ル与し」

赤尾



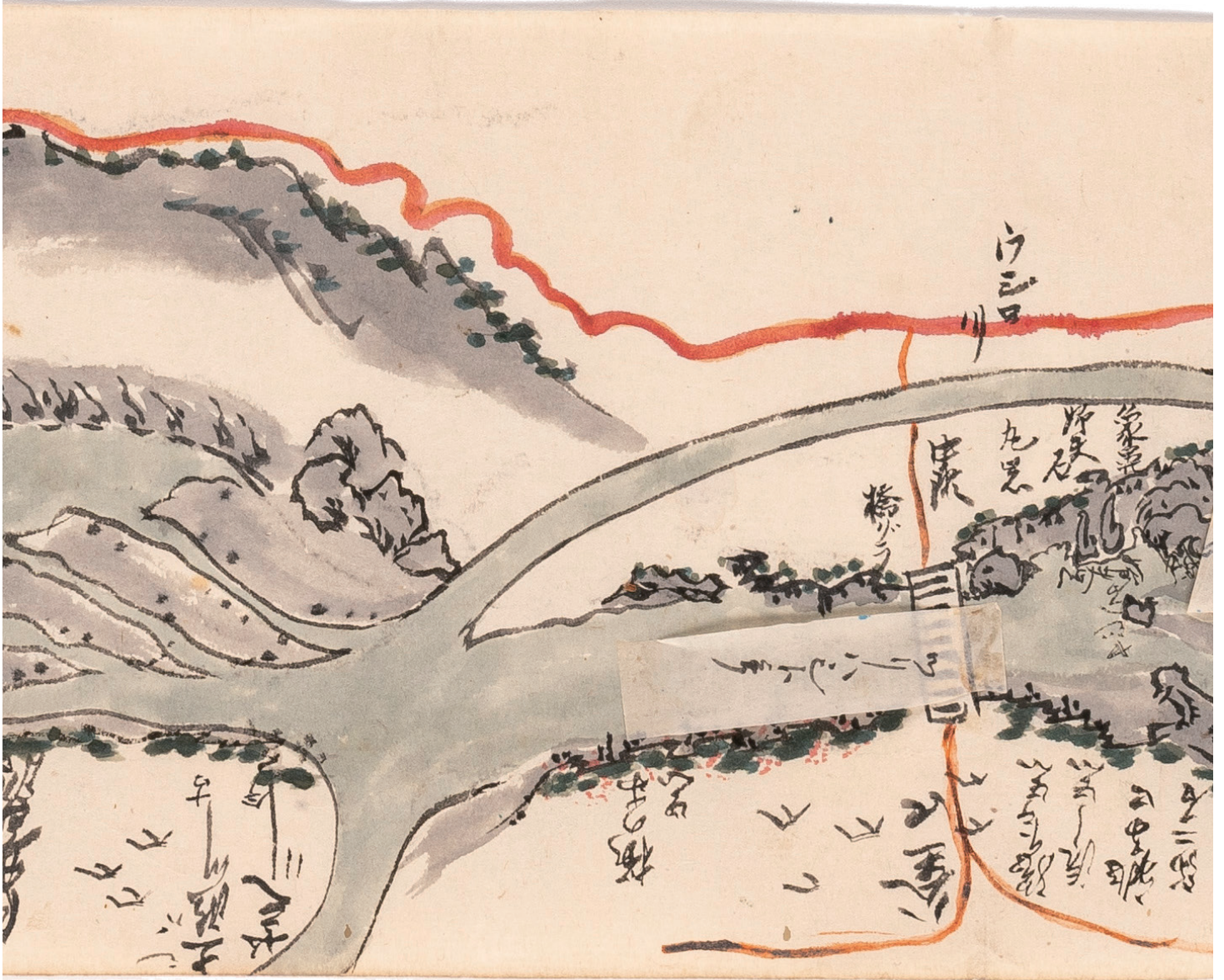


(貼紙⑩)

ウシロ川

象鼻
丸岩
中瀬
橋グラ

象鼻
丸岩
中瀬
橋グラ
婦夫石
ヤジヘ石



芝川 今
士波川 古

櫻の木岩

(貼紙⑪)
「ツリハシト云フ」
(上下共糊付けされている)

釜口

網下ヶ岩

流し岩

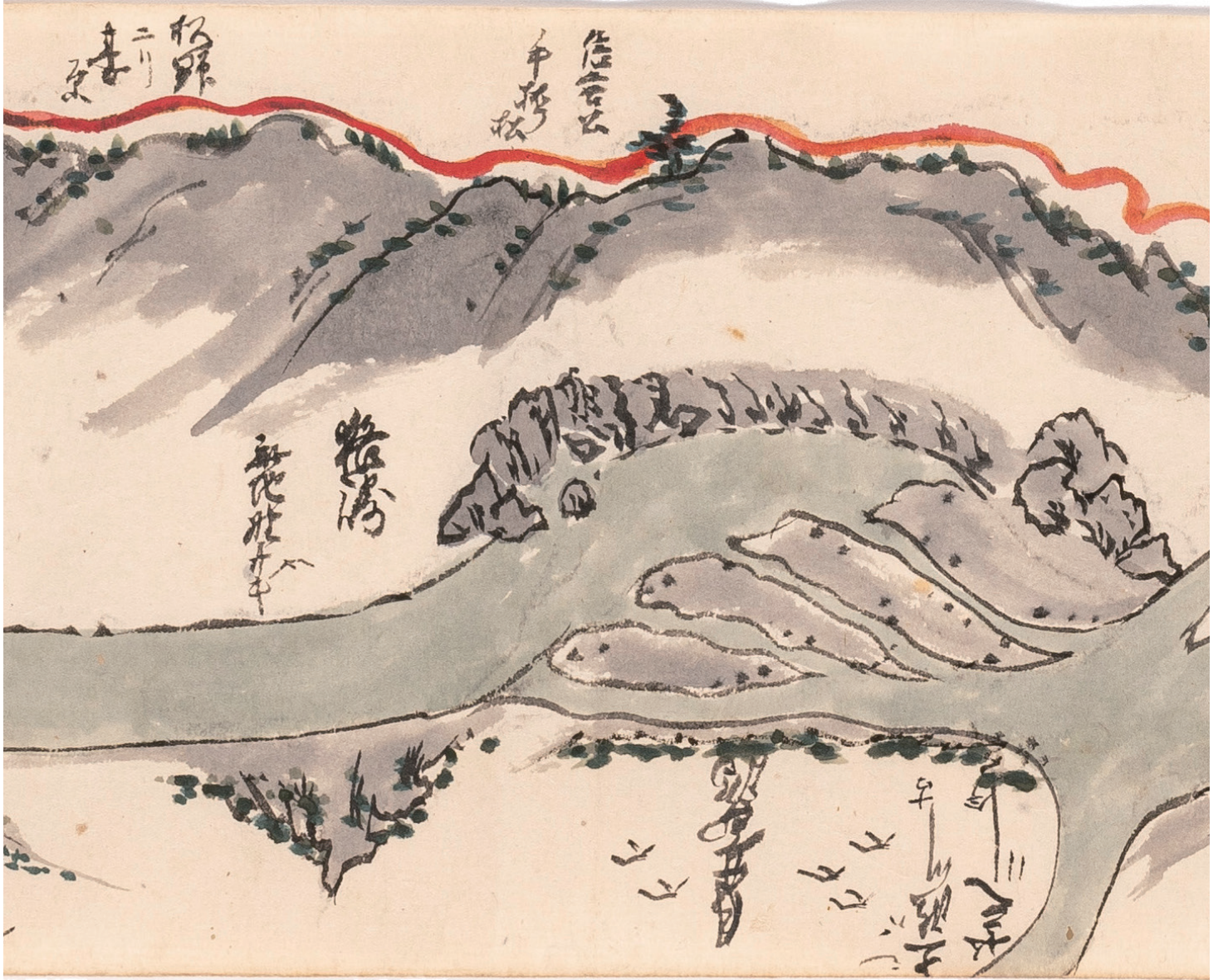
銚子口

弥二石

松野
二リ
臺原

貉崎
無地野サキ

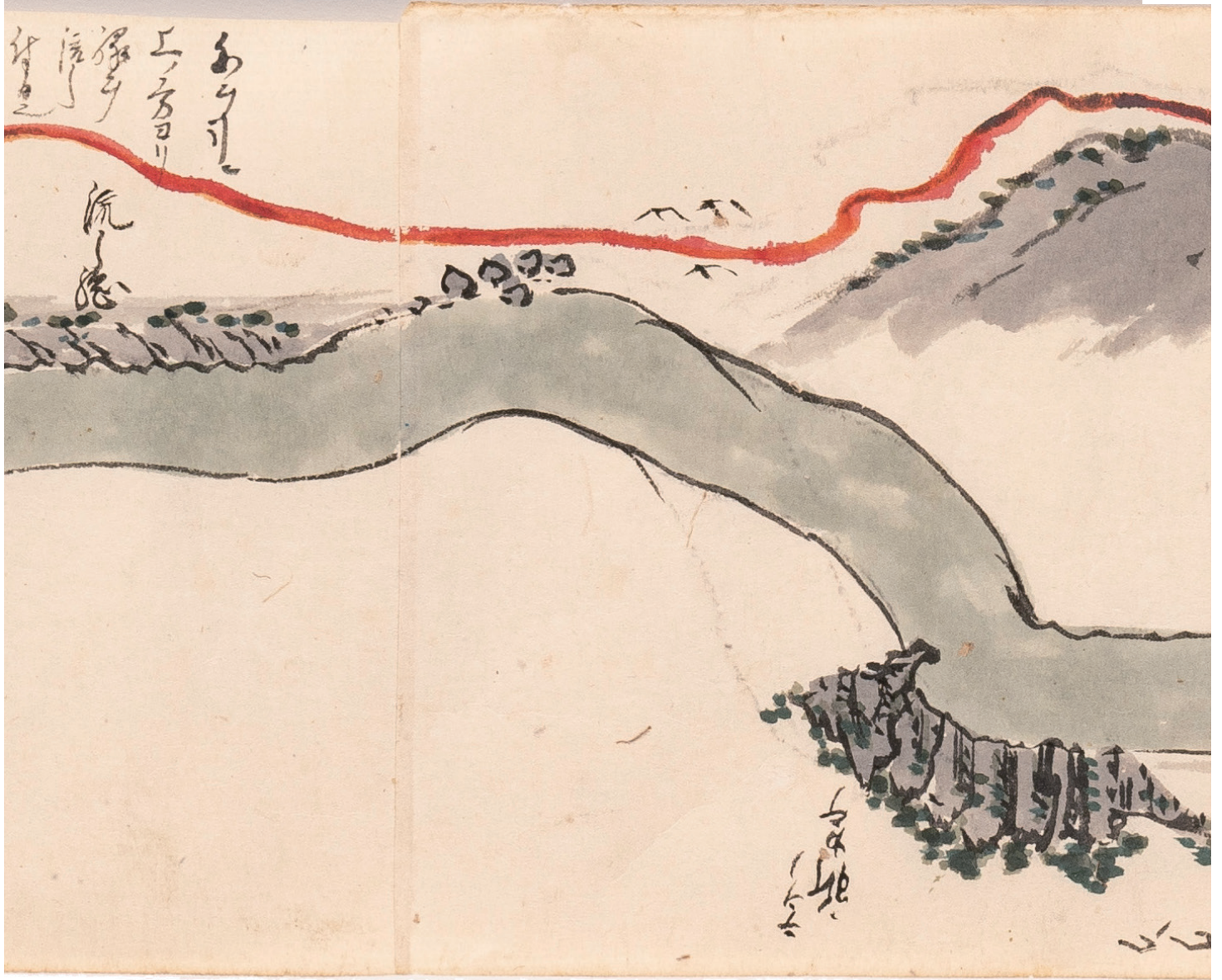
信玄公
手植ノ松



芝川 今
士波川 古

月臺嶋

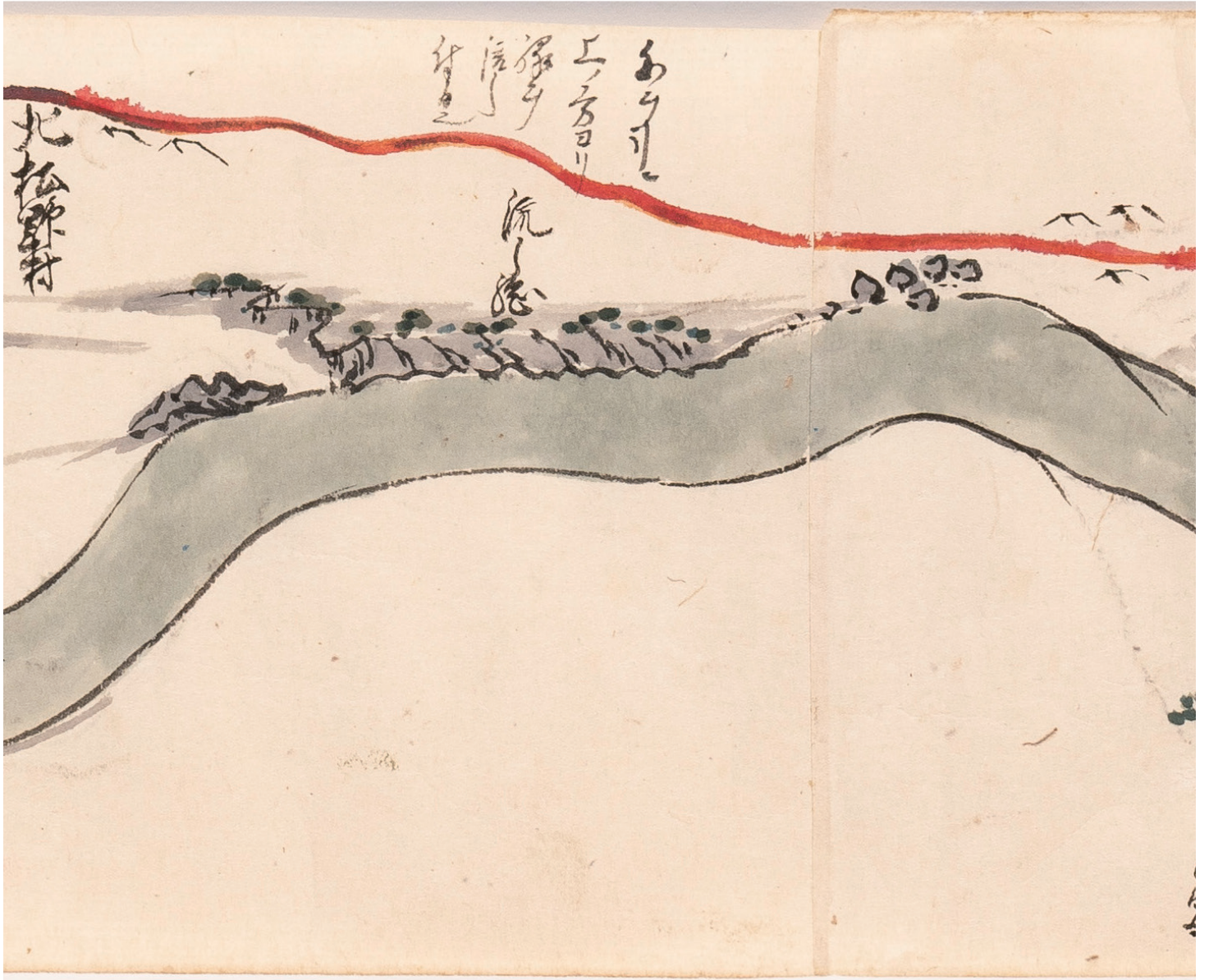
舟ヲ引ニ
上ノ方ヨリ
縁ヲ流シ付る也
流シ綱



テラノ
釘カケ

北松野村

舟ヲ引ニ
上ノ方ヨリ
縁ヲ流し付る也
流し綱

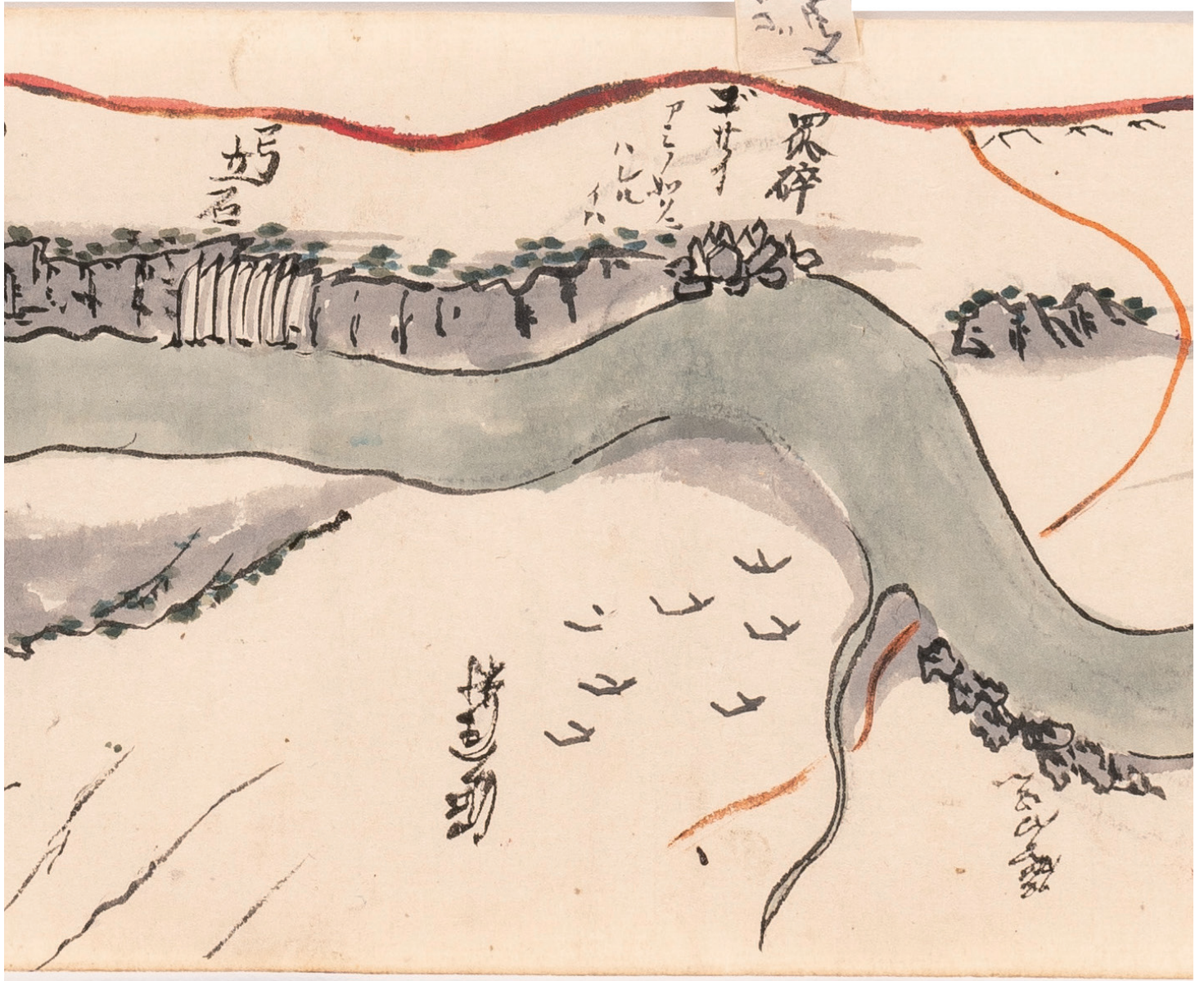


弓立石

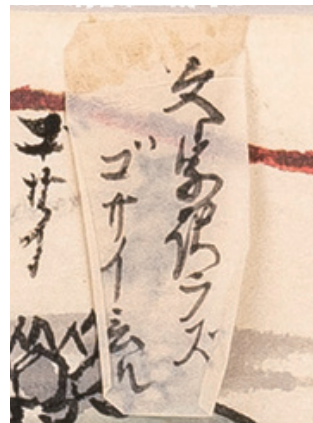
アミノ如クニ
ハレルイハ

「文字訳ラズ
ゴサイ云ル」
(貼紙⑫)

鼠碎
ゴサイ



沼久保村



(貼紙⑫)

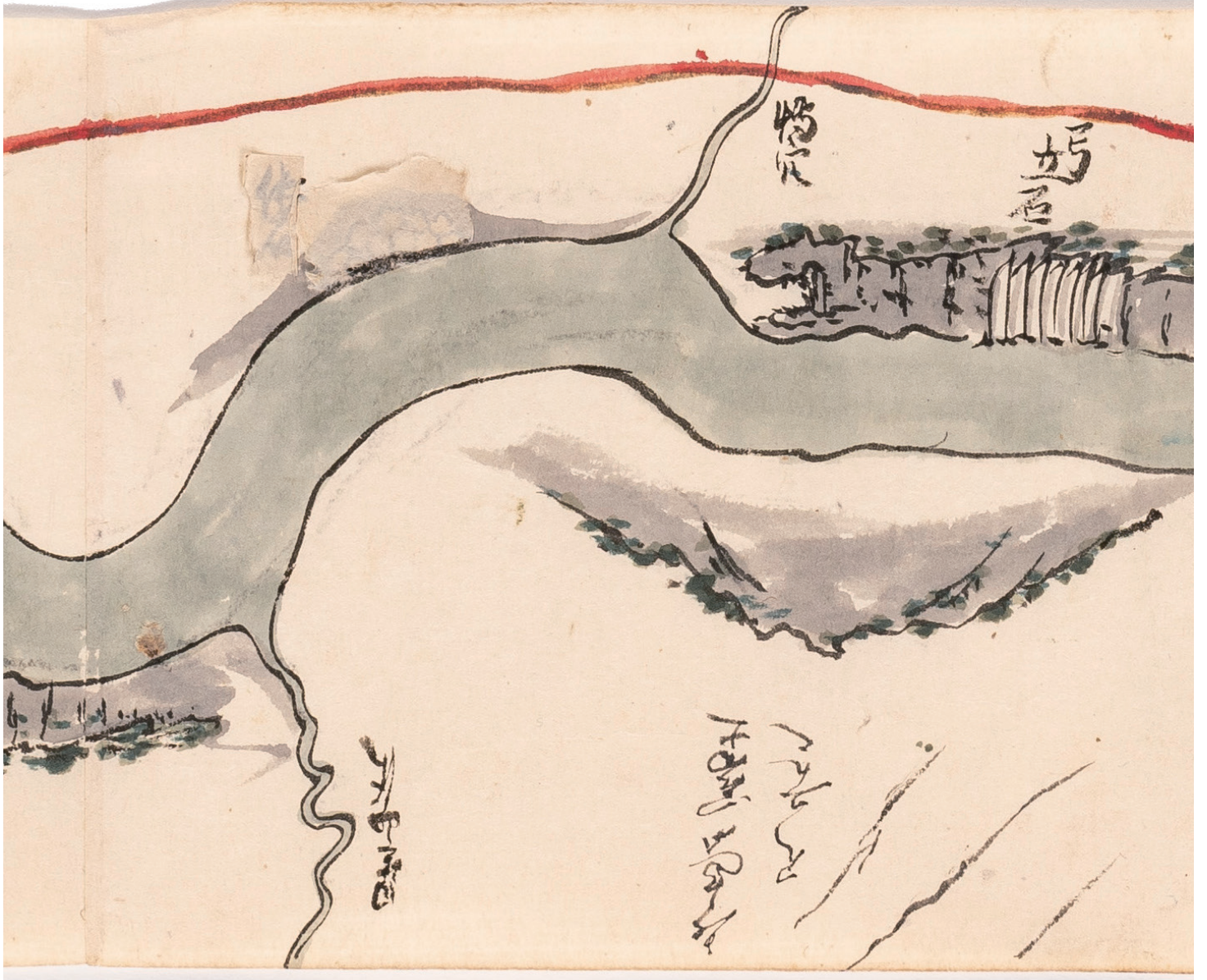
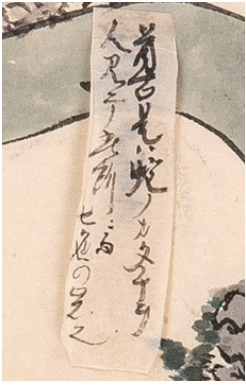
磁石岩

弓立石

蜷穴

(貼紙で俵石を
訂正している)

(貼紙⑬)



見ユル也
此辺今富士

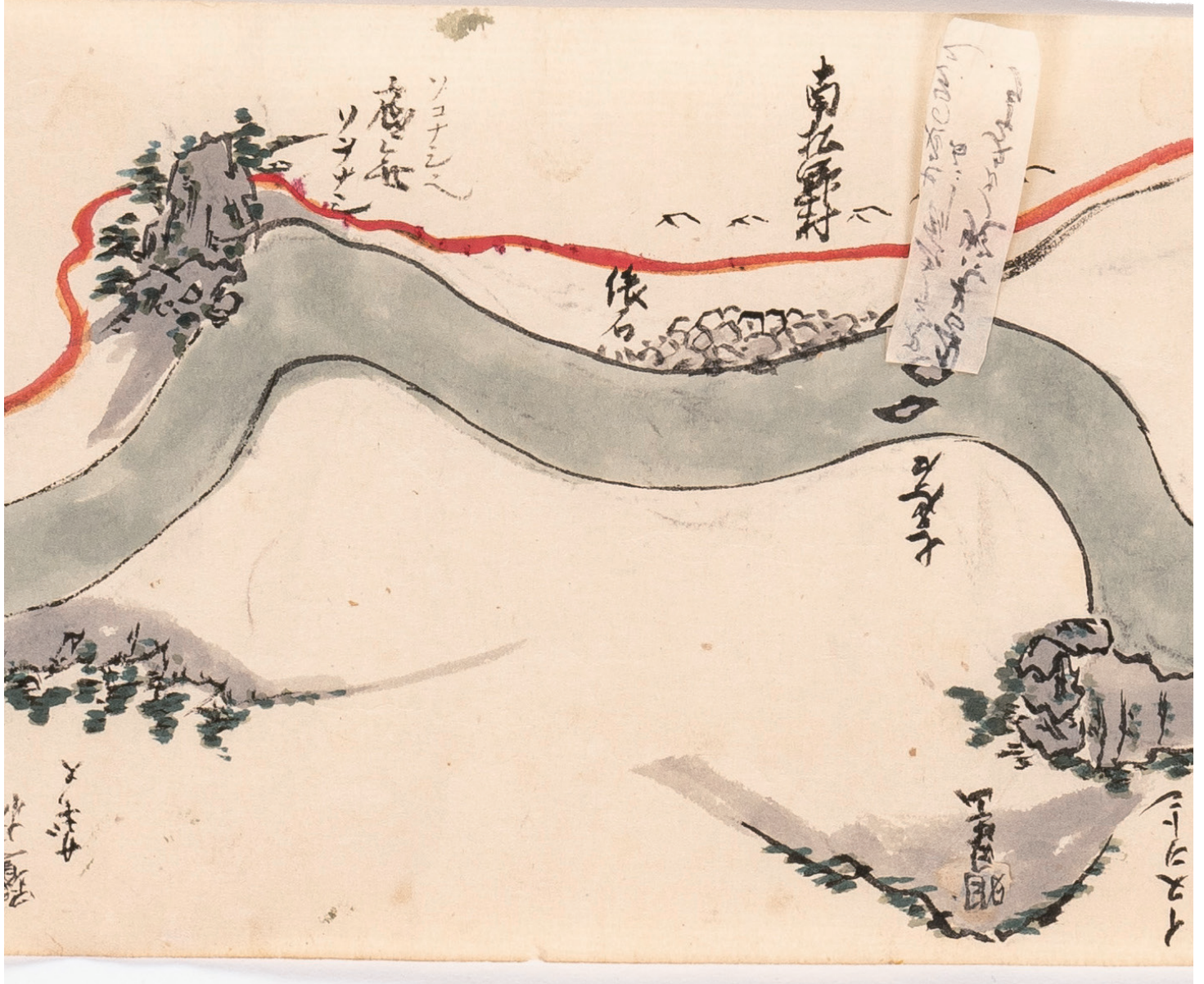
星山沢

(貼紙⑬)
「昔古是八蛇ノカタチヲ
人見テ此所ニ而
七色の岩也」

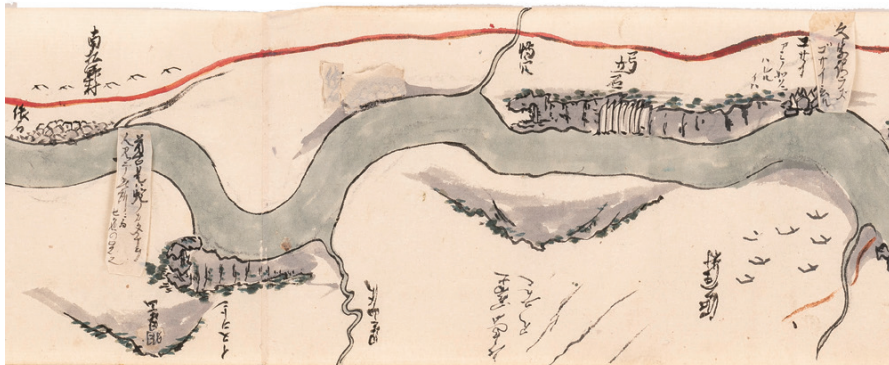
南松野村

俵石

ソコナシ也
底無
ソコナシ



19-20 (貼紙)



イヌヲトシ

明星山

七色石

ソヲナシ

亀嶋村



サギノス
鷺ノ栖

岩本

南面向
富士八

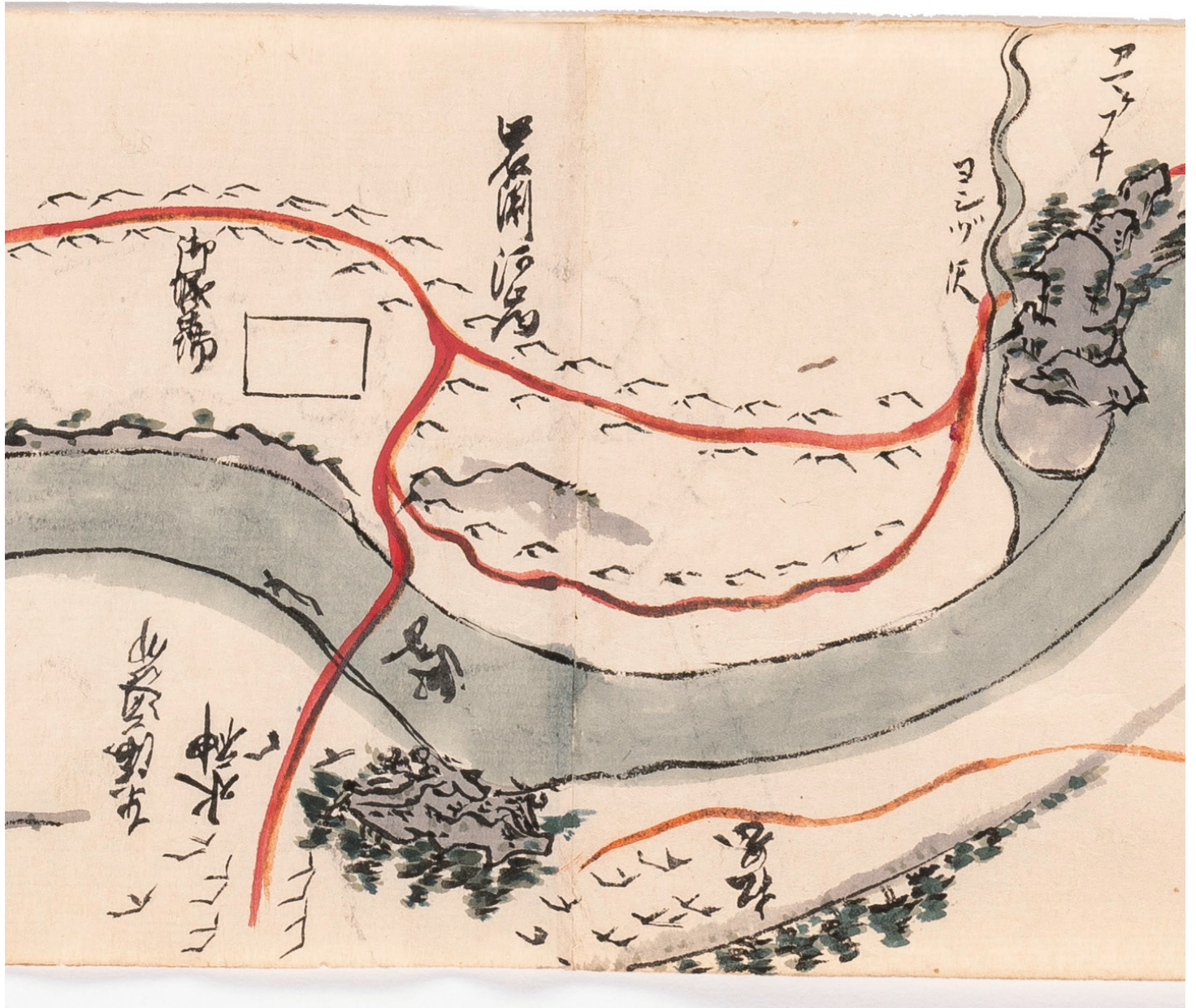
御城米場



岩瀨河岸

ヨシヅ沢

アマケフチ



東海道筋

水神

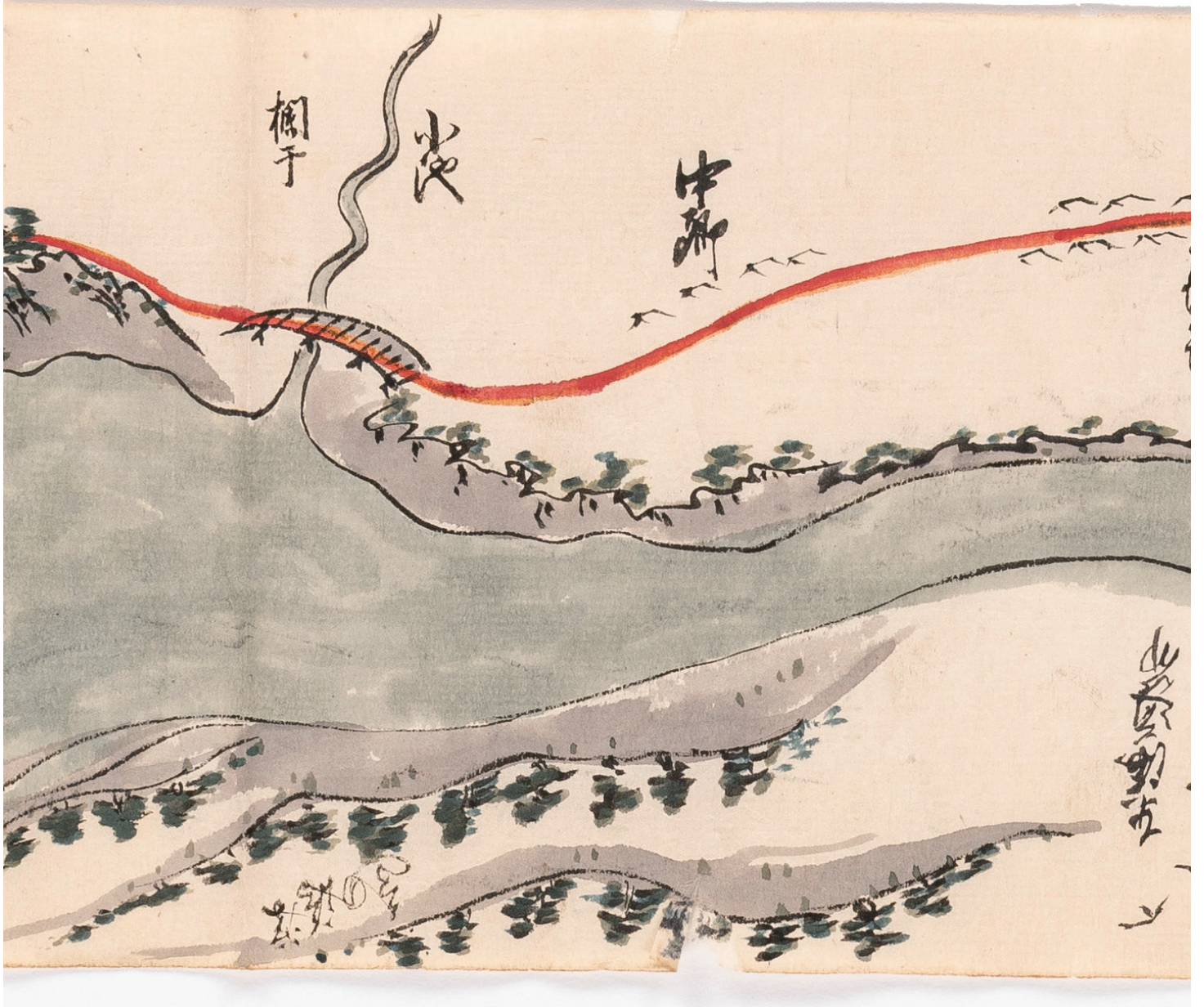
渡舟

松岡

欄干

小池

中郷

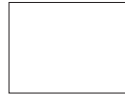


浮嶋の辺

東海道筋

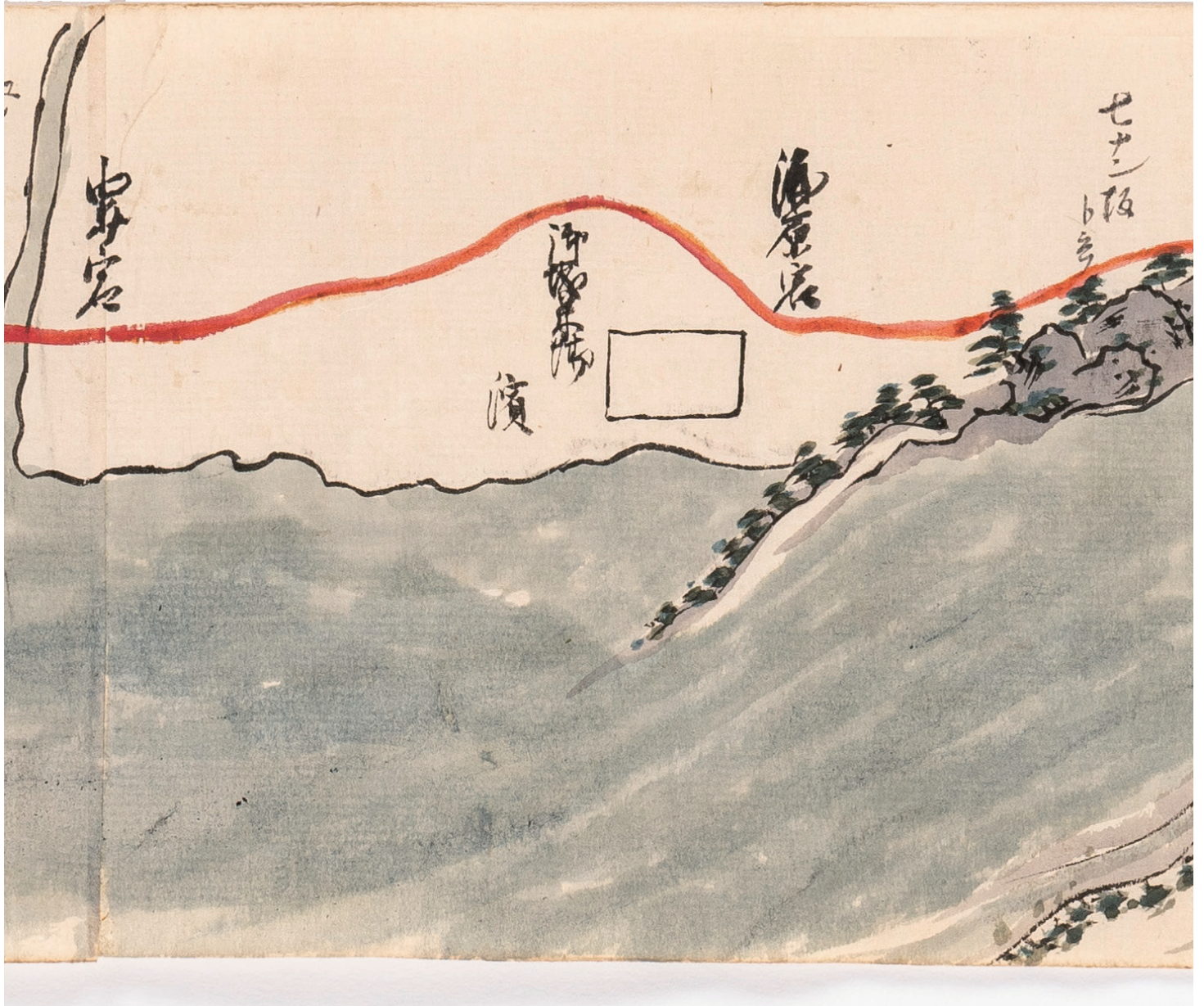
由井宿

御城米場
濱



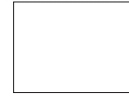
蒲原宿

七ナン坂
ト云フ

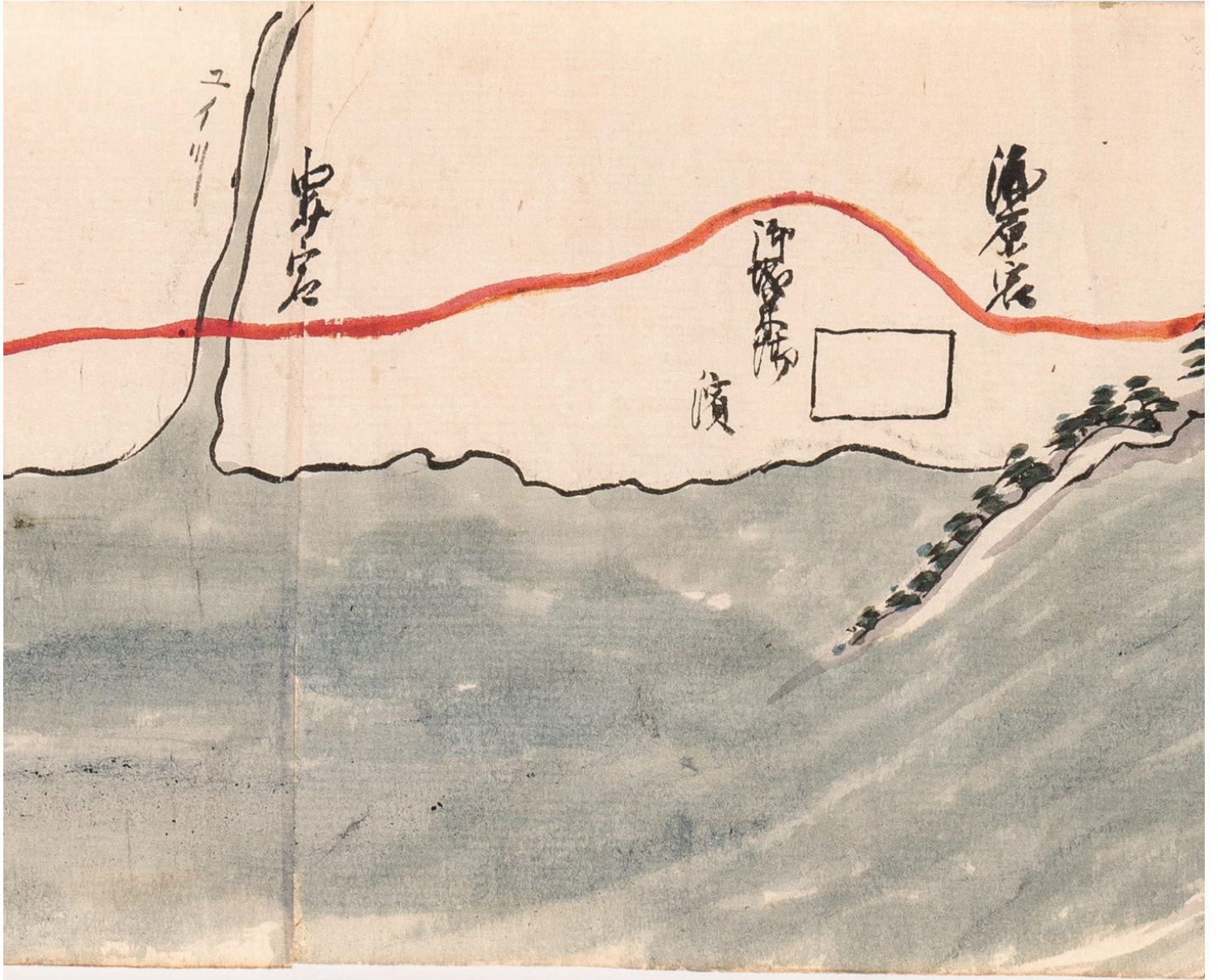


ユイ川
由井宿

御城米場
濱



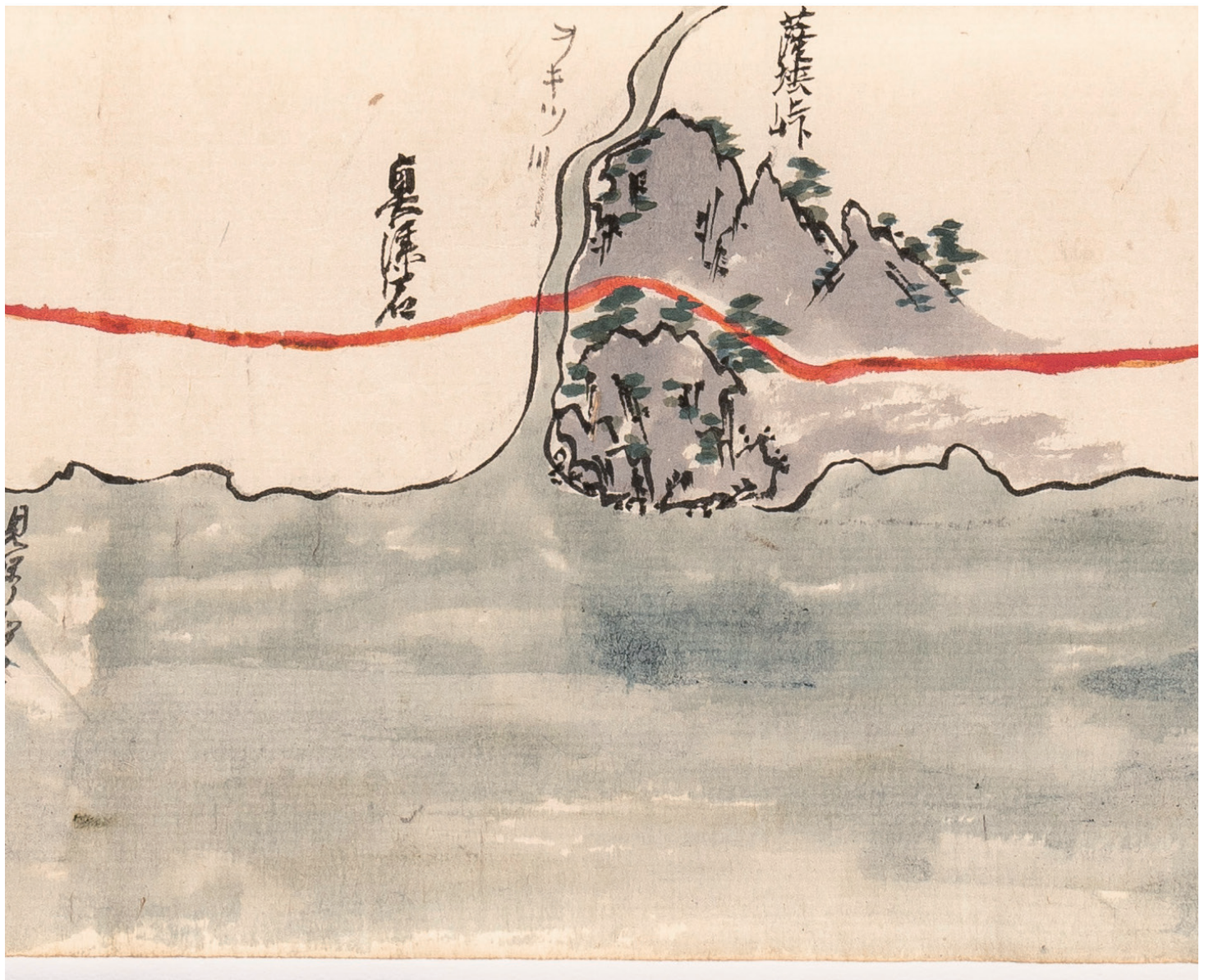
蒲原宿



奥津宿
(興津)

ヲキツ川

薩埵峠



薩埵峠

ヲキツ川

(興津)
奥津宿



久能山

清水湊

トモへ川

江尻宿



見保ノ松原

(卷末地図参照)

青山幸太家所蔵 富士川絵図 Ⅱ 富士川水運資料④

目次

富士川町郷土資料叢書第八集の発刊によせて

富士川町教育長 古屋三千雄

口絵 1 ～ 24

解説 富士川絵図Ⅱ及び青山家文書について

青山幸太家所蔵富士川絵図	51
富士川絵図の種類と本絵図の特色	51
青山幸太家文書について	55
1 鰍澤村文書	55
富士川運輸会社社長	56
2 馬籠(まごめ)村	56
3 古長谷(ふるはせ)村	56
① 鰍沢村文書目録 年代順	57
② 馬籠(まごめ)村文書目録 年代順	79
③ 古長谷(ふるはせ)村文書目録 年代順	82
富士川流域から清水港・三保松原までの地形	83

解説 富士川絵図Ⅱ及び青山家文書について

青山幸太家所蔵富士川絵図

この絵図は、縦一六四ミリ×横七九七〇ミリで、八メートルに及ばんとする横長の絵図である。一卷に巻かれていて、端裏を除き、裏打ち・表装はされていない。端には中央部に小紙片が張り出し、指でつまんで閲覧の際の手懸かりとなるようになっていて、一番奥は、細い竹を巻いて軸としている。彩色で赤・青・緑・茶・黒が用いられている。この絵図の端裏には、万年筆の青い文字で「No 19 青柳 千鳥書房」と書かれている。もと歟沢で呉服商をしていた安藤政治氏が、青柳に移り住んで千鳥書房という書店を営んでいた。長年富士川水運史や歟沢・増穂を中心に山梨県の郷土史を研究していた青山靖（しずか）氏は、この千鳥書房から富士川絵図を譲渡されたようである。現在の所有者青山幸太氏はその孫にあたる。歟沢で呉服商をしていた安藤政治氏が、何故本絵図を所持していたのかは、小野寺淳氏の『近世河川絵図の研究』（古今書院、一九九一年）の時代には、既にわからなくなっていたという。同家は現在富士川町から転出し、「ふじかわどりのいむ」（パン屋さん）の県道をはさんだ向かい側に、屋敷跡のみ残っている。

本叢書では、既に第五集で『富士川絵図』という題で小河内照一郎家の富士川絵図を刊行しているので、本書では『富士川絵図Ⅱ』という題とさせていただきます。

富士川絵図の種類と本絵図の特色

慶長十二年（一六〇七）に角倉了以が富士川の開鑿を行って水運がはじまつてから、四〇〇年以上の歳月が経った。「下げ米、上げ塩」といわれた米や塩に代表される多くの物資、それとともに富士川を上下した数限りない多くの人々。しかし、図像として残された富士川の絵図は思いの外少ない。

北斎による浮世絵の「甲州石班澤」は郵便切手にもなっており有名だが、この図柄から富士川や歟沢河岸の情景を連想することは難しい。富士川縁からこのように富士山を望むことができる場所もおそらくないだろう。南アルプス市の小笠原橋からは、富士山の上部が見えるが、この絵のように裾野までは見えない。歟沢の天戸（あまど）やダイヤモンド富士で有名な上高下（かみたかおり）からは、富士山の限られた上部が見えるのみである。富士川町では、大久

保や眷米（つきよね）迄上がって行くと、富士山の上部を見ることが出来る。現在は閉館されているが、増穂町のもとの町民会館（ボロ電の青柳駅があった場所）の四階からは富士山の上部を見ることができた。

それよりはむしろ十返舎一九『金草鞋身延道中記』の挿絵（歌川豊國）のほうが、甲州三河岸から駿河に下る富士川舟中の特徴をよくとらえているように思う。また、富士川とされる歌川広重の浮世絵「雪中釜口之図（仮題）」は、難所釜口の雪の姿をよくとらえていて情緒がある。

しかし、富士川の全体像を河川絵図として作成した事例は僅かである。

小野寺淳氏の『近世河川絵図の研究』は、こうした富士川絵図を研究した先駆的業績であるが、そこに紹介された富士川絵図は、①小林さだ氏蔵（山梨県甲府市）、②小河内照一郎氏蔵（山梨県南巨摩郡富士川町）、（小河内家Aとする）③青山富貴江氏蔵（山梨県富士川町）現所蔵者青山幸太氏）のみである。

なお、小野寺氏は、同著の中で増穂町（現富士川町）青柳町の④依田敏太郎家にも、①②と同様の富士川絵図があった可能性を指摘しておられるが、同家は早くに転居しており、その存在は現時点でも確かめられない。その指摘は、『増穂町誌』下巻（一九七五年）四七七ページ、三河岸部分の写真キャプションに「安政五年、青柳・依田敏太郎蔵」とある三河岸部分を示す富士川絵図④である。

この写真を、『定本富士川』（郷土出版社、二〇〇二年）一一五ページに掲載された①小林さだ家の富士川絵図の同じ部分と比べてみると、両者はよく似ているが、次の部分が異なっている。まず、①に見られる「すやり霞」が、④にはない。このため、小室山（妙法寺）に至る小室道や黒沢川が④でははっきりと描かれている。小室山の森（杜）も④の方が大きく描かれている。さらに、『青柳村・歟沢宿』という表示が、④では青柳村はより南に、歟沢宿はより北に寄って配置されている。また、④の方から河岸と書かれている御蔵の建物や御関所と書かれた番所に至る道が、④の方が道の距離が短い。さらに、戸川と南川の間の富士川に浮かぶ人の乗った舟も、④の方が少し下流に配置されている。両者とも彩色されていたであろう原図の白黒写真を印刷したもので、しかも④は極めて小さい画面で、この部分しか両者を比べる場面がないのであるが、結論として、①と④は同じ絵師が描いたものの如くよく似ているが、別々の富士川絵図と考えてよいと思われる。

その後、小河内照一郎家から、甲州の三河岸から駿河境のあたりまでを欠く

(推定) ⑤富士川絵図(小河内家Bとする)が提供され、一方、富士山かくや姫ミュージアム(富士市立博物館)の瀧浪(平柳)和美学芸員から、富士川下流では、⑥岩渕の斎藤勲家の富士川絵図が『静岡県史』資料編13 近世5交通編の附図として出版されていることを教えていただいた。

これらを現時点の知見で分類すると、

Ⅰ安政二年(一八五五)～四年(一八五七)の富士川改修のために作成された富士川絵図 三河岸～岩淵 下流から一番～二七番までの普請が必要な個所の貼紙(朱筆)が①②⑥で確認できる

①小林さだ家

②小河内照一郎家 A

(三河岸部分を欠くが当初は描かれていたと推定)

④依田敏太郎家(現在知られているのは三河岸の部分のみ、下流がどこまで描かれているのかは不明だが、三河岸部分は①とよく似ている、安政五年とするが年代の根拠は不明、貼紙があるかも不明)

⑥斎藤勲家(三河岸から岩淵までを描く、彩色などが途中で中断されているように見える、番号は①②と同じ)。

Ⅱ天保十四年(一八四三)^(カ)、舟の通路(「船路」と表記)を赤い点線で示した富士川絵図 浅瀬を強調

⑤小河内照一郎家 B

(当初は三河岸から駿河境迄も描かれていたと推定)

現存するのは、甲斐・駿河境～岩淵までの富士川絵図

Ⅲ年未詳、本絵図

③青山幸太家

三河岸上流の浅川から、三河岸を経て岩淵、さらに蒲原から三保の松原・清水湊までが描かれた富士川絵図

の三種類に分類できる。

Ⅰは、富士川改修工事の必要性にもかかわらず、幕府からの資金援助がないため、西郡筋舂米(つきよね)村の豪農小林八右衛門家(御三卿の一つ田安家の勘定方を務めた家)の資金援助を仰ぐため、工事箇所を番号で示したものである。安政二年(一八五五)～四年(一八五七)と推定されている。富士川の下流域から、一～二七までの番号を書いた貼紙が工事の必要な場所に付されていることも、①・②・⑥三点の絵図に共通である。よって、①・②・⑥の貼紙

はほぼ同時期に作成されたものと思われ、①はそれが小林家に伝えられたもの、②・④・⑥は、それぞれの改修工事の関係者のもとに残された絵図と考えられる。ただし、④については貼紙の有無は不明。絵画としてみると、先の小野寺氏の著書に部分的に掲載された①(部分のみ、ただし「すやり霞」が用いられていることがわかる、他図には見られない)と、②(富士川町郷土資料叢書第5集『富士川絵図』に収録)と、⑤『静岡県史』の附図(大変ありがたい貴重な情報であるが、筆者の視力の限界を超えた縮尺である、途中で作成が中断されたように見える)の写真を比べて見る限り、三点とも絵のタッチは異なり、それぞれ富士川絵図を作成した人物(絵師)や、もしかしたらその作成時期も異なる可能性がある。①と④は比較部分がごく一部であるが、その限りにおいては、同一の絵師、あるいはどちらか一方の模写とも考えられる。この点については、今後現物を比較して確定する必要がある。

ⅡⅤ⑤は、破損が甚だしく、富士川の甲斐国の部分がほとんど欠損しているが、希少な富士川絵図の中でも、Ⅰとは異なる系統の絵図であり、重要である(富士川町郷土資料叢書第5集『富士川絵図』に収録)。ⅡⅥは、破損のため甲斐国内で他の富士川絵図と比較できる部分が少ないのであるが、たとえばⅡⅦでは万沢川と富士川の合流部分に描かれる小豆石・お坊岩難場・茶木畑難場の三箇所が、Ⅰ②では「拾番」の貼紙がある岩(お坊岩カ)一つしか描かれておらず、Ⅰの時点以前に掘削されて消滅した可能性が考えられる。すなわち、ⅡⅥの方がⅠ②図よりも古い可能性がある。また、ⅡⅦに見られる「アサセ」や「大アサセ」が⑥以外のⅠには無いのも、注意してよいだろう。この他、富士川最大の難所である釜口について、ⅡⅦではごく簡略に描かれるとともに、ここを通らず、「後川」(うしろがわ)を通路としている(赤い点線がこちらを通っている)。後川は①②③⑥でも描かれているが、③・⑤・⑥以外名称は記載されていない(①でも該当部分の写真が小野寺氏の著作に掲載されている)。釜口を通るよりも後川を通った方が断然安全ではあるが、瀬が浅いという欠点があり、後川を常時通過することは困難ではないかとも考えられる。この点が、ⅡⅦをⅠに先行する富士川絵図とするか、今後検討すべき点となる。また、アサセについても、富士川では年に一度は瀬を浅く行わなければならないほど土砂の堆積が著しかったといわれており(青山靖「富士川水運の民俗」、図Ⅱに描かれた「アサセ」や「大アサセ」が、毎年の三河岸船頭どもによる瀬を浅くは対処しきれなかったものと考えられる)。

この釜の口の通路については、長文であるが、文化元年（一八〇四）三月の
鰍沢村原田公房家文書に、次のように興味深い記述がある。全文を掲載する。

乍恐以書付奉願上候

一甲州鰍沢・青柳・黒沢三河岸問屋共奉申上候、去亥秋中出水之度々富士川通
所々瀬替、難場浅瀬数多出来仕、別而駿州長貫村地内富士川第一之難場、宇
釜与申場所之儀者本釜・銚子口・後呂川与川瀬三筋御座候内、本釜通船致候儀
者稀、銚子口通船仕候得共、去秋中本釜江本瀬落込、銚子口高洲ニ罷成、通
船難相成、船頭共当惑仕、右場所之外浅瀬難場数ヶ所出来仕、殊ニ拾四年以
前戊午満水ニ而、一國中谷川共砂利夥敷押し富士川一鉢瀬高罷成候、以来
年々難場数ヶ所出来仕候得共、御願申上候儀者不被容易之儀ニ付、是迄船頭
共自力ニ堀割浚等仕通船仕候得共、銚子高洲瀬違掘割不仕候而者通船難相成、
本釜之儀者空船ニ而も乗拔候儀危身命ニ拘候儀ニ付、上下船待合蜘蛛ニ而通船
仕候場所、依之瀬違掘割御普請不仕候而者難相叶、無扨 御三分様御役所江
奉願上候処、御普請之儀者容易ニ難被仰付旨、種々御利害被仰聞承知奉畏候
得共、富士川通開闢以来、川丈之中難場出来仕候節者、御入用を以御普請被
仰付来候、既三元禄十一寅年松田様御領之節、駿州長貫村・内房村地内本釜・
後呂川御普請被 仰付、其後宝永四亥年松平甲斐守様御領分之節、駿州橋上
村地内白鳥山与申場所大地震ニ而崩候節、江戸表分御役人中様御越被成、御
普請被 仰付、尚正徳四年右場所難場ニ罷成御普請被仰付、享保十四酉年
御代官奥野忠兵衛様・小宮山空之進様・坂本新左衛門様御手代中御見分之
上、御普請被仰付候、寛政五丑年御勘定高橋小兵衛様・御普請役倉橋定之丞
様御掛りニ而、当国□問村用水路ノ切、古牛抜取被仰付、尚又九ヶ年以前寛
政八辰年榊原小兵衛様御支配之節、当国早川戸宮木村地内字石切石与申場所
難場ニ罷成、通船差支申候ニ付、御普請之儀御三分様御役所江奉願上候処、
御年番榊原小兵衛様御役所ニ而、前々仕来巨細ニ御糺有之候所、前々御普請
被仰付来候儀相違無之候ニ付、御同人様御掛りニ而御見分之上、瀬違御普請
御目論見御伺被成下候処、願之通御下知相濟御普請被下置難有仕合奉存候、
去秋中右始末奉申上候ニ付、御三分様御評議之上御手代中御立会御見分ニ御
越被下置候所、前書奉申上候通り本釜本瀬引落、空船ニ而も乗拔候儀実々危
ク被思召、瀬違掘割御普請御目論見、早速御普請取懸り相仕立候様被 仰付
候ニ付、瀬違掘割御普請早速皆出来仕、右之段御届奉申上候、御三分様御立
会御見分奉請、去亥御廻米少も故障無之、皆川下ヶ仕、仕上御見分奉請候処

無相違通船仕、御普請之儀御伺被成下候処、新規御普請之儀ニ付難被及御沙
汰ニ之段、今般被 仰渡当惑至極奉驚入候、前書奉申上候通富士川通浅瀬難場
之場所数ヶ所、船頭共自力ニ掘割仕格別之難場、前々分御普請被成下、殊ニ此
度奉願上候本釜之儀者川丈ケ第一之難場、殊ニ諸入用夥敷相懸候儀ニ付、船
頭共自力難相叶、必至与差支難儀至極奉存候、且船頭共御運賃奉頂戴候得共、
水主共四人ニ割合候得者纒ニ相当、船頭・水主共四人之もの共親妻子養育出
来兼、漸今日ヲ相送候、船頭共大金之入用相弁候儀難相成、誠ニ歎ケ敷奉存
候ニ付、尚又御伺被成下置候様御慈悲奉願上候処、一旦難相濟段被 仰渡候
上者同様之儀御伺難相成旨、種々御利害被 仰聞候、左候得者、右入用船頭
共出金仕候儀も不相成、難儀至極仕候間、不奉願恐茂奉願上候、何卒御慈悲
之御勘弁を以願之通御入用金被下置候様奉願上候、右願之通御聞濟被成下候
ハ、三河岸大勢之船頭共相助り、莫太之御救与難有仕合奉存候、以上、

山田茂左衛門御代官所

甲州巨摩郡鰍沢河岸

文化元年三月

問 屋 喜 平 次[㊦]

長百姓 長 蔵[㊦]

同 御代官所

同州同郡青柳河岸

問 屋 太郎左衛門[㊦]

同 御代官所

同州八代郡黒沢河岸

問 屋 吉 之 丞[㊦]

御奉行所様

(絵図省略)

(新「鰍沢町誌 資料編」八三〜八四ページ、78「乍恐以書付奉願上候」を
引用、適宜ナカゲロや読点を追加した、絵図未見)。

この文書によれば、享和三年（一八〇三）亥秋の度々の出水によって富士川
の諸所で「瀬替」がおこり、難場・浅瀬が数多くできた。なかでも駿河国長貫
村の「釜」とよばれる富士川第一の難所には、本釜・銚子口・後呂川という三
筋の通路があったが、(これまでの通路であった)銚子口は砂の堆積により「高
洲」となり通れなくなつた。このため、富士川の本流は、これまで通船が稀で
あつた「本釜」に流れ込み(「本釜江本瀬落込」、通船ができなくなつて船頭
共は当惑している、というのである(後呂川については何も言及されていない)。

図Ⅱによれば、楠金村（長貫村）の側に「銚子口」、内房川の方に「後川」＝後呂川とあるので、残る「本釜」は象ヶ鼻の手前から入って弥二右衛門岩と丸岩の間あたりから出てくる水路であろうか。

釜の難所の内、本釜は空船でも「乗抜候儀危、身命ニ拘候」場所であり、仕方なくここしか通れないので、富士川を上下する船はここで待ち合わせ、「蜘蛛三而通船仕候場所」となっているというのである。正確な意味は不明だが、安全に通行しようと、蜘蛛の巣の形状のように上下の船が込み合っている様子を言うのであろうか。その遠因は、十四年前戌年（寛政二戌年・一七九〇）の満水で、国中の谷川から砂利が夥しく流出し、富士川全体が瀬高になってしまった。以来、難場所が数多くできたが、これまでは船頭共の自力で瀬違いを掘割してしのいできた。しかし、このたびの事態は自力ではどうしても叶い難く願い出ざるを得ない。これまでも、元禄十一年（一六九八）の駿河国長貫村・内房村地内本釜・後呂川の御普請以来、宝永四年（一七〇七）の駿河国橋上村白鳥山崩落事故への御普請、正徳四年（一七一四）のこの場所の御普請、享保十四年（一七二九）の御普請、寛政五年（一七九三）の甲斐国□間村の古牛抜き取りなどの御普請があった。近年では、寛政八年（一七九六）の甲斐国早川戸宮木村地内の「石切石」という場所の御普請願いとその実現があった、というのである。「御普請」というのは支配者側からの出金による普請で、自力（の普請）あるいは自普請というのは、被支配者である村方・船頭の出金・努力による普請である。ところが、今回の釜口の普請願いは、御三分様（甲斐国内の市川・石和・甲府の三代官所支配）に願い出たが、新規の普請であるからと、却下されてしまったというのである。

この普請願いの結果は不明であるが、以後も度々歎願は行われ、天神ヶ瀧や芝川戸がその対象となっている。図Ⅱの年代を確定するのは難しいが、そのなかで唯一後川に関するものは、天保十四年（一八四三）十一月の「差上申一札」（原田公房家文書、同書九一ページ）という文書である。

それによると、「富士川通駿州内房村地内字後川御廻米通船路城川之儀、先達奉願候処、御伺之上当卯壹ヶ年堀割御入用金八拾壹両壹分永式百式十五文五分七、芝川戸定湊金御貸付利金之内分御渡被下置」、以後五か年間定湊いを行うというものである。一年に金八一両余というのはかなりの大金だが、芝川戸定湊金御貸付利金からこれを充足するという計画のようである。

現時点で筆者が確認できた後川（うしろ川↓城川とも称したか）の堀割願い

を具体的に論じているのはこの一点のみであり、図Ⅱは、この時作成された可能性があり、Ⅰ以前の時期と考えておきたいのである。

ところで、今回掲載するⅢの絵図は、これまでのⅠ・Ⅱと全く異なり、富士川の改修工事との関連は、ほとんど窺えない。たしかに、天神ヶ瀧の川を遮るような地形や、釜口の多くの岩・石の名称、芝川の合流地点の浅瀬など、若干の難所の表記はある。後述するように「釜口」は詳細である。その代わり、Ⅰ・Ⅱでは富士川の中央に赤い線で舟運の航路が描かれているのに対し、Ⅲでは富士川の両側の陸上の経路を赤い線で強調しており、地名も充実している。たとえば梅の古木や桜の木、富士山の見え方が注記され、「上古大ツナミ時は追ツ、マルト云伝へ」と、いつの時代かわからないが、津波が富士川を遡ってここまですれど達した、という記録まである。峠や坂・山の名前も多い。波高島のあたりでは、下部温泉の紹介もある。これまでのⅠ・Ⅱが、富士川が中心で、それに対応する形で富士川右岸の河内路が赤い線で描かれていたのに対し、Ⅲの絵図では富士川を挟んで河内路と東河内路が両側を走り、時には川を渡っているのである。両側の河内路にも配慮しつつ、たとえ富士川中に船路を示す赤い線がなくとも、富士川を下る人々が手元に置いて両側の景色を満喫するための絵図、観光目的の比重が大きい絵図、といっているに言いすぎであろうか。他の富士川絵図に比べると、絵自体は「絵心のある素人」作成のようにも見える。しかし、記載される情報量は、他を圧倒して多い。

その一方で、注意しなければならない点もある。例えば、本絵図では上流から寄畑、次に嶋尻が書かれているが、実際は「嶋尻」↓「寄畑」の順である（この点は南部町教育委員会の望月亮一さんから教えられた）。また、俵石の場所が和紙を貼って訂正されているように、本絵図を实地において検証する必要がある。さらに、最も大きな問題として、本絵図の最末端である清水湊について注意を促しておきたい。本図では、三保の松原と清水湊が全く別のよう描かれている。清水の地形は、当初島であった三保の松原部分が砂州の形成によって本土とつながり、そこに清水湊が形成されて現在の形になったわけである。本図の作成された時点ではとくに現在と同じ地形になっていたはずであるから、この描き方は清水湊や三保の松原まで行ったことがない人物が描いた可能性が考えられる。不思議なことに、これまで本図に言及した先行研究には、この点の指摘が全くないのである。このため、本図作成の目的を、三河岸から岩瀨を経て清水湊に至る廻米の経路を示す図であるとする評価について

は、若干検討の余地があることを述べておきたい（巻末地図参照）。

先に、本図には富士川の難所の記載がほとんど見られない、と書いたが、釜口の特に岩の名称は、他の絵図と比べても際立っている。銚子口・後川の名前もある。これは先に述べたように、当地を通過する人々の興味を引く、観光名所案内のような要素も、本絵図は持っていたと思われ、「弥二石」のようにかつてこの石の掘削に功績のあった弥二右衛門という人物のエピソードが付随していたものと思われる。婦の字が先に書かれている「婦夫岩」なども同様である。

まとめとして、今後の課題についても記しておきたい。まず、本絵図の初めの部分、作者または所蔵者の名前が判読できていない。「藤□孫□（朱）」としたが、□部分は読めなかった。瀧・澁・瀧や瀧など候補に考えられる文字はいくつかあるが、三文字の名前（あるいは号）を持つ人物を特定できなかった。また、地名として、何か所か確定することができなかった場所がある。内船村から宍原に向かう坂の名称もその一つで、「長□坂」とせざるを得なかった。「長歳坂」あるいは「長澤坂」などのようにも見えるが、今後の現地での聞き書きなどで解明する必要がある。諸賢のご教示を御願いしたい。

本絵図は、小野寺氏の著書のあと、富士市立博物館（現富士山かぐや姫ミュージアム）による図録『富士川の舟運』（一九九七年）の下部に白黒ではあるが絵図全体が掲載され、これをもとにして拡大したものが、現在、リニューアルされた同館二階の富士川水運のコーナーの天井近くに掲げられている（前後一部未掲載）。また、二〇二三年（令和五年）二月二十三日に開館した富士川町「歴史文化館 塩の華」の「富士川舟運歴史館」の展示では、カラーで本図の全体像を展示して見てたえがある。ハメートルに及ぶ本図の全体像も是非ご覧いただきたい。

なお、本富士川絵図の地名解説に当たっては、『山梨県史』民俗部会の調査以来何かにつけ教えをうけている万沢の鍋田幹雄さん、また前教育委員会社会教育担当の望月大輔さんを介して小林勇司さん（身延町教育委員会）・望月亮一さん（南部町教育委員会）に地名の確認と教示をうけた。地名解説の責任はすべて筆者にあるが、多くの方々のご援助に感謝する次第である。

青山幸太家文書について

先述のように、青山幸太家文書は青山靖氏の収集文書である。青山幸太家文書には、この「富士川絵図 II」を含む1 罅沢村文書の他に、2 馬籠（まごめ）

村文書、3 古長谷（ふるはせ）村文書、が含まれている。その経緯についてはあくまでも推定であるが、青山靖氏の残した「罅沢 資料目録 青山蔵」と赤いマジックで題された小型のノートにヒントがあるように思われる。

そこには、赤い罫紙を横にして、万年筆で「巨摩郡罅沢村近世文書」として1 289、「巨摩郡西河内領 古長谷村文書」として290 297、「巨摩郡馬籠村近世村分書」として298 355の、年代と題・内容を簡易に記録した文書目録が記録され、帳末に鉛筆で、「以上、1810 外二雑（計算外）120 匁、¥1700」と書かれている。この目録を作成したのが青山靖氏かどうか、という点は不明だが、ともかく現在の三か村の青山家所蔵文書が、いつの時代か一万七千円で購入されたものであったことを示している。日本の敗戦後は特に和紙を貫目で売買したといわれ、有名な甲州文庫の蒐集家である功刀亀内氏は、この時古文書の煙滅を惜しんで収集に励まれたようである。ただし、老万円を超える値段は、その頃からだいぶ経ってからの金額であろう。

私たちが目にした青山家文書は、それ以前の整理で古文書一点ごとにクリップで内容や年代を万年筆で書いた紙片が留められ、「東京学芸大学地理学教室（歴史地理学研究室）」と印刷された酸性紙の封筒に入れられ、ボールペンや万年筆で年代・内容などの項目が記入されていた。これは、それ以前の調査結果を尊重したためであろう。しかし、現段階ではクリップがすべてサビつき、古文書に貼りついてサビがうつっていた。今回の整理では、現在の日本史学の立場から、クリップをはずして中性紙の封筒に入れ替え、各古文書についてより詳しい情報を鉛筆で新たに封筒に記入し、防虫剤を投入した。万年筆やボールペンなどによる記入は、インクが滲んで封筒や古文書を汚す恐れがあるからである。なお、紙片や元の酸性紙の封筒は念のため保存した。このような状態にして封筒を年代順に並べ、今回の史料目録を作成した。

このうち、1 罅沢村文書は全三四四項目・三七四点と大部分を占める。その中に、一部は青山靖氏がその後収集されたと思われる文書（他村と思われる文書も若干あるが、青山靖氏収集文書という意味でこの項目に分類）も入れて、今回の罅沢村文書目録は作成されている。一八〇〇年（十八世紀）以前の文書は九点のみで、それ以外はすべて一八〇一年（十九世紀）以降の文書である。便宜上、富士川絵図を1 番、中世文書の写と思われる大乗院・福昌院由緒書を2 番とした。2 番については、『山梨県史中世1 県内文書』三九二ページで疑義のある文書とされているが、その理由は記されていない。

これ以外の鰍沢村文書の主要部分は、鰍沢の塩商人であった中村屋 雨宮三郎右衛門家文書である。雨宮三郎右衛門家は、少なくとも近世後期から明治前期における鰍沢の有力者で、明治三年（一八七〇）の資料によれば、三郎右衛門は六一才、十二人いる村役人の内最高齢者（他に六一才は二人いる）で、石高二三石六斗余、上から六番目、下から数えて七番目で、丁度中位にいる。このうち村内三石九斗余・村外十九石七斗余で、村外の分が多いのは雨宮家だけである。また、農間余業を「塩」とし、高瀬舟を八艘所持しているのも雨宮家だけである（他の村役人には舟の記載がない）。

三郎右衛門の名は、本文書では安政四年（一八五七）七月に「百姓代三郎右衛門」とあるのが初見である。しかし、それ以降は借金証文の証人や貸し主としてあらわれる。特に慶応元年（一八六五）から三年にかけては、金百五十兩・金百三十兩・甲金六十兩・金百五十兩と続いており、いくら幕末のインフレの時代とはいえ、その金額に驚かされる。雨宮家は鰍沢村の諸家の中でも、その経済力を背景に村役人としての百姓代になったことが考えられる。明治元年（一八六八）十一月には再び鰍沢村の百姓代として現れ、明治四年八月には長百姓、同月には名主雨宮三郎右衛門となり、明治五年八月まで見られる。明治七年七月には副戸長となっているが、これ以降三郎右衛門の名は見えない。

富士川運輸会社社長 雨宮三郎右衛門家の勢いは、富士川運輸会社社長遠藤聰知が、雨宮家の次男隆吉を養嗣子として娘の聲に迎えたことからわかるであろう（残念ながら隆吉は明治二十八年（一八九四）に三十七才の若さで亡くなってしまった）。

これから先は本目録の肩書のみで推定であるが、明治十九年（一八八六）・二十三年に出てくる雨宮英一郎（第五代鰍沢町長）が三郎右衛門の後継者だとすると、富士川運輸会社は二代目社長遠藤隆吉（第二代鰍沢町長でもあった）が亡くなった明治二十八年以後、長男龍雄（明治三十九年二十六歳で亡くなっている）、明治二十八年には十五歳、叢書第七集十ページ系図参照）が社長となり、雨宮英一郎（四十四歳）が後見人となったようである（284番・明治十九年）。遠藤家長男が社長を引き継ぎながら、父隆吉の実家である雨宮家が若い社長を支える構図が見られるのである。それでは、明治三十九年の龍雄の死後はどうしたのか。

次男豪男はすでに明治三十二年（十九歳）に亡くなっており、四男四郎は明治四十三年に十六歳で亡くなっている、このころはまだ小学校高学年くら

いである。よって、社長は三男三郎（明治二十一年生まれ、当時十八歳）が引き継いだ可能性があるが、それはまだ確認できていない。現在われわれが手にすることのできる明治四十四年の「富士川運輸合資会社利益金配当及損益金精算表」によれば、大正元年（明治四十五年七月三十日に改元）の遠藤三郎は、海野次左衛門とともに「請負」となっている。また、この頃の株券の所持高は、1 雨宮英一郎八四株・2 遠藤三郎八〇株・3 原田幸八（第六代・十四代・二十八代鰍沢町長・塩取扱い）八〇株で、その次の4 中込文吉が四六株であるから、この三人が圧倒的である。ちなみに海野次左衛門は二二株である（『遠藤聰知記録』一七八〜一七九ページ）。

2 馬籠（まごめ）村は、④寛政九年（一七九七）の宗門人別帳によれば、村高三〇一石余、十六軒・六三人、男馬一疋、力者一軒とある。文書は全四二項目・四三点。一見すると村高に比して家数が少なく豊かな村に見えるが、⑧文化十一年（一八一四）以降の大洪水に見られる如く、⑳「当村釜無川と笛吹川に挟まれた国中第一の地窪」とあるように、甲府盆地を流れる二大河川の氾濫に度々悩まされていた。点数は少ないが、郡中惣代や組合村の実態を示す文書、村内の不平分子の存在を示す文書など、興味深い文書が多い。馬籠は中巨摩郡田富町（平凡社歴史地名大系19『山梨県の地名』）であったが、現在は中央市に属す。

3 古長谷（ふるはせ）村は河内筋の富士川右岸に所在する。もと南巨摩郡中富町であったが、現在は身延町に属す。寛文検地の村高六九石余、人数三十軒・二〇四人（延享四年・一七四七）の小規模な村である（前掲『山梨県の地名』）。文書は、九項目十点で、すべて状である。内容は曹洞宗常岳寺をめぐる惣兵衛一統と反対派との争論で、常岳寺の名称は、開基とその妻の戒名から一字宛とって名付けられたものという。番号①宝永二年（一七〇五）の「（開基など書上）覚」は、柳沢氏の甲斐国入部に伴う村明細帳の提出と同時に行われた寺社書上の一つであろう。番号②寛延三年（一七五〇）は、比較的早い定免制の実施を示す。

今回は富士川絵図を中心に刊行したが、青山幸太家文書については、将来において活字化し、富士川水運や当地域の歴史をより深く知る手掛かりとさせていただきますと思う。

（菊池邦彦）

青山幸太家所蔵

1 鯉沢村文書目録

年代順

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
1	(富士川絵図、三河岸～清水、彩色、赤・青・黒、縦164mm×横7970mm、千鳥書房)	(年未詳) .	藤瀧孫(力)		絵図 卷子	1
2	大乘院・福昌院由緒書 (『山梨県史』中世編では疑義有とする)	元龜 2. 正. 7 辛未(1571)			冊	1
3	御訴訟 (十谷村の御本巢・御巢鷹山に西郡14か村の者新規乱入し迷惑)	寛永卯 (16). 閏霜. 14 (1639)	甲斐国川内十谷村 名主百姓中 九左衛門 与左衛門	御奉行様	状	1
4	(高下村と里方十五ヶ村十谷山山論裁許、里方十五ヶ村は御巢鷹山の源氏か嶽入山禁止、かき打八町山へ入相、馬草・薪など苅るべし)	正保 2. 3. 6 戌(1645)	坪井金太夫 宮城越前守 石川三右衛門 伊奈半拾郎	甲州巨摩郡西郡筋 里方十五ヶ村 名主惣百姓中	状	1
5	甲州河内領西嶋・鳥屋・柳川村与十谷村与山論遂穿鑿申付ル覚	天和 2. 4. 26 戌(1682)	野七郎兵 渡弥兵 萩孫四 高五左 竹監物 渡長門		状	1
6	大小切訳御尋書上扣	延享 3. 12. 寅(1746)	十谷村名主半兵衛 長百姓庄右衛門 同又左衛門 左五右衛門		状	1
7	差出申一札之事 (青柳河岸と鯉沢河岸出入)	宝曆 . (1751～)	訴訟方青柳村 名主問屋兼帯太郎左衛門 長百姓長右衛門(他3名) 相手方鯉沢村名主問屋兼帯玉之丞(他17名)	御奉行所	冊	1
8	(綴紐切、鯉沢河岸と青柳河岸の出入カ、寛延2年〔1749〕以降)	(年未詳)			冊	1
9	郡中定之事(百姓衣類・諸勸化・年貢日限厳守)	安永 3. 10. 午(1774)	上川内領村々		状	1
10	(表紙欠、鯉沢村明細帳、後半は天明四年「五人組御仕置帳」)	天明 4. 3. 辰(1784)	鯉沢村名主	中井清太夫様御役所	冊	1
11	差出申一札之事(世柄悪く3年間酒・飴・菓子など禁止)、相定メ申蓮判之事(博奕禁止、百日戸ヅ)(1紙に2点)	文化 11. 11. 戌(1814)	百姓代条右衛門 同断重左衛門 組頭秀八	村役人中	状	1
12	往来一札之事 (銀兵衛諸国一千ヶ寺参詣)	文政 元. 8. 戊寅(1818)	身延山久遠寺末 甲州八代郡石和宿 遠妙寺	諸国御寺院衆中	状	1
13	鯉沢河岸焼失二付村々江表江願書写し	文政 4. 11. 巳(1821)	惣代中樞村源兵衛 上津金村次郎左衛門	御奉行所	冊	1
14	鯉沢河岸場出入済口書物	文政 4. 12. 巳(1821)	小野田三郎右衛門御代官所 甲州巨摩郡百五拾三ヶ村 同山梨郡三拾八ヶ村 右百九拾壹ヶ村惣代 東組甲州巨摩郡中樞村 長百姓源兵衛(他8名)	御奉行所	冊	1
15	差上申年賦証文之事(伊右衛門金171両余を40ヶ年賦願など)	文政 6. 7. 未(1823)	駿州清水湊御廻米問屋初次郎 同国蒲原濱御廻米問屋五左衛門 同国岩淵河岸御廻米問屋伊右衛門	林金五郎様 御役所	状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
16	日本通行状 写 (藤沢大上人日本国中遊行中)	文政 7. 2. 始× 申 (1824)	老中連判 寺社奉行連判 所司代加判	日本国中嶋々迄 諸宗寺院共江	状	1
17	富士川通水行直御普請仕来申上 候書付 (羽鹿嶋村内天神ヶ瀧玄石 難船場普請許可)	文政 7. 3. 申 (1824)	鯉沢河岸 青柳河岸 黒沢河岸 羽鹿嶋村	御普請御掛 御役人中様	冊	1
18	下田原村新開堰普請入用御金主 願口上書	文政 7. 閏8. 申 (1824)	請負人手打沢村要助	鯉沢村長百姓 多右衛門様	冊	1
19	去酉御年貢 (年貢受取皆済)	(文政9カ) . 3. 9 戌 (1826)	黒沢村名主 甚左衛門	鯉沢村 多右衛門殿	状	1
20	酉御年貢皆済目録 (米80石0608、 永161貫99文)	文政 9. 4. 戌 (1826)	林金五郎	右村 名主 長百姓 惣百姓	状	1
21	定 (香具師、鯉沢・長沢・小林・ 落合・荊沢・塚原・下宮地・小笠 原)	文政 10. 10. 亥 (1827)	右村々名主惣代 八代郡黒沢村長百姓金兵衛 巨摩郡鯉沢村名主長蔵		状	1
22	用水川除御普請出来形ヶ所附帳	文政 11. 9. 子 (1828)	鯉沢村百姓代惣左衛門 長百姓清左衛門 名主太右衛門	御普請御掛 御役人中様	冊	1
23	当丑春駿州往還道橋御普請出来 形帳	文政 12. 3. 丑 (1829)	鯉沢村百姓代惣左衛門 長百姓清左衛門 名主太右衛門	御普請御掛 御役人中様	冊	1
24	子御年貢皆済目録 (米53石9228、 永107貫352文2分)	文政 12. 4. 丑 (1829)	野 彦右衛門	名主 長百姓 惣百姓	状	1
25	奉差上済口証文之事 (近年塩升目 減少に付岩瀨・蒲原浜と議定)	(文政12) . . (丑) (1829)	郡中惣代巨摩郡田嶋村 七郎左衛門 (他7名) 鯉沢村名主問屋兼長百姓長蔵 (他9名)	市川御役所	状	1
26	丑御廻米一紙仕上扣 (米7176石余、19933俵余、船622 艘余)	文政 13. 2. 寅 (1830)	鯉沢河岸 問屋 太右衛門		冊	1
27	御蔵壁御修覆雨除板葺 木御普請目論見帳	文政 13. 4. 寅 (1830)	巨摩郡鯉沢村百姓代又八 御廻米取締役喜平治 同問屋太右衛門	吉川栄左衛門様 甲府御役所	冊	1
28	差出申一札之事 (肥前国古賀下洲 村ちせ26歳死亡、村方作法通願う)	文政 13. 9. 寅 (1830)	宿 喜右衛門 組合 奎左衛門 親類 伝兵衛	御村役人中	状	1
29	(鯉沢村名主喜平次など今般稀な る大地震、差出金願、潰家の者は 名主宅に集まるべし)	(天保元) . 12. 寅 (1830)	市川御役所	鯉沢村小前	状	1
30	辰御年貢皆済目録 (米69石0728江 戸御廻米、永123貫581文7分)	天保 4. 4. 巳 (1833)	山 鍬五郎	右村 名主 長百姓 惣百姓	状	1
31	巳御年貢皆済目録 (米63石1103江 戸御廻米、永128貫585文4分)	天保 5. 4. 午 (1834)	山 鍬五郎	右村 名主 長百姓 惣百姓	状	1
32	鯉沢河岸御蔵臺矢来其外御修覆 目論見帳	天保 5. 10. 午 (1834)	鯉沢河岸問屋太右衛門 同 名主清左衛門 同 取締役喜平次 (他2名)	甲府御役所	冊	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
33	乍恐以書付奉願上候 (長百姓太右衛門病死に付、忰弥五左衛門役入願)	天保 8. 6. 酉 (1837)	鯉沢村 名主弥市右衛門 長百姓喜平次 百姓代紋蔵	市川御役所	状	1
34	(鯉沢村絵図、彩色、茶・朱・墨、 船数85・家数731・人別3278人)	天保 9. 4. 戌 (1838)	名主清左衛門 長百姓弥市右衛門 百姓代衆之丞		図	1
35	(鯉沢村絵図、彩色、茶・朱・墨、 小字名有、95. 5×68. 5cm)	(天保9頃力) . . (1838)			図	1
36	(鯉沢村絵図、彩色、茶・青・墨、 66.0×48. 5cm)	(天保9頃力) . . (1838)			図	1
37	亥御年貢皆済目録(米90石077、 永138貫150文1分7厘)	天保 11. 4. 子 (1840)	小 藤之助	右村 名主 長百姓 惣百姓	状	1
38	当寅年宗旨人別改帳 (下柚木村、持高記載有)	天保 13. 3. 寅 (1842)	山梨郡 下柚木村	石和御役所	冊	1
39	諸訳明細書上帳 (浅原村)	天保 14. 9. 卯 (1843)	甲斐国巨摩郡 浅原村		冊	1
40	御普請役上川傳一郎様被仰付候 間、心得書差上申候村方扣	弘化 2. 8. 巳 (1845)	名主 弥五左衛門	御普請御掛 御役人中様	冊	1
41	巳御年貢皆済目録(米87石9021、 永154貫394文7分)	弘化 3. 4. 午 (1846)	高 又蔵	右村 名主 長百姓 惣百姓	状	1
42	(前欠、河原部新河岸取立反对)	弘化 3. 6. 13 午 (1846)	高山又蔵御代官所甲州巨摩郡 鯉沢河岸・青柳河岸両河岸 問屋村役人惣代小前兼 鯉沢河岸百姓善兵衛	御奉行所様	状	1
43	出府中諸用留帳	嘉永 元. 10. 申 (1848)	中込清左衛門 遠藤弥五左衛門		冊	1
44	乍恐以書付奉願上候(1月に3日宛 の紙市立願、運上も納める旨)	嘉永 2. 11. 酉 (1849)	(市川大門村) 名主甚兵衛 長百姓喜八郎 同 権右衛門(他20名)	市川御役所	冊	1
45	酉御年貢皆済目録(米104石 5091、永156貫972文6分)	嘉永 3. 4. 戌 (1850)	荒 清兵衛	右村 名主 長百姓 百姓代	状	1
46	御蔵場御米附入御門御修覆出来 形并根太木書上帳控	嘉永 4. 12. 亥 (1851)	鯉沢河岸		冊	1
47	(本漬家・半漬家、梁間・行間書上)	(嘉永5) . 8. 26 壬子 (1852)	□□村 名主 長百姓	市川御役所	状	1
48	当子御廻米請取(御米3俵こも半 不足、太郎兵衛)	嘉永 5. 11. 晦 子 (1852)	問屋太郎左衛門	落合村 御名主中	状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
49	当子御廻米請取（御米5俵菰半不足、岩右衛門）	嘉永 5. 11. 晦 子（1852）	問屋太郎左衛門	落合村 御名主中	状	1
50	当子御廻米請取（御米5俵菰半不足、庄次郎）	嘉永 5. 12. 朔 子（1852）	問屋太郎左衛門	落合村 御名主中	状	1
51	駿府御目付御用留（内題、永見健次郎様御用留 御本陣中込清左衛門、丑～午）	嘉永 6. 9. 癸丑（1853）	問屋		冊	1
52	御運賃金増方御伺書（三河岸ろ岩淵河岸迄川下賃）	嘉永 7. 11. 寅（1854）	鯉沢河岸扣		冊	1
53	地震諸入用（大冊）	嘉永 7. 11. 4 寅（1854）	鯉沢宿 原田弥市右衛門		横	1
54	御廻米御川下御運賃増永返納願書	安政 2. 3. 卯（1855）	鯉沢河岸	市川御役所	冊	1
55	屋敷敷金之事 （甲金5両）	安政 3. 5. 辰（1856）	与八 証人 定七郎	恒庵殿	状	1
56	乍恐以書付奉願候（質屋稼人2名、永267文外10文切替増永跡請願）	（安政4） . 2. 17 巳（1857）	鯉沢村百姓代 正蔵 百姓 其右衛門 名主 弥五左衛門	市川御役所	状	1
57	乍恐以書付奉願候（大豆并肥糟代滞御利害願、相手飯喰村伊兵衛57両3分余・与兵衛9両1分3朱余）	安政 4. 2. 巳（1857）	願人 鯉沢村 百姓 仁左衛門	甲府御役所 （市川御役所添翰願）	状	1
58	乍恐以書付御歎願奉申上候（芝居狂言一件で入牢中の長百姓長蔵悻悻慎一郎と百姓和助、病気薬用中宿下げ）	（安政4） . 5. 13 巳（1857）	鯉沢村名主 弥五左衛門 長百姓 清左衛門 （他3名）	市川御役所	状	1
59	乍恐以書付御歎願奉申上候（鯉沢村去月16日狂言一件で百姓幸八他16人入牢中、御慈悲願）	（安政4カ） . . 巳（1857）	最勝寺村名主左次兵衛（他2名） 大櫛村・青柳村・長沢村・高田村 ・下大鳥居村・黒沢村（村役人連印）	市川御役所	状	1
60	乍恐以書付御歎願奉申上候（今般八代郡下大鳥居村で召捕えられた長吉は江戸花川戸出生の髪結職で、私共作間髪結渡世存知の者へ吟味後引渡し願）	（安政4） . 閏5. 25 巳（1857）	鯉沢村百姓 弥吉 同 勝兵衛	市川御役所	状	1
61	乍恐以書付奉願候（大炮鑄立用途上納増金、質屋稼人・酒造稼人・水車稼人ら）	（安政4） . 6. 27 巳（1857）	鯉沢村名主 弥五左衛門 長百姓 清左衛門 百姓代 正蔵	市川御役所	状	1
62	乍恐以書付奉申上候（当3月中、村内若者共芝居開催、出役に手向い逃去る一件、村方かくまう噂を否定）	安政 4. 7. 21 巳（1857）	鯉沢村名主 弥五左衛門 長百姓 清左衛門 （他9名）	森田岡太郎様御手附 岡田栄八様 同柴田伴一郎様	状	1
63	乍恐以書付御届奉申上候（当月8日ろの大雨出水による富士川・戸川・大柳川通の欠所・崩所・流失など届書、同文2通）	安政 4. 7. 巳（1857）	森田岡太郎御代官所 甲州巨摩郡鯉沢村 名主 弥五左衛門 長百姓 長次右衛門 百姓代 三郎右衛門	御普請御掛り 御役人中様	状	2

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
64	乍恐以書付奉願上候（戸川通字起道堤切所でき、自普請築立願）	安政 4. 8. 5 巳（1857）	鯉沢村名主 弥五左衛門 長百姓 長次右衛門 百姓代 三郎右衛門	御普請御掛り 御役人中様	状	1
65	駿州往還来午春御普請ヶ所書上帳	安政 4. 8. 巳（1857）	鯉沢村名主 弥五左衛門 長百姓 長次右衛門	市川御役所	冊	1
66	来午春定式御普請目論見ヶ所書上帳（村方扣）	安政 4. 8. 巳（1857）	鯉沢村名主 弥五左衛門 長百姓 長次右衛門 百姓代 七右衛門	市川御役所	冊	1
67	乍恐以書付御歎願奉申上候（長百姓長蔵悻愼一郎、入牢中重病のため、療養中宿下げ願）	（安政4） . . . 巳（1857）	巨摩郡 （以下記載なし）		状	1
68	御手形扣（川除御普請御入用諸色代永人足賃永御扶持米共請取、但具体的数字なし）	安政 5. 2. 午（1858）	鯉沢村名主 弥五左衛門 長百姓 長蔵 百姓代 次郎八（佐々井半十郎様市川御役所）	御普請御掛 御役人中様	冊	1
69	臨時御通行助郷人足割御用留式番	安政 5. 2. 午（1858）	名主 弥五左衛門		冊	1
70	紀州様御産塩廻御差止嘆願書写（他、掘田備中守殿御渡被成候御書付写、異国船渡来二付）	安政 5. 7. 9 午（1858）	鯉沢河岸 問屋役人塩商人惣代 組頭九兵衛（他4名）	御館様御城附 御役人中様 （他4名）	冊	1
71	甲州御廻米岩瀧河岸（内に甲州御廻米清水湊当年年年季切替仕法帳あり）	安政 5. 9. 午（1858）	駿州岩瀧河岸 御廻米問屋 伊右衛門	御年番 石和御役所	冊	1
72	日記 （金銭出入、年鉦覚など）	安政 5. 9. 吉 午（1858）	耕堂		横	1
73	借地証文之事（下畑1畝歩、地代金28匁8分、当年暮～申暮迄3年年季、代金毎年極月20日限、袋共）	安政 5. 12. 24 午（1858）	借主 源弥 証人 芳兵衛 親類 平市	三郎右衛門殿	状	1
74	借用申金子証文之事（金8両甲金、引当下畑19歩半、畑屋敷成、5年年季、名主長次右衛裏印）	安政 5. 極. 午（1858）	質主 栄左衛門 親類証人 新七	三郎右衛門殿	状	1
75	差出申一札之事（縫蔵他出中、屋敷年季期限に付、当月30日迄延日願）	安政 6. 4. 未（1859）	岩淵村 縫蔵親類 縫左衛門 同 直兵衛 同 縫平（他1名）	鯉沢河岸 清左衛門殿	状	1
76	差出申一札之事（縫蔵屋敷、日限過ぎ、来25日迄日延願）	安政 6. 7. 未（1859）	岩瀧村 当人縫蔵 親類 縫左衛門 同 丈助（他3名）	甲州鯉沢川岸 九兵衛殿	状	1
77	差上申御猶予一札之事（去巳午両年年貢夫銭未納御出役呼出し、明3日迄日延願）	安政 6. 8. 2 未（1859）	当人 長吉 組合 与市右衛門 同 佐兵衛	御出役 御役人様	状	1
78	差上申御猶予一札（之）事（去巳午両年年貢夫銭滞、御出役呼出し、上納今夕方迄猶予願）	安政 6. 8. 2 未（1859）	当人 由兵衛 組合 新兵衛 同 徳兵衛	御出役 御役人様	状	1
79	（前欠、差出人と宛名のみ）	安政 6. 8. 2 未（1859）	禅宗西光寺 住主他行二付 梅久保組檀方惣代重兵衛	御出役 御役人様	状	1
80	乍恐以書付奉申上候（長知沢村の出作百姓半兵衛など15名年貢夫銭未納、御出役呼出し、昨2日不残皆済）	安政 6. 8. 3 未（1859）	鯉沢村名主 清左衛門 長百姓 長次右衛門 百姓代 七右衛門	御出役 野中忠三郎様	状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
81	乍恐以書付奉願上候（鯉沢村百姓栄八、去ル辰巳午3ヶ年年貢諸夫錢滞、来15日迄猶予願）	安政 6. 8. 4 未（1859）	右栄八組合惣代 辰兵衛 同 作兵衛 親類辰右衛門（他3名）	御出役 野中忠三郎様	状	1
82	安政六己未曆 （木版、折本）	安政 6 . . 己未（1859）	江戸曆開板所 近江屋新八		状	1
83	安政再刻 年数早見 （木版、大化～安政6未迄、墨・朱2色）	安政 6 . . 己未（1859）	（袋入）		袋	1
84	一札（拙寺檀那荆沢村百姓伝右衛門、当国身延山并諸国霊場参詣に罷出る）	安政 7. 正. 申（1860）	身延久遠寺末 甲州巨摩郡荆沢村 法泉寺 [㊦]	諸国所々 御閑所 御役人衆中	状	1
85	往来一札（荆沢村百姓伝右衛門、当国身延山并諸国在々所々霊場往拝に罷出る、包紙共）	安政 7. 正. 申（1860）	甲州巨摩郡 身延久遠寺末 同国同郡西郡筋荆沢村 法泉寺	諸国在々所々 御寺院衆中	包	1
86	（前欠、新規川除堤築立出入、濟口）	万延 元. 8. 申（1860）	八代郡高田村（他8ヶ村） 巨摩郡大田和村（他11ヶ村） 右村々惣代高田村名主与左衛門（他8名）	市川御役所	状	1
87	借用申証文之事（甲金10両、申10月6日迄10月迄、利足は屋賃請取） （以下、101迄証文一括）	万延 元. 10. 申（1860）	与八	治郎左衛門殿	状	1
88	覚（金30両借用、来る晦日迄、文久元年と推定）	（文久元） . 2. 12 酉（1861）	丸屋忠右衛門 証人 中村屋三郎右衛門	遠藤長次右衛門様	状	1
89	差入申一札之事（質地の屋敷を借地とする事承知）	文久 2. 正. 戌（1862）	与八	三郎右衛門殿	状	1
90	借地証文之事（屋敷1ヶ所、錢50貫文、当戌正月～未暮迄10年季）	文久 2. 正. 戌（1862）	借地主 忠右衛門 証人 市左衛門	三郎右衛門殿	状	1
91	覚（金20両借用、来3月晦日迄、袋共）	文久 2. 2. 戌（1862）	借主 忠右衛門 証人 三郎右衛門	長次右衛門様	状	1
92	質入申屋敷之契（屋敷16歩、代金1両2分、当戌暮～子暮迄3年季）	文久 2. 2. 戌（1862）	質主 銀次郎 証人 次郎兵衛 組合 丈右衛門（他1名）	三郎右衛門殿	状	1
93	覚（甲金5両、忠右衛門殿分請取）	（文久2） . 11. 21 戌（1862）	与八	音兵衛殿	状	1
94	質地証文之事（裏屋敷1ヶ所、代金5両甲金、当戌暮～子暮迄3年季、利足8月迄1割2分五厘）	文久 2. 12. 戌（1862）	借主 与八 証人 直右衛門	仁左衛門殿	状	1
95	覚（金1両辰年甲5両に成、甲子3月14日丸屋忠右衛門様へ差引）	（元治元） . 3. 4 甲子（1864）	丸屋福太郎	丸屋忠右衛門様	状	1
96	覚 （大屋主人甲5両書面）	（元治元） . 3. 14 甲子（1864）	丸仁	丸忠サマ（カ）	状	1
97	質地証文之事（金7両2分、屋敷畑建屋、当子春～辰暮、5年季）	文久 4. 3. 子（1864）	借主 佐五兵衛 証人 佐助	三郎右衛門殿	状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
98	覚（金3兩借用）	（元治元） 12. 11 子（1864）	與八	丸屋忠右衛門様	状	1
99	覚（銭8貫文借用、甲府麻屋勘助江戸表より帰宅次第返済）	（慶応元） 正. 12 丑（1865）	一 ○ 与八	丸屋 忠右衛門様	状	1
100	借用申金子之事（金150両文金、来未暮迄7年季、年1割利、表土蔵3×8間、裏土蔵2間半×4方、屋敷図有）	慶応 元. 11. 丑（1865）	借主 忠右衛門 証人 市左衛門	三郎右衛門殿	状	1
101	覚（証文11本、右金高甲金60両・金23両・銭24貫文、外金3両・5両、貴殿へ借入金引当として預ける）（※ここまで一括）	慶応 元. 12. 丑（1865）	丸屋忠右衛門 布袋屋市左衛門	中村屋 三郎右衛門様	状	1
102	対談書之事（当村役人少二付名主交代の上新長百姓仕立てる）	文久 3. 7. 晦 亥（1863）	鯉沢村名主 長治右衛門 長百姓 清左衛門 （他9名）	最勝寺村 立入人 長百姓兼右衛門	状	1
103	（蛤御門の変の様子、書簡の体裁）	元治 元. （1864）			冊	1
104	差上申鉄砲証文之事（非常時には御陣屋へ駆付けける）	元治 2. 2. 丑（1865）	鯉沢村 誰 名主		状	1
105	元治二子（丑）年四月中、従朝廷勅答十八ヶ條之写	元治 2. 4. 丑（1865）	家茂		冊	1
106	家数覚（字入り道通路度々差支一同難渋、差支無きを願う、89人）	（慶応元） . 2. 丑（1865）	惣代 政八 友右衛門 利八 吉右衛門 増右衛門 茂右衛門	御村役人中様	冊	1
107	岩淵借地覚（700文藤吉など合計23人）	（慶応元） . 閏5. 2 丑（1865）	北人々	／・印様	状	1
108	菴米村忠次郎分大豆押切帳	慶応 元. 12. 吉 丑（1865）	東酒屋 喜平次		冊	1
109	借用申金子之事（金130両、質物別紙無尽取金、3年季、利足金13両宛）	慶応 2. 正. 寅（1866）	楠甫村借主 丈右衛門 証人 宇兵衛 同断 忠三郎	鯉沢村 三郎右衛門殿	状	1
110	御触書御請印形帳	慶応 2. 3. 寅（1866）	巨摩郡鯉沢村	市川御役所	冊	1
111	往来手形之事（最勝寺村百姓亀三郎23歳、上州草津入湯、御代官様御印鑑并御鑑札2枚渡す、包紙共）	慶応 2. 7. 2 寅（1866）	右村名主 左次兵衛	御関御番衆中様 宿村御名主中様 （→332）	状	1
112	慶応式寅年御拝借金（金百両、夫喰御手当御拝借金、卯未迄5年賦）	慶応 2 . . 寅（1866）			横	1
113	諸用留	慶応 3. 正. 卯（1867）	遠藤長次右衛門		冊	1
114	借用申金子之事（金150両、質地合1反9畝6歩、月1割5分利、来9月中返済）	慶応 3. 3. 14 卯（1867）	西畷村借主 新兵衛 同証人 幸助	鯉沢村 三郎右衛門殿	状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
115	奉請取米金之事（富士川など村方 地内普請入用）	慶応 3 . . . 卯（1867）	鯉沢村百姓代七右衛門 長百姓長蔵 名主市左衛門	安藤傳蔵様 市川御役所	状	1
116	（前欠、賊徒誅載など）	慶応 4 . 正. 戊辰（1868）	参与		冊	1
117	廻状 （鯉沢旅宿へ罷り出るべし）	慶応 4 . 4 . 5 辰（1868）	市川御役所	鯉沢村 青柳村 最勝寺 大櫛村	状	1
118	対談書一札之事 （金子返済、来ル7月迄延月願）	慶応 4 . 閏4 . 13 辰（1868）	駿河国岩淵村 甲州鯉沢宿三郎右衛門殿 質地主 茂兵衛 同黒沢村由右衛門殿 親類 庄吉（他3名）		状	1
119	替女座元 上飯田新町組（@2つ、 木札裏表か）	慶応 4 . 5 . 戊辰（1868）			図	1
120	（前欠、夫錢への利銀に付出入り）	慶応 4 . 9 . 辰（1868）	訴訟方甲州八代郡高田村 御役所 名主勝右衛門（他11名） 相手方 同村長百姓小兵衛（他3名）		冊	1
121	古株酒造高差上帳	明治 元 . 10 . 辰（1868）	鯉沢村 長次右衛門		冊	1
122	奉請取米金之事（金20両、当辰秋 富士川通急破川除普請入用金等）	明治 元 . 11 . 辰（1868）	成沢勘左衛門支配所 御普請御掛り 甲州巨摩郡鯉沢村 御役人中様 百姓代 三郎右衛門 長百姓 市左衛門 名主 長蔵		状	1
123	差入申一札之事（米代残金凡四百 両分の杉小割筏40、米・炭4千俵 を引き渡す、奥書覚有り）	明治 元 . 12 . 9 辰（1868）	帯金村 政八郎 巨摩郡鯉沢村 立会 作左衛門 中村屋三郎右衛門殿		状	1
124	乍恐以書付奉歎願候（御一新の 際、新河岸差し止め願）	（明治元） . . . （1868）			冊	1
125	（堤築立仕様参考例、堤の絵図有）	明治 2 . 2 . 巳（1869）	河瀬外御支配所 下総郡（国）葛飾郡行徳領 本行村名主権三郎	宮繕司御判事 新蠶蔵様	冊	1
126	売渡申田地証文之事（反別合2反 6畝17歩、代金65両、寅暮迄10年 季、外二金10両）	明治 2 . 3 . 巳（1869）	小田船原村 売主 五兵衛 証人親類 五左衛門（他2名）	鯉沢宿 三郎右衛門殿	状	1
127	助郷高并家数人別書上帳	明治 2 . 4 . 巳（1869）	巨摩郡鯉沢宿 問屋 長蔵 年寄 喜平治	市川御役所	冊	1
128	奉請取金子之事（当巳定式川除普 請入用）	明治 2 . 4 . 巳（1869）	鯉沢村 百姓代 三郎右衛門 長百姓 長次右衛門 名主 長蔵	御役所	状	2
129	奉請取御扶持米之事（当巳春定式 川除普請入用）	明治 2 . 4 . 巳（1869）	鯉沢村 百姓代 三郎右衛門 長百姓 遠藤太右衛門 名主 長蔵	市川御役所	状	2
130	社寺其外宗門帳差出方書付 扣 （鯉沢村内朱印・墨印・除地など）	明治 2 . 7 . 巳（1869）	鯉沢村 名主 長蔵 長百姓 長次右衛門 百姓代 三郎右衛門	市川御役所	状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
131	(明治2巳～3庚午～明治5壬申、法令抜書カ、綴紐切れ)	明治 2. 8. 13 巳 (1869)			冊	1
132	借用申金子之事 (金10両、来ル12月15日限)	明治 2. 9. 29 巳 (1869)	上川傳一郎	大柵村 五左衛門殿 宗八郎殿	状	1
133	乍恐以書付奉願上候 (青柳河岸御廻米御蔵臺際々下道筋の地窪を上げ、新規堤築立迷惑)	明治 2. 10. 巳 (1869)	高田村名主 喜内 (他16名)	堤防御掛り 御役人中様	冊	1
134	議定為取替之事 (土地出入り内済)	明治 2. 11. 巳 (1869)	伝之丞 八十郎 立入人沢方惣代之内 次左衛門 仁左衛門 順平	村方御役許様	状	1
135	高瀬舟取調書 (明治2年頃か)	(年未詳) ()			状	1
136	(鯉沢村年貢未納人帳断簡カ、明治2巳年と推定、綴紐切れ)	(明治2カ) () 巳 (1869)			横	1
137	(鯉沢村絵図、彩色、茶・朱・墨)	明治 3. 3. 午 (1870)	鯉沢村 百姓代 三郎右衛門 長百姓 中込佐左衛門 名主 長次右衛門	市川御役所	図	1
138	(用水絵図、富士川有、彩色、青・紺・朱・肌色・墨)	明治 3. 3. 午 (1870)	甲州巨摩郡伊沢村 願人長百姓 作兵衛 八日市場村 願人百姓 宗平		図	1
139	差出申一札之事 (百姓新太郎娘古登17才、其御村長百姓新五右衛門養女に遣わす)	明治 3. 5. 1 午 (1870)	鯉沢村 名主 長次右衛門	西条新田村 御名主 三四郎殿	状	1
140	新規役入弁上納連印証文 (百姓代三郎右衛門当午61才を新規に長百姓にする)	明治 3. 7. 庚午 (1870)	巨摩郡 鯉沢村		横	1
141	明渡申証書之事 (質地入れ屋敷受戻し兼、当月晦日には明渡す)	明治 3. 7. 庚午 (1870)	佐五兵衛 親類 乙重郎 証人 政七	三郎右衛門殿	状	1
142	□□下調 (村役人12軒別冊)	明治 3. 8. 吉 庚午 (1870)			綴	1
143	質地証文 (反別合4反4畝4歩、此俵付35俵半、金200両、酒造仕入金に差詰り、1年季)	明治 3. 閏10. 庚午 (1870)	車田村 借用人 嘉右衛門 証人 六左衛門 (他2名)	鯉沢宿 三郎右衛門殿	状	1
144	鯉沢宿 (辰年分飯料内訳、金98匁1分5厘不足、送って欲しい)	(明治3) . 11. 9 午 (1870)	甲府魚町壱丁目 河内屋半七	鯉沢宿 布袋屋 市左衛門様	冊	1
145	覚 (玄米・酒・棉実運賃の残金下付願)	明治 3. 11. 27 午 (1870)	鯉沢河岸 遠藤太右衛門	入塩御掛り 御役人中様	冊	1
146	売渡申田地証文之事 (下田1筆1畝23歩、代金15両甲金、卯暮迄10年季、名主友兵衛)	明治 3. 11. 午 (1870)	小田船原村 売主 五兵衛 証人 儀兵衛	鯉沢村 中村屋三郎右衛門殿	状	1
147	小作証文之事 (反別合2反9畝2歩、小作入大柵2斗入、作徳11月)	明治 3. 11. 庚午 (1870)	巨摩郡相又村 小作人 三右衛門 同郡門野村証人 幸蔵	鯉沢村 三郎右衛門殿	状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
148	借入金仮手形之事（代金凡80両、村内精右衛門へ質入期限、代金に差詰り借用、包紙共）	明治 4. 2. 未 (1871)	鯉沢村借用人忠蔵跡庄助 親類惣代西南胡村 証人 甚左衛門（他1名）	雨宮三郎右衛門殿	状	1
149	対談書之支（蚕種多分の損耗、質物は後日手形差し入れる）	(明治4) . 2. 未 (1871)	新兵衛	鯉沢 文蔵殿	状	1
150	乍恐以書付奉願上候（鯉沢河岸の悪弊改革は三河岸一体を願う）	(明治4) . 3. 11 辛未 (1871)	右鯉沢村 問屋 遠藤長次右衛門	甲府 御役所	冊	1
151	乍恐以書付見込奉申上候（私共5人に塩取扱い願）	(明治4) . 6. 26 辛未 (1871)	巨摩郡鯉沢村入塩取扱人 中込清左衛門 雨宮三郎右衛門 右兩人代兼遠藤太右衛門（他2名）	甲府御役所	冊	1
152	差上申済口証文之事（黒沢村名主役交代滞一件）	明治 4. 7. 28 未 (1871)	黒沢村名主 渡辺縫右衛門 （他11名）	市川御役所	冊	1
153	戸川新川通両縁堤減所御届書 扣	明治 4. 8. 27 辛未 (1871)	巨摩郡 鯉沢村		冊	1
154	(金150疋、御着代受取)	(明治4) . 8. 30 未 (1871)	青柳村 治郎八	遠藤御主人様	状	1
155	名主中込清左衛門の長百姓雨宮三郎右衛門江交代之願書 扣	(明治4) . 8. 辛未 (1871)	鯉沢村名主 中込清左衛門 長百姓 雨宮三郎右衛門 同 保坂市左衛門（他8名）	市川御役所	冊	1
156	訴事扣（辛未8月～壬申7月28日、送籍・旅行届と盗難等記録）	明治 4. 8. 辛未 (1871)	名主		冊	1
157	御用御宿控帳（英人・米人の宿泊も見られる）	明治 4. 8. 未 (1871)	名主 三郎右衛門		横	1
158	御廻状写	明治 4. 8. 辛未 (1871)			冊	1
159	清酒濁酒醤油鑑札收與其外規則書	明治 4. 8. 辛未 (1871)	市川庁		冊	1
160	去午御年貢請取（小手形力）	(明治4力) . 8. 未 (1871)	名主 長次右衛門		状	2
161	差上申御請書之事（百姓青柳廣吉村預に付）	(明治4) . 9. 14 辛未 (1871)	右鯉沢村 村役人惣代長百姓 遠藤長次右衛門	甲府県 御役所	冊	1
162	(塩払代金未納督促状)	(明治4) . 9. 16 辛未 (1871)	甲府縣廳④ 鯉沢村遠藤太右衛門 遠藤長次右衛門 中込精右衛門 中村三郎右衛門 海野治左衛門		状	1
163	質地証文之事（田8筆合3反25歩、代金200両通用金、来申暮迄一年季、名主日向善右衛門奥印）	明治 4. 9. 未 (1871)	車田 借用人二宮嘉右衛門 同証人 日向仲右衛門 同同断 二宮藤七	鯉沢宿 雨宮三郎右衛門殿	状	1
164	船壱艘四人乗往返七日諸入用（鏝34貫939文、此金3両1分、金1両＝鏝10貫500文）	(明治4) . 9. 辛未 (1871)	三河岸 問屋并船頭惣代	甲府県 御役所	冊	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
165	借用申金子之事（文金百両、引当酒造蔵并道具一式、10年季、1割）	明治 4. 9. 未（1871）	西島村借主 啓蔵 証人 弥右衛門	鰺沢村 三郎右衛門殿	状	1
166	御用扣 （尋人・村預けの事）	明治 4. 9. 未（1871）	名主		横	1
167	乍恐以書付御訴奉申上候（当県貫属増田傳一郎、今般帰農村方入籍）	（明治4） . 10. 17 辛未（1871）	右鰺沢村百姓代志村七右衛門 長百姓中込清左衛門 名主雨宮三郎右衛門	甲府県 御役所	冊	1
168	田畑成畑田成小地明細調	明治 4. 10. 辛未（1871）	鰺沢村		横	1
169	乍恐以書付御訴奉申上候（鰺沢河岸船頭惣代を黒沢河岸船頭へ掛る出訴一件中、鰺沢船頭惣代政七入牢）	（明治4） . 10. 23 辛未（1871）	右村役人惣代 長百姓 依田長蔵	市川御役所	冊	1
170	田畑成畑田成名所記	（明治4） . 10. 辛未（1871）	鰺沢村		横	1
171	新田新畑屋舗成寄	（明治4） . 10. 辛未（1871）	鰺沢村		横	1
172	田畑成畑田成反別下調寄	（明治4） . 10. 辛未（1871）	鰺沢村		横	1
173	御尋二付以書付奉申上候（松代県管下徘徊逃亡の甚蔵悴安五郎と妻てゐる村内にいない旨）	（明治4） . 11. 20 辛未（1871）	鰺沢村村役人惣代 長百姓 保坂市左衛門	市川御役所	状	1
174	廻章	（明治4） . 11. 28 辛未（1871）	名主 雨宮三郎右衛門	中込清左衛門殿 青柳喜平次殿 （他27名、寺院・青年連中含）	状	1
175	借用申金子之事（金百両、引当として酒造道具一式・土蔵1ヶ所百石造分、申4月10日迄）	明治 4. 11. 未（1871）	車田 借用人二宮嘉右衛門 同証人 日向仲右衛門 同同断 日向六左衛門（他1名）	鰺沢宿 雨宮三郎右衛門殿	状	1
176	往来自普請人足帳	明治 4. 11. 吉 未（1871）	名主		横	1
177	村内入用夫帳	明治 4. 11. 未（1871）	名主 雨宮三郎右衛門		横	1
178	当末村入用夫銭割究帳	明治 4. 12. 12 未（1871）	甲州巨摩郡鰺沢村 名主 雨宮三郎右衛門		横	1
179	乍恐以書付奉申上候（一作15日乞食体の男死去届）	明治 4. 12. 17 辛未（1871）	鰺沢村名主 雨宮三郎右衛門	市川御役所	冊	1
180	御拝借米代御拝借金枝郷書出帳	明治 4. 12. 辛未（1871）	名主 雨宮三郎右衛門		横	1
181	未御年貢枝郷越石取立帳写	明治 4. 12. （1871）	名主 雨宮三郎右衛門		横	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
182	覚（辰巳午年分、菊四郎殿分地震拝借分、引而623文不足、此者に）	（明治4カ） . （1871）	名主所	源介殿	状	1
183	御書付写	（明治5） . 正. 12 壬申（1872）	市川庁		冊	1
184	急廻状（例年通り、来15日、問講稽古人四つ時出席すべし）	（明治5） . 正. 13 申（1872）	小学校 （市川大門村 小学校世話方）	村々世話役中 （印沢～切石）	状	1
185	乍恐以書付奉申上候（戸長長百姓遠藤長次右衛門・副百姓河住忠右衛門に頼み度旨）	（明治5） . 正. 18 壬申（1872）	名主 雨宮三郎右衛門 長百姓 保坂市左衛門 百姓代 志村七右衛門	市川御役所	状	1
186	御廻米舟賃内 未御年貢諸拝借銀請取帳	明治 5. 正. 壬申（1872）	名主 雨宮三郎右衛門		横	1
187	治川御普請 籠衆買入帳	明治 5. 正. 申（1872）	戸川新築 会所		横	1
188	治川御普請諸色人足遣方帳（戸川通・新戸川通など）	明治 5. 正. 壬申（1872）	名主 雨宮三郎右衛門		横	1
189	戸籍要記 （戸籍作成）	（明治5） . 正. 壬申（1872）			横	1
190	追触御用 （暴風のため土木寮見分延引）	（明治5） . 2. 20 壬申（1872）	山梨県 堤防掛	龍王村始 （～大柵・青柳・鯉沢） 右村々役人中	状	1
191	差上申一札之事（内藤佐太郎徒刑中逃走一件）	（明治5） . 3. 10 壬申（1872）	鯉沢村百姓新助悴 内藤佐太郎 村役人惣代百姓代雨宮新蔵（他1名）	山梨県 御役所	冊	1
192	御尋二付以書付奉申上候（村方横町碓屋政平悴27才亀吉、京都府伏見に入籍、身元照会）	（明治5） . 3. 22 壬申（1872）	巨摩郡鯉沢村 村役人惣代 名主 雨宮三郎右衛門	市川御役所	冊	1
193	廻状（未御年貢覚として青柳村磯野新太郎など7名、25日督促状）	（明治5） . 3. 25 壬申（1872）	鯉沢村 名主		状	1
194	去未御年貢枝郷越石未納書抜帳	明治 5. 3. 壬申（1872）	名主 雨宮三郎右衛門		横	1
195	去未御年貢未納書抜帳	明治 5. 3. 壬申（1872）	名主 雨宮三郎右衛門		横	1
196	人員諸事扣 （寄留・雇人・病死・出産など）	明治 5. 3. 壬申（1872）	郵長		冊	1
197	治川官御普請諸色人足仕訳帳（場所ごとに請負人、手打沢村に筆師治郎左衛門有）	明治 5. 3. 申（1872）			横	1
198	（御触書写、壬申3月～4月）	（明治5） . 3. 壬申（1872）	太政官		冊	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
199	寺領去未歳物成取調書上帳	明治 5. 4. 2 壬申 (1872)	巨摩郡鯉沢村		冊	1
200	触書 (今般陸運会社取立、公私の荷物へ至当の相对賃銭で継立る)	(明治5) . 4. 11 壬申 (1872)	山梨県庁 甲府柳町駅 八日市場村 萬沢村	鯉沢村 切石村 下山村 南部村 右駅村々役人	冊	1
201	乍恐以書付始末奉申上候 (青柳村百姓卯之吉の盗金借の件、孫平持高3升家内12人、農間水車稼)	(明治5) . 4. 13 壬申 (1872)	鯉沢村百姓 海野孫平申四拾九歳	山梨県 御役所	冊	1
202	記 (五人の子供、夕草刈りに、戸川通新堤西側壱番際の草下に隠してある盗品と思われる衣類発見、届書)	(明治5) . 4. 16 壬申 (1872)	芦澤信吉俸金助申十四才 (他4名)		冊	1
203	記 (戸川南側堤下草内に隠してあった盗品衣類15点、内訳)	(明治5) . 4. 18 壬申 (1872)			冊	1
204	差上申一札之事 (青柳村□川宇之吉窃盗一件、再応御吟味徒1年)	(明治5) . 4. 21 壬申 (1872)	青柳村百姓 □川宇之吉 大木丑太郎 (他4名)	山梨県 御役所	冊	1
205	畑屋敷成請耕地記小前仕抜下調帳	明治 5. 4. 壬申 (1872)	名主 雨宮三郎右衛門		横	1
206	去未御年貢未納調尻仕訳帳	明治 5. 4. 壬申 (1872)	名主 雨宮三郎右衛門		横	1
207	去未御年貢未納御取立歎書 (保坂佐五平外227人未納、若干内容相違)	明治 5. 4. 壬申 (1872)	名主 雨宮三郎右衛門 長百姓 遠藤太右衛門 百姓代 高木傳市郎	甲府御役所	冊	2
208	質屋稼并二古着古道具規則書 扣	明治 5. 4. 壬申 (1872)			冊	1
209	去未御年貢未納御取立願書 (天戸・鬼島・新居林・梅久保・角久保の枝郷と長知沢村・青柳村の入作分、同文2)	明治 5. 4. 壬申 (1872)	名主 雨宮三郎右衛門 長百姓 遠藤太右衛門 百姓代 高木傳市郎		冊	2
210	去未御年貢未納人仕抜廉訳 (大橋より上両側)	(明治5) . 5. 7 壬申 (1872)	名主		横	1
211	去未御年貢未納人仕抜廉訳 (横町・北むら・しら子)	(明治5) . 5. 21 壬申 (1872)	名主		横	1
212	差上申一札之事 (□川国蔵窃盗再犯一件、「准流十年」)	(明治5) . 5. 22 壬申 (1872)	鯉沢村 百姓 □川国蔵 (他5名)		冊	1
213	(前欠、吉五郎以外に右7名の内、市川御役所で裁許を請けた者の有無、明日迄に連絡)	明治 5. 5. 22 壬申 (1872)	甲府二而 樋口大次右衛門	鯉沢 名主御中	状	1
214	差出申御請書之事 (去未年年貢不納、来22日迄猶予願、世話人引請ヶ一札)	明治 5. 5. 20 壬申 (1872)	真如庵 世話人 望月定八 惣代 杉山佐代兵衛 (他4名)	名主 雨宮三郎右衛門殿	状	1
215	差出申御請書之事 (去未御年貢不納、来ル24日迄猶予願、組合引請一札)	(明治5) . 5. 22 壬申 (1872)	梅久保 不納人 望月七郎左衛門 組合請人 川口長右衛門	名主 雨宮三郎右衛門殿	状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
216	差出申御請書之事（去未御年貢不納、24日迄日延猶予、組合引請一札）	(明治5) . 5. 22 壬申 (1872)	未納人 深沢長右衛門 同 佐重郎 組合請人 同 正蔵	名主 雨宮三郎右衛門殿	状	1
217	差出申御請書之事（未御年貢不納、来ル24日迄日延猶予願、組合引請一札）	(明治5) . 5. 22 壬申 (1872)	納主 石坂七兵衛 同 深沢太郎右衛門 請人 雨宮太郎八	名主 雨宮三郎右衛門殿	状	1
218	差上申御請書之事（去未御年貢不納、組合立入日延猶予願）	(明治5) . 5. 23 壬申 (1872)	未納人 茂左衛門 (他4名) 組合引請人 乙重郎	名主 雨宮三郎右衛門殿	状	1
219	差出申御請書之事（去未御年貢不納、来ル25日迄日延猶予、組合引請一札）	(明治5) . 5. 23 申 (1872)	未納人 海野直蔵 未納人 樋口安右衛門 請人 海野次兵衛	雨宮三郎右衛門様	状	1
220	差出申御請書之事（去未御年貢不納、来ル25日迄日延猶予、組合引請一札）	(明治5) . 5. 24 壬申 (1872)	未納人 遠藤半三郎 同 石川清次郎 (他2名)	名主 雨宮三郎右衛門殿	状	1
221	去未御年貢未納人仕拔廉訳（入・本町両側・横向・二軒家）	明治 5. 5. 28 壬申 (1872)	名主		横	1
222	去未御年貢未納調尻仕出シ帳	明治 5. 5. 壬申 (1872)	名主 雨宮三郎右衛門		横	1
223	乍恐以書付奉申上候（村内大村彦太郎宅で博奕）	(明治5) . 5. 壬申 (1872)	依田吉五郎 (他3名)	山梨県 御役所	冊	1
224	乍恐以書付奉申上候（村内彦太郎宅で博奕）	(明治5) . (5). 壬申 (1872)	百姓 青柳政吉 (他5名)		冊	1
225	去未御年貢未納御取立願書（甲銀表記と永の2通り）	明治 5. 5. 壬申 (1872)	鯉沢村 名主 雨宮三郎右衛門 長百姓 遠藤太右衛門 百姓代 高木傳市郎	甲府御役所	冊	2
226	乍恐以始末書奉申上候（兄清兵衛家出後鬪毆殺一件に関わり差押えられる）	(明治5) . 6. 8 壬申 (1872)	鯉沢村 百姓 □村幸蔵	山梨県御役所	冊	1
227	他籍病死入御届ケ（豆州田方郡寺心村百姓悴病死届）	(明治5) . 6. 22 壬申 (1872)	鯉沢村 名主 雨宮三郎右衛門 長百姓 青柳岩太郎 百姓代 青柳与次作	山梨県御役所	冊	1
228	人員諸事扣 二番（雇人・病死など）	明治 5. 6. 壬申 (1872)	邨長		冊	1
229	差上申一札之事（幸右衛門が村内瀬兵衛宅と與左衛門土蔵へ窃盗一件、幸右衛門は「杖六十」の罰）	(明治5) . 7. 4 壬申 (1872)	鯉沢村 百姓 □月幸右衛門 (他5名)	山梨県御役所	冊	1
230	窃盗難御届（7/2夜、銭凡30貫計・なた1挺、船宿の止宿波高島村船頭高野辰右衛門の道具箱鎖が切られ盗難）	(明治5) . 7. 4 壬申 (1872)	鯉沢村 百姓 □月幸右衛門 差添 長百姓 青柳岩太郎	市川御役所	状	1
231	御触書写	(明治5) . 7. 壬申 (1872)			冊	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
232	東西川内領御用二而御出張御村方控（大草大属が市川陣屋に出張するので、県庁に用のある河内領戸長・副并村役人は同所に申立るべし）	明治 5. 8. 18 壬申（1872）	村方		横	1
233	印鑑（阪出新斎田4700俵、但2斗5升入、駿州清水松屋正七殿船に積入れた旨）	（明治5） . 8. 壬申（1872）	田池徳太郎 北宮正三郎	問屋仲買衆中	状	1
234	名主交代引渡諸帳面調帳	明治 5. 8. 壬申（1872）	名主 雨宮三郎右衛門		横袋	各1
235	名主役更代願（渡名主雨宮三郎右衛門、請長百姓中込太郎左衛門）	明治 5. 8. 壬申（1872）	鯉沢村百姓代志村七右衛門 同高木伝一郎（他13名） 戸長遠藤長次右衛門	山梨県 御役所	冊	1
236	臨時入用徴	（明治5） . 9. 申（1872）	船方掛問屋		横	1
237	記（紙幣交換など）	（明治5） . 10. 壬申（1872）	太政官		冊	1
238	乍恐以書付奉申上候（先般岩手県から30両借用、15両返納、残金は彼地で稼ぎ返納）	明治 5. 11. 15 壬申（1872）	鯉沢村船方惣代 高橋縫右衛門 差添元名主 中込太郎左衛門	山梨県令 土肥實匡殿	冊	1
239	地券調方則	明治 5. 11. 壬申（1872）	副戸長 中込太郎左衛門		冊	1
240	訳（御窺・諸規則）	明治 5 . . 壬申（1872）			横	1
241	去去年米貳百貳拾八石八升七合御取米辻巳酉迄五ヶ年定免高千拾壹石六斗九升五合	明治 5 . . 壬申（1872）			状	1
242	差出申御請書之事（年貢不納、組合立入は来24日迄日延、日限通り納める旨）	（明治5カ） . . （1872）	未進人大森政兵衛 同依田長右衛門後家 組合請人山下喜之右衛門 親類請人依田清右衛門	名主 雨宮三郎右衛門殿	状	1
243	差上申一札之事（長知沢村長百姓弥右衛門所持の鯉沢村越石の巳午年貢・夫錢未納）	（明治5カ） . . （1872）			状	1
244	乍恐御尋二付以書付奉申上候（三河岸塩商人27人々岩淵河岸塩賄人と馴合無く、蒲原浜々附取に苦情無い旨）	明治 6. 1. 17 酉（1873）	巨摩郡鯉沢河岸 塩商人保坂次左衛門 （他29名）	山梨県令 土肥實匡殿	冊	1
245	塩商人御請書江調印之儀御日延奉願候書付（岩淵河岸改革で塩荷は東廻して運送の件）	明治 6. 1. 19 （1873）	鯉沢河岸 塩商人惣代高木傳一郎（他5名） 青柳河岸	山梨県令 土肥實匡殿	冊	1
246	去々未御年貢未納并諸拝借不納仕出シ帳	明治 6. 1. 癸酉（1873）	雨宮三郎右衛門		横	1
247	送籍之事（鳥屋村四番住居望月和市郎倅寅吉鯉沢村要左衛門相続）	明治 6. 3. 酉（1873）	右望月和一郎 組合望月重右衛門 戸長堀口儀左衛門	鯉沢村 戸長御中	状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
248	証 (非常出人足取極め、70人以上・以下など)	明治 6. 4. 酉 (1873)	巨摩郡第三十一区鯉沢駅 戸長遠藤太右衛門 副戸長中込清左衛門		冊	1
249	伍組取定請印写 (総77組、724人、 戸長遠藤太右衛門・区長遠藤長次 右衛門)	紀元2533 (明治6). 6. (1873)	遠藤		冊	1
250	(明治6年布達、「鯉沢村」と朱書、 活字)	明治 6. 10. 10 (1873)	山梨県権令 藤村紫朗		綴	1
251	運輸結社規則書	明治 6. 10. (1873)	右小河内太郎左衛門 小林九兵衛 中込八五郎 (他15名)	山梨県令 藤村紫朗殿	冊	1
252	差上申御請書之事 (入塩を岩瀧河 岸以外に開業させれば国益)	(明治6カ) . (1873)			冊	1
253	差入申証書之事 (畑反別1反3畝11 歩、代金33両、地券改正二付)	明治 7. 3. 甲戌 (1874)	小田舟原村 遠藤五兵衛	鯉沢村 雨宮三郎右衛門殿	状	1
254	貸金訴済口日延答 (被告人庵原郡 岩瀧村池谷忠八、借用中身代限り)	明治 7. 4. 5 (1874)	山梨県管下 代言人樋口大次右衛門 静岡県伝馬町代書人金沢惣左衛門	静岡県権令 大迫貞清殿	冊	1
255	(池谷忠八身代限り動産払代金、 金9円38銭9厘1毛、断簡)	(年未詳) . ()			状	1
256	富士川通船之義二付申上候書付 (積荷物・人員の規則を守る旨)	明治 7. 4. 11 (1874)	巨摩郡第三十壱区 鯉沢河岸船当(頭)惣代 安藤太郎右衛門 同中込乙兵衛	正副戸長 御中	冊	1
257	以書付を奉願上候 (親類魚渡世青 柳直作、負債帳払の所、下山村に 落着、後送籍願)	明治 7. 4. 17 戌 (1874)	当村式百八拾番地 戸田弥作 同式百式拾七番地 志村又右衛門	戸長 副戸長御中	状	1
258	族籍定願 (鯉沢村農依田清治郎方 へ復籍願、附弟雨宮貞都も)	明治 7. 4. 戌 (1874)	巨摩郡第十三区 穴平村日蓮宗遠照寺 住職依田日恵五十四年十月	山梨県参事 富岡敬明殿	冊	2
259	添書一札之事 (当年1月中金子150 円借用、今般身代限り、悴返金)	明治 7. 5. 1 戌 (1874)	駿州岩瀧村忠八悴池ヶ谷権之助 八木間村親類証人 佐野喜左衛門 (他1名)	鯉沢村 雨宮三郎右衛門殿	状	1
260	差出申証証之事 (身延山参詣の上 野国緑埜郡下栗須村7才少女死亡 届、鯉沢村経王寺)	明治 7. 5. 3 戌 (1874)	右農高原秀蔵 当村経王寺主 志村日杲 (他2名)	正副戸長御中	状	1
261	収穫取調之儀日延願 (8月10日迄、 区長遠藤聰知奥印)	明治 7. 7. 27 (1874)	右鯉沢村伍長中崑半兵衛 副戸長雨宮三郎右衛門 戸長遠藤義方	山梨県権令 藤村紫朗殿	冊	1
262	副書一札之事 (金125円、利月1割 5分、来31日限り返金、朱印)	明治 8. 3. 2 (1875)	巨摩郡西島村 借主笠井伊左衛門 証人同 廣敬 同断同半三郎	同郡鯉沢村 雨宮三郎右衛門殿	状	1
263	運輸会社設立願規則表目 (活字3 部、明治6年10月~7年1月)	明治 8. 7. (1875)	巨摩郡第三十区青柳村 通船取扱人 小河内太郎左衛門 (他17名)	山梨県権令 藤村紫朗殿	冊	3
264	借用申証文之事 (醸造蔵・厠・酒 造道具など、年に金93円75銭)	明治 8. 10. 亥 (1875)	巨摩郡第三十一区 鯉沢村三百八拾四番地 借主農高木傳一郎 (他2名)	同村 遠藤太右衛門殿	冊	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
265	地券入費捻計之部	明治 9. 2. 10 子 (1876)	巨摩郡第三十一区 鯉沢村 戸長中込太郎左衛門 (他10名)		冊	1
266	借地証文之事 (丑1月1日と明治12年12月30日迄3年季、敷金20円、利子1割5分、外)	明治 10. 1. 1 丑 (1877)	借主渡辺仁左衛門 証人渡辺弥右衛門	雨宮與八殿	状	1
267	(明治13年布達、活字、「小室組」と朱書)	明治 13. 9. 17 (1880)	山梨県令藤村紫朗		綴	2
268	諸貨物送り券 (線香粉3本、依田直吉馬など)	明治 13. 9. 21 (1880)	山梨県下鯉沢 運輸本社 (富士川運輸会社印)	青柳村 金田新左衛門□□	状	1
269	萩焼買請人一同議定	明治 13. 12. 15 (1880)	五開村 旧十谷 御役所		冊	1
270	(明治14年布告、活字、「小室組」と墨書)	明治 14. 12. 8 (1881)	山梨県令藤村紫朗代理 山梨県大書記官薄井龍之		綴	1
271	諸貨物運搬広告 (明治15年両社合併、業務は運輸会社出張所が専任担当、場所を20間余海中へ築出し、本船を直に波止場に平付け可)	明治 18. 1. . (1885)	清水波止場 運輸会社出張所 清水港博運会社	御荷主様各位 御中	状	1
272	出先記憶帳一・二 (貸金など覚)	明治 19. 5. . (1886)	鯉沢邨 雨宮英一郎 代雨宮芳蔵用帳		横	2
273	新發明製酢醸造法方 (方法、他も有)	明治 20. 3. 15 (1887)	東京府下荏原郡南品川宿式百三十八番地 右發明者教授人 倉田喜起		冊	1
274	蒲原堀割水路の由来 (静岡大務新聞、4/27~/29、年代要検討)	明治 20. 4. 27 (1887)			状	5
275	印鑑㊦ (塩改良阪齋6082俵、中井俊之介雇快国丸、末吉殿船)	明治 23. 4. 22 (1890)	香川県讃岐国阪出港 鹽産会社	各国問屋仲買御中	状	1
276	記・勘定書・立替物明細 (金内訳、23年12月金193円余遠藤聰知殿へ渡し東京送金)	(明治23) . 4. . (1890)	雨宮藤吉	雨宮英一郎様	状	3
277	富士川通船営業組合理約書 (岩淵)	(明治23カ) . . . (1890)			冊	1
278	カ子ナシハヤクヲクレ (電信)	(明治25カ) . 3. 30 (1892)	ウシュメシモミヤ ピチャウニテ カンタ□ユニイ□	マスホムラ カンダイツテイサマ	状	1
279	出資額証明書書換願 (忠八会社資本の内出資額15口金37円50銭、破損甚し)	明治 27. 5. 10 (1894)	譲渡人伴野保則 譲受人深津徳平	富士川運輸合資会社 社長遠藤隆吉殿	冊	1
280	荷物送券 (籠入繭30本、猿橋駅内国通運株式会社取引、尾西店)	明治 27. 7. 3 (1894)	出荷主宿所北都留郡大原村猿橋駅 布袋屋方ニテ荷主 中込平右衛門様出	荷受主宿所 南巨摩郡増穂村青柳 秋山源兵衛様行	状	1
281	増穂壮年自治会発起軍資献金人名表 (活字)	(明治27) . (10). (1894)			状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
282	委任状ノ事（収支精算勘定調査一切と経費節減など）	明治 28. 4. (1895)	南巨摩郡増穂村 青柳河岸 廻船業者		状	1
283	甲斐名湯案内誌（活字）	明治 28. 11. 4 (1895)	著者山梨県平民伴肇 発行者望月幸治郎		冊	1
284	運輸合資会社株券遺失御届（中村清七の無尽に抵当書入後遺失）	明治 29. 4. 14 (1896)	南巨摩郡鯉沢村第九拾五番戸 運輸合資会社株主 遠藤慶太郎	運輸合資会社々長 遠藤龍雄殿後見人 雨宮英一郎殿	状	1
285	（書簡、常香用真香〔檜之葉製〕 国升2斗送付依頼）	明治 29. 8. 19 (1896)	小林小太郎	忝本先生	状	1
286	救助米施與人名帳（9月7日焚出し、8日第1回救助、10・11日第2回、大人1人前1日米3合・老人8才以上小児米2合）	明治 31. 9. (1898)	鯉沢町役場		横	1
287	全国汽車発著時刻及乗車賃金表（官報第4697号附録、破損甚し）	明治 32. 3. 2 (1899)			状	2
288	証 （三等車掌任命、月俸金9円）	明治 34. 10. 16 (1901)	鯉沢馬車鐵道株式会社 社長小林彦太郎	矢崎重作	状	1
289	（水害避難者を警察部長一行が巡視するので、罹災者はなるべく収容所にいるように）	（明治40） . 8. 20 (1907)	塚原書記 （鯉沢町長中込文孝）	加藤助役殿 （町会議員原田政甫 他14名）	状	2
290	水害二関スル書類 （和紙の袋に一括）	明治 40. 9. (1907)	鯉沢町役場		袋	1
291	陳述書（水害復旧工事査定のため 来県、禹ノ瀬・大柳川・天神岩など 開鑿工事を願う）	明治 43. 11. 10 (1910)	山梨県南巨摩郡鯉沢町民惣代 秋山八十郎 雨宮英一郎 原田政甫	内務省土木局 技師奥村長作殿 技手松島賢吉殿（他1名）	冊	1
292	出品繭袋出入扣 （区と人名）	明治 44. 6. (1911)	繭品評会		横	1
293	富士川運輸合資会社申合規則	（年未詳） . ()			冊	1
294	決議録	明治 44. 9. (1911)	富士川運輸合資会社		冊	1
295	記 （大黒印マツチ60箱）	大正 3. 11. 26 (1914)	甲府市桜町四丁目 矢崎文治郎 [㊞]	太盛社様	状	1
296	富士川改修協和会々則（活字、封筒共、委員長早川安吉等12名）	大正 9. 10. (1920)	富士川改修協和会 委員長渡辺瑛美	村長殿	状	3
297	送運券 （未使用）	大正 . . ()	出荷主 甲府市太田町 澤田屋号 中山商店	扱店 明治七年設立 山梨県鯉沢河岸 ㊞富士川運輸本社	状	1
298	意見書（増穂村の現状改革には産業組合起業が第一である）	昭和 2. 1. (1927)	秋山源兵衛 小林完一 井上隆之（他12名）		冊	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
299	定期預金証書（金415円77銭、利息年6分2厘）	昭和 5. 3. 3 (1930)	株式会社 小林富士井銀行 頭取小林八右衛門	八丁入会山大柵区 井上萬吉殿 市川佐太郎	袋	1
300	定期預金証書 （金107円85銭、年6分利息）	昭和 5. 7. 5 (1930)	株式会社 小林富士井銀行 頭取小林八右衛門	大柵区水神社	袋	1
301	史蹟名勝天然記念物管理及保存費補助申請（甲斐源氏ノ嫡流一條忠頼之墓）	昭和 11. 9. 5 (1936)	南巨摩郡増穂村長 小林完一	山梨県知事 土屋正三殿	綴	1
302	満沢鉦山山向鑿參号支脉鉦量計算図（裁面図・平面図各1）	昭和 19. 10. 1 (1944)			図	1
303	谷村 （5万分一地形図、応急修正版）	昭和 30. 5. 30 (1955)	地理調査所		図	1
304	（河岸入用書上、蒲原懸り、清水湊を運賃など、断簡）	（年未詳） . 7. 卯（ ）			状	1
305	（市川役所宛、鯉沢村上申書綴、表紙無、断簡）	（年未詳） . 3. 21 巳（ ）		市川御役所	綴	1
306	乍恐以書付奉願上候（7月29日夜の大雨出水で戸川通堤欠所、見分願）	（年未詳） . 8. 2 巳（ ）	森田岡太郎御代官所 鯉沢村名主弥五左衛門 長百姓長次右衛門	御普請御掛 御役人中様 百姓代七右衛門	状	1
307	（前欠、御仁計之御沙汰与難有仕合二奉存候、以上）	（年未詳） . 8. 3 未（ ）	鯉沢村名主清左衛門 長百姓長次右衛門 百姓代七右衛門	御出役 野中忠三郎様	状	1
308	（前欠、御難有仕合奉存候、以上）	（年未詳） . 8. 4 未（ ）	組合惣代利作 親類惣代次右衛門 鯉沢村名主清左衛門 長百姓長次右衛門	御出役 野中忠三郎様 百姓代七右衛門	状	1
309	以書付願上候（病の為悴へ名目引譲るつもりが当春死去故退役願）	（年未詳） . 12. 未（ ）	青柳其右衛門	御役人衆中	状	1
310	（下書、未歳年貢未進猶予願）	（年未詳） . . 未（ ）			状	1
311	乍恐以書付奉申上候（八代郡粟倉村同宗妙昌寺前々住弟子怙宅差置）	（年未詳） . 5. 14 (申)（ ）	巨摩郡鯉沢村 日蓮宗経王寺 日果		状	1
312	（三郎右衛門・徳平の役掛）	（年未詳） . . 申（ ）			状	2
313	乍恐以書付奉願上候（三河岸問屋并船頭共より御下ヶ金願、船頭共は運賃増を願う）	（年未詳） . 11. 7 亥（ ）	鯉沢河岸問屋代善蔵 青柳河岸問屋太郎左衛門 黒沢河岸問屋代吉兵衛	御役所	状	1
314	御尋二付奉申上候書付（信州中馬河内領村々へ付通しの可否尋、他口留番所通行の習慣）	（年未詳） . 11. 亥（ ）	鯉沢村名主弥五左衛門 長百姓弥市右衛門 百姓代桑右衛門	市川御役所	状	1
315	口上（書簡、葉極上物、店では1円もする品、6日1日分だが）	（年未詳） . 3. 18 ()	以道（カ）	半三郎殿	状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
316	贈券(千香粉4本、青柳金田新左衛門殿行)	(年未詳) ・ 4. 15 ()	帯金分社	運輸会社御中	状	1
317	(書簡、経王寺坊主他人女房召連欠落、八日町で召捕二相成一件)	(年未詳) ・ 5. 13 ()	□□	雨宮様 中込様	状	1
318	当巳三月芝居一件中難場入用書出帳	(年未詳) ・ 6. 13 ()	村役人		横	1
319	乍恐以書付御届奉申上候(損地高下調書上、田・畑・田畑成・畑田成合101石442)	(年未詳) ・ 8. 2 ()	名主	御同役衆中様 御百姓代集中様	状	1
320	(書簡、先般金式百両借用、米代で差引、利金差上急度勘定する)	(年未詳) ・ 8. 14 ()	車田村 古屋嘉右衛門	かじか沢宿 中村屋三郎右衛門様	状	1
321	記(3間4本等ノ21本、彦兵衛船、船ちん3貫文御払可被下)	(年未詳) ・ 9. 12 ()	ヲ二 忠七	本村 雨宮三郎右衛門様	状	1
322	送状(3間4寸3本等ノ34本、彦兵衛船、運賃1分2朱払可被下)	(年未詳) ・ 9. 12 ()	ヲ二 忠介	本村 雨宮三郎右衛門様行	状	1
323	覚(田原村助右衛門舟、丸竹17わ3貫190、打竹11わ2貫450、舟賃)	(年未詳) ・ 9. 13 ()	手打沢 治郎右衛門出	かじか沢 御名主中様	状	1
324	御廻状写 (酒造・醤油造)	(年未詳) ・ 10. 6 ()	市川御役所		冊	1
325	(書簡、払米が指出されたので入札されたい、直段次第千俵前後で指出されたい、鯉沢の木曾番所の町人へも入札を申付けた)	(年未詳) ・ 10. 17 ()	三井伝兵衛裕 林恵十郎経永 安藤友左衛門惇 小池新右衛門元辰 篠原善左衛門包	小林小太郎様 小林林兵衛様 天神中条八郎左衛門様 人々御中	状	1
326	記(八番組取締入費受取、高割と戸数割、高716石5合・戸数215)	(年未詳) ・ 12. 4 ()	区長 (巨摩郡第三十区)	八番組 戸長御中 (長沢村)	状	1
327	廻文(違作年柄、年暮の品物遣り取り質素にすべき旨)	(年未詳) ・ 12. ()	名主所	組頭中	状	1
328	(書簡、諏訪上物の値段など)	(年未詳) ・ . 10 ()	大和二而 延之助外	長次右衛門様	状	1
329	乍恐以書付奉申上候(廻米、松岡村~五貫島村駄送、江之浦々浅草迄廻送ルート変更案への意見)	(年未詳) ・ . ()			状	1
330	(前欠、普請役永持武兵衛・桜井規矩郎)	(年未詳) ・ . ()	右太右衛門 長蔵 七右衛門	御普請御掛 御役人中様	状	1
331	覚(米20俵宛、250俵口の内船積河下、3枚とも同内容)	(年未詳) ・ . ()	八代郡 上大鳥居村 佐内	十嶋御番所 御役人中	状	3
332	最勝寺村百姓亀三郎(安藤伝蔵支配所甲斐国百姓壺人通行手形用の印鑑カ、包紙共、→111)	(年未詳) ・ . ()			状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
333	申合書(正月・道祖神祭典・三月・七月の行事)	(年未詳) ・ ()	青年惣代 杉山仁作		状	1
334	(鯉沢宿助郷村高書上)	(年未詳) ・ ()			冊	1
335	御高札所御修覆入用(梅・杉・栗・五寸釘・大工30人・手伝人足5)	(年未詳) ・ ()			綴	1
336	(番所カ、「四拾間之処式拾四間焼失」、敷地と屋敷配置図)	(年未詳) ・ ()			図	1
337	記(水防杭手間ちん金1朱)	(年未詳) ・ ()	指物や 久七	堤防方 御中	状	1
338	(検地帳断簡及質入記入か、研石・大師田・起し)	(年未詳) ・ ()			状	1
339	覚(上田屋敷14筆合7畝15歩、下畑9筆合4畝26歩、書上げのみ)	(年未詳) ・ ()			状	1
340	乍恐以書付奉願上候(後欠、水車運上永書上、関連文書小2通共)	(年未詳) ・ ()			状	3
341	(皆畑、持高書上、6人分)	(年未詳) ・ ()			冊	1
342	差入申証書之事(3筆合1反6畝2歩、今般地券改正により地券状を預け、本金返済後返還)	(年未詳) ・ ()	小田舟原村 松田儀兵衛	鯉沢村 雨宮三郎右衛門殿	状	1
343	差入申御猶予一札之事(年貢・夫錢滞り、下書)	(年未詳) ・ ()	弥七・伊八組合		状	1
344	奉差上一札之事(下書、年貢諸夫錢滞の件、百姓源之丞・同栄八)	(年未詳) ・ ()			状	2
345	去未御年貢未納人取立(全員有姓、明治4年以降か)	(年未詳) ・ ()			横	1
346	戸籍長副人撰(入札結果)	(年未詳) ・ ()			冊	1
347	印鑑 [㊤]	(年未詳) ・ ()	聴訟 断獄方 捕亡		図	1
348	覚 (番非人住居)	(年未詳) ・ ()			冊	1
349	(其村米相場上中下、10月15日～12月15日の分、正副2通提出)	(年未詳) ・ ()	山梨県 第三課	第拾五区 巨摩郡鯉沢村 戸長	状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
350	出火一条御書諸色扣（十谷村惣家数116・焼失62、村貯穀拝借）	(年未詳) ・ ()			綴	1
351	白米特価購買券 (但式升券)	(年未詳) ・ ()	鯉沢救済会		状	1
352	小切手 (一括の表紙)	(年未詳) ・ ()			状	1
353	記 (金20円諸色代金請取)	(年未詳) ・ ()	鬼嶋 忠七	雨宮三郎右衛門様	状	1
354	打竹拾七ヅ三拾四わ (打竹22わ取、改受取)	(年未詳) ・ 9. 5 ()	田原村 中兵衛舟		状	1
355	記（3間末口4寸木4本などヅ40本、彦兵衛船、船賃5貫文）	(年未詳) ・ 9. 9 ()	ヲ二 忠七	本村 雨宮三郎右衛門様	状	1
356	記（3間末口4寸3本などヅ30本、彦兵衛船、壱船半荷3貫750文）	(年未詳) ・ 9. 10 ()	ヲ二 忠七	本村 雨宮三郎右衛門様	状	1
357	鯉沢市街（他に南部・市川・吉田・甲府・谷村の市街図を1枚に）	(年未詳) ・ ()			図	1
358	(鯉沢町絵図、戦後、白黒、40.0×54.5cm)	(年未詳) ・ ()			図	1
359	増穂村青柳字外河原及字上河原図面（青柳河岸絵図か、荷揚場と梯子状の物有、彩色、青・赤・黒）	(年未詳) ・ ()			図	1
360	増穂村役場平面図 教員住宅平面図 (百分ノ一)	(年未詳) ・ ()			図	2
361	質物取引規則 (筆写)	(年未詳) ・ ()			冊	1
362	地方凡例録 卷之壱 (写本)	(年未詳) ・ ()	遠藤		冊	1
363	類聚方序 全 (筆写、起老園主人磯野公道書、時六十九)	(年未詳) ・ ()			冊	1
364	八算惣巻り (計算例)	(年未詳) ・ ()			状	1
365 止	無楯鎧之御影 (木版)	(年未詳) ・ ()	菅田天神社 [㊤]		図	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
1	亥之年免定（米44石067、永125文葭運上、村高207石47）	寶永 4. 11. 亥（1707）	（人印）	馬籠村 名主 百姓	状	1
2	悪水込樋御仕様帳写	寛政 4. 2. 子（1792）	巨摩郡 大田和・馬籠 立会	御掛り川嶋彦蔵様 佐藤良右衛門様 関口祐助様	冊	1
3	当卯春用水路浚御普請出来形帳 （榑原小兵衛手代安藤常右衛門・ 富田府十郎）	寛政 7. 3. 卯（1795）	巨摩郡馬籠村	市川御役所	冊	1
4	当巳宗門人別改帳（高301石606、 16軒・63人、男馬1疋、力者1軒）	寛政 9. 3. 巳（1797）	巨摩郡馬籠村 名主清兵衛		冊	1
5	酉御年貢可納割附之事（高301石 606、卯ヶ子迄10ヶ年定免、米11 石08、永125文葭役）	享和 元. 10. 酉（1801）	堀谷文右衛門	右村名主 長百姓 惣百姓	状	1
6	（難差置場所二付来未春定式川除 普請すべき場所書上）	（文化7） . 9. 午（1810）	巨摩郡馬籠村 佐兵衛 清兵衛 長兵衛	市川御役所	冊	1
7	差出申御頼書付之事（家出帰村の 者）	文化 10. 8. 酉（1813）	今福村 市郎兵衛 親類 千右衛門	馬籠村 佐兵衛殿	状	1
8	（前欠、当7月10日・11日の大雨 で笛吹川満水、稲水腐、3ヶ村で 金百両拝借願）	（文化11） . 9. 戌（1814）	巨摩郡大田和村（三役） 同郡馬籠村（名主・長百姓） 同郡藤巻村（三役）	市川御役所	状	1
9	乍恐以書付奉願上候（大水難、当 亥ヶ来ル申迄10ヶ年御救手当定免 願、11年目酉ヶ本免上納）	文化 12. 2. 亥（1815）	甲州巨摩郡馬籠村 名主清兵衛 長百姓佐兵衛	市川御役所	状	1
10	乍恐以書付奉願上候（大水難に引 続き難波に付、年貢金上納8月迄 日延願）	（文化12） . 3. 亥（1815）	巨摩郡馬籠村（名主・長百姓） 同郡大田和村（三役） 同郡藤巻村（三役）	市川御役所	状	1
11	差上申御吟味下証文之事（空兵衛 持馬を定右衛門奪取一件、内済に つき吟味下）	文化 13. 7. 子（1816）	訴訟方山梨郡小瀬村 長百姓空兵衛 相手方巨摩郡山之神村 馬口芳定右衛門（他4名）	鈴木傳市郎様 御役所	状	1
12	乍恐以書付奉願上候（寛政6年榑 原小兵衛支配6郡中惣代1年限り 選任も、近年弛み、組合村々へ通 達願）	文化 13. 8. 子（1816）	山之神村名主徳兵衛 布施村名主平七 白井阿原村名主察右衛門 （他10ヶ村名主）	市川御役所	状	1
13	鈴木傳市郎御代官所甲州巨摩郡馬 籠村当丑春悪水路浚御普請出来帳	文化 14. 2. 丑（1817）	馬籠村	御普請御掛り 御役人中様	冊	1
14	差上申一札之事（当村内御林の内 去子雪折竹増永で払下願）	文化 14. 8. 6 丑（1817）	右村名主清兵衛 長百姓佐兵衛	鈴木清市郎様御手代 大沢弥吉殿	状	1
15	頼ミー札之事（此度在町一件諸雑 用、村々惣代として貴殿江戸表出 府頼、銀500文ずつ其他臨時入用 差出す旨）	文政 3. 12. 辰（1820）	大田和村 名主七郎左衛門 （他六ヶ村名主6名）		状	1
16	定書（中郡筋組合村々惣代の取 極、1ヶ年交代・惣代組合は金3 両宛）	文政 3. 12. 辰（1820）	大田和村 名主七郎左衛門 （他七ヶ村名主7名）		状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
17	乍恐以書付奉申上候（組合8か村 の西花輪村組合離れは不当、是迄 通り願う、紙縫りで綴合、同文2 通、1通は下書）	文政 5. 10. 午（1822）	中郡八ヶ村 惣代佐兵衛	市川御役所	状	2
18	未年郡中割見届請印帳	（文政7） . 閏8. 申（1824）	郡中惣代 馬籠村佐兵衛		冊	1
19	奉請取金子之事（後欠、甲州三分 様支配所村々江戸廻米御用、岩淵 詰所修覆入用代金等）	弘化 3. 3. 午（1846）	佐々木道三郎御代官所 甲州巨摩郡極楽寺村 長百姓彦四郎 （他3名カ）		状	1
20	差上申御吟味下ヶ証文之事（百姓 幸平御廻状継立人足勤めず、吟味 中心得違、以来勤める旨）	（嘉永3） . 3. 戌（1850）	馬籠村名主佐兵衛 長百姓清兵衛 百姓幸平 幸平組合勇蔵	市川御役所	状	1
21	乍恐以書付奉願上候（欠落人百姓 長兵衛の跡株を弟喜惣次が引請け る旨）	嘉永 3. 7. 2 戌（1850）	右（馬籠村）喜惣次 親類藤吉 組合勘左衛門 名主佐兵衛 長百姓幸次郎	市川御役所	状	1
22	乍恐以書付奉願上候（百姓幸平・ 佐五右衛門・志平・源四郎・柳助 五人が年貢・諸夫銭割賦の際、昨 20日名主元へ種々悪口雑言狼藉の 始末、御吟味願）	（年未詳） . 12. 戌（ ）	巨摩郡馬籠村 名主佐兵衛 長百姓清兵衛	市川御役所	状	1
23	差上申詫書一札之事（私共2人、 去ル12日夜御年貢・夫銭割の役宅 で口論）	嘉永 3. 12. 戌（1850）	馬籠村 勘左衛門 佐左衛門（他6名）	同村 御役人中	状	1
24	手間奉公人請状之事（当戌暮の亥 暮迄12月、1ヶ月両日宛貴殿手間 奉公、御紛（給）金甲金1両1分 8匁4分受取）	嘉永 3. 12. 戌（1850）	右左口村 奉公人忠次郎 大田和村 証人定右衛門	馬籠村 佐兵衛殿	状	1
25	乍恐以書付御訴訟奉申上候（昨朔 日夜5ツ時、東花輪村周民方へ行 く途中、大田和村善左衛門悪口の 上両度川へ突き落されし一件）	（年未詳） . 10. 亥（ ）	馬籠村 百姓 幸平	市川御役所	状	1
26	差出申一札之事（去戌12月20日、 御役席へ年貢の儀不当申上、手鎖 宿預け詫）	（年未詳） . . 亥（ ）	馬籠村百姓幸平 同 志兵衛 佐五右衛門悱周吉（他3名）	馬籠村 御役人中	状	1
27	乍恐以書付奉願上候（金60両水難 相続拝借願、当村釜無川と笛吹川 に挟まれた国中第一の地窪で去寅 稀成大地震民家震潰れ・田畑床 違、当6月大雨、大田和村堤数カ 所切れ、野中七分通水腐、7月23 日～8月朔日迄大風雨、上郷臼井 阿原村堤切人家床上迄泥水など大 難渋、10年賦を15年賦に拝借返納 願）	安政 2. 11. 卯（1855）	当御代官所巨摩郡馬籠村 名主清兵衛 長百姓佐兵衛 百姓代良左衛門	市川御役所	状	1
28	奉公人請状之事（八代郡市川大門 村百姓乙八悱熊吉、当巳正月の12 月迄1ヶ年季、給金甲金2両1分の 内金2分2朱受取、仕着せ3枚、休 日1ヶ月3日宛）	安政 4. 正. 巳（1857）	八代郡市川大門村 百姓乙八悱 奉公人熊吉 請人勘右衛門 同断馬籠村半兵衛	馬籠村 佐兵衛殿	状	1

番号	史料名	年代	差出人	宛名	形態	数量
29	乍恐以書付奉願上候（金4兩、先上納金7兩1分、大砲鑄立上納金、当巳酉迄5ヶ年割合上納）	安政 4. 6. 28 巳（1857）	森田岡太郎様 御手附木村弘太郎殿 御同人様 御手代秋山省三殿		状	1
30	質地証文之事（砂畑1筆2畝12歩外見取畑共、代金10兩、当申暮来酉迄1ヶ年季、長百姓源五左衛門裏印）	萬延 元. 12. 申（1860）	質主宗十郎 証人与作 同次郎作	源兵衛殿	状 包紙 共	1
31	（貸金銀売掛等之出入出訴之節、公事馴候者の差出禁止）	（年未詳） . 正 . 午（ ）			状	1
32	差出申一札之事（未年夏中度々出水稲作泥水押冠不熟、石代金納、他買納願）	（年未詳） . 正 . 申（ ）	東花輪村名主喜右衛門（他2名） 藤巻村名主儀右衛門（他2名） 今福村名主孫平（他2名）	郡中惣代中	状	1
33	乍恐以書付奉願上候（去午年御渡米小切手取失せども、御割付目録御渡し願）	（年未詳） . 3 . 酉（ ）	馬籠村 名主佐兵衛	市川御役所	状	1
34	差上申一札之事（田方検見や廻村時の馳走禁止、廻米御米拵方差図次第河岸出）	（年未詳） . 9 . 酉（ ）	郡中惣代 連印		状	1
35	甲州川々諸色直段帳（普請用材などの値段）	（年未詳） . . . （ ）	大田和村 宗八		冊	1
36	（普請入用書上）	（年未詳） . . . （ ）	巨摩郡馬籠村		冊	1
37	差上申御吟味下証文之事（西花輪村長百姓兵蔵娘はつを大田和村百姓松太郎倅小兵衛他1名連出）	（年未詳） . . . （ ）			状	1
38	（書簡、馳走の礼、鳥渡御咄あり、拙宅迄御光賀希う）	（年未詳） . 2. 5 （ ）	藤巻村 □兵衛	馬籠村 渡辺佐兵衛様 貴下	状	1
39	口上（書簡、甲府の芝居、大の殿棧敷・高土間・平土間不残買切）	（年未詳） . 6. 25 （ ）	藤巻村 内藤浪吉	馬籠村 渡辺佐兵衛様 貴下	状	1
40	（書簡、15日例祭、前夜を光来を待つ）	（年未詳） . 9. 13 （ ）	藤巻村 □兵衛	馬込村 渡辺佐兵衛様 貴下	状	1
41	覚（粃20俵代328匁、内金6兩渡、以上94匁又金2兩）	（年未詳） . 11. 25 （ ）	田嶋屋平十郎 （市川）	馬籠村 佐兵衛様	状	1
42 止	覚（甲金2分2朱入金、年拾九才女）	（年未詳） . . . （ ）	龍王村 嘉助		状	1

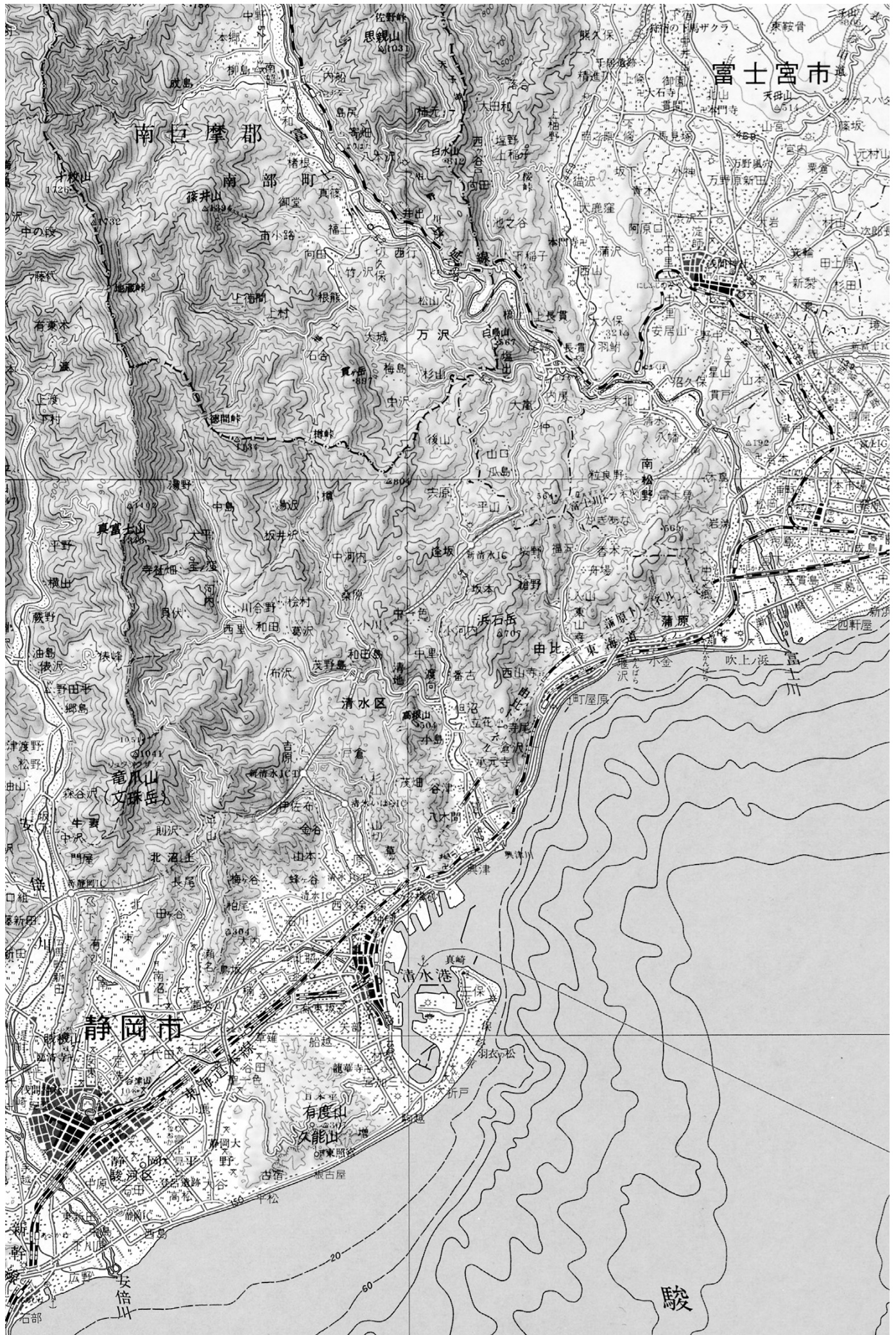
青山幸太家所蔵

③ 古長谷（ふるはせ）村文書目録

年代順

番号	史料名	年 代	差出人	宛名	形態	数量
1	覚 (開基など書上)	宝永 2. 7. 晦 乙酉 (1705)	常嶽寺		状	2
2	覚 (去巳の来ル酉年迄5ヶ年定免 取箇、巨摩郡古長谷村)	(寛延3) . 12. 午 (1750)	上倉彦左衛門	右村名主 長百姓 惣百姓	状	1
3	乍恐以書付御下奉願上候 (常岳寺 開基をめぐる争論)	天保 14. 7. 10 卯 (1843)	古長谷村名主源左衛門 同 長百姓庄兵衛 同 周八・猶右衛門 (他2名)	市川御役所	状	1
4	乍恐以書付奉申上候 (常岳寺開基 一件に付本山の書付)	天保 14. 8. 卯 (1843)	下山村 本山 龍雲寺	市川御役所	状	1
5	乍恐以書付御下ヶ奉願上候 (百姓 惣兵衛の常岳寺開基争論)	天保 14. 12. 卯 (1843)	願人甲州巨摩郡古長谷村 百姓惣兵衛 (他7名)	市川御役所	状	1
6	儀定書之事 (常岳寺開基は惣兵衛一統の旨)	嘉永 4. 3. 亥 (1851)	古長谷村 開基 惣兵衛 織右衛門 (他3名)		状	1
7	儀定書之事 (常岳寺開基は惣兵衛一統の旨)	嘉永 4. 3. 亥 (1851)	巨摩郡古長谷村常岳寺 同寺開基 惣兵衛 (他18名)		状	1
8	議定書之事 (常岳寺開基一件、当住入院の旨)	安政 2. 6. 卯 (1855)	常岳寺 惣兵衛 清重郎 (他5名)		状	1
9 止	(星野氏、惣兵衛兄弟常岳寺建立、 惣兵衛と内儀の戒名一字ずつで常 岳寺とす)	(年未詳) . . ()			状	1

富士川流域から清水港・三保松原までの地形



(原図は彩色)

(国土地理院 1:200,000 地勢図 静岡 平成24年6月1日発行より)

協力者 青山 幸太

鍋田 幹雄

望月 大輔

瀧浪 和美 (富士山かぐや姫ミュージアム)

長谷川 大

小林 勇司 (身延町教育委員会)

望月 亮一 (南部町教育委員会)

富士川町教育委員会

担当 齊藤 義慧

富士川町郷土資料叢書 8

富士川水運資料④

青山幸太家所蔵

富士川絵図 II

二〇二三年(令和五年)七月七日発行

〒四〇〇一〇五九二

富士川町天神中條一三四

発行 富士川町教育委員会

印刷 株式会社サンニチ印刷

